

1. 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1-1 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務

1. 南房総市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 南房総市	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること。 (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。 (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。 (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること。 (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (8) 被災市営施設の応急対策に関すること。 (9) 災害時における文教対策に関すること。 (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (12) 被災施設の復旧に関すること。 (13) 市内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること
2. 南房総市消防団	(1) 災害及び二次災害の予防警戒、防除に関すること。 (2) 人命の救出、救助及び応急救護に関すること。 (3) 消防、水防その他の応急処置に関すること。 (4) 災害時の救助、救急、情報の伝達に関すること。

2. 千葉県の機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 県	(1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。 (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。 (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (8) 被災県営施設の応急対策に関すること。 (9) 災害時における文教対策に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること。 (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (13) 被災施設の復旧に関すること。 (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること。 (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。 (17) 被災者の生活再建支援に関すること。 (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。
2. 安房地域振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 南房総市が処理する事務、事業の指導、斡旋等に関すること。 (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。 (3) 災害救助に係る連絡・調整に関すること。 (4) その他災害の防除と拡大の防止に関すること。
3. 安房土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水防に係る情報の収集、伝達、指導等に関すること。 (2) 砂防及び地すべり防止事業に関すること。 (3) 急傾斜地崩壊防止事業に関すること。 (4) 県所管に係る河川、海岸、道路、橋梁の整備及び維持管理に関すること。 (5) 河川、海岸、道路等における障害物の除去に関すること。
4. 南部漁港事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁港基本施設等及び漁港区域に係る海岸堤防の被害調査、応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 (2) 油流出災害時の県管理漁港区域における防御作業に関すること。
5. 安房健康福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設の保全に関すること。 (2) 医療救護に関すること。 (3) 防疫その他保健衛生に関すること。
6. 南部林業事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 林地、治山施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 林野火災発生箇所の被害調査及び復旧対策に関すること。
7. 安房農業事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地、農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 園芸作物、主要農作物、特産作物等の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 災害対策技術の普及に関すること。 (4) 畜産に関する被害調査及び応急対策に関すること。
8. 館山警察署 (県警察)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備活動に関すること。 (2) 防災関係機関との連携に関すること。 (3) 防災関係機関からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 (4) 警察通信の確保及び統制に関すること。 (5) 被災者の救出及び避難に関すること。 (6) 死体(行方不明者)の捜索並びに検視に関すること。

	(7) 交通規制及び交通施設等の保全に関すること。 (8) 犯罪の予防とその他社会秩序の維持に関すること。
--	--

3. 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(近隣の部隊) ・ 陸上自衛隊 第1ヘリコプター団 (木更津市) ・ 海上自衛隊 第21航空群 (館山市) ・ 航空自衛隊 第4補給処木更津支処 (木更津市) ・ 市内：航空自衛隊峯岡山 分屯基地	(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料の基礎調査に関すること。 イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 ウ 防災資材の整備及び点検に関すること。 エ 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること。 (2) 災害派遣の実施 ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。 イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。

4. 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (千葉支店)	(1) 電気通信施設の整備に関すること。 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
2. KDDI株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関すること。 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
3. 日本赤十字社 (千葉県支部)	(1) 医療救護に関すること。 (2) こころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 (4) 血液製剤の供給に関すること (5) 義援金の受付及び配分に関すること (6) その他応急対応に必要な業務に関すること
4. 日本放送協会 (千葉放送局)	(1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。 (4) 被災者の受信対策に関すること。
5. 日本通運株式会社 (千葉支店)	(1) 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
6. 東京電力パワーグリッド	(1) 災害時における電力供給に関すること。

資 料 編

株式会社 (千葉総支社)	(2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
7. 東日本旅客鉄道株式会社(館山駅)	(1) 鉄道施設の保全に関すること。 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 (3) 帰宅困難者対策に関すること
8. 日本郵便株式会社 (富浦郵便局) (館山郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。 オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。 (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

5. 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。 (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。 (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。 (5) 津波、噴火警報等の伝達に関すること。
2. 関東農政局	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 (2) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること。
3. 関東森林管理局 (千葉森林管理事務所)	(1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること。 (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
4. 関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。

<p>5. 関東東北産業保安監督部 (千葉海上保安部 館山分室)</p>	<p>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事。 (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事。</p>
<p>6. 第三管区海上保安本部 (千葉海上保安部 館山分室) (銚子海上保安部)</p>	<p>(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関する事。 (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関する事。 (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事。 (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関する事。</p>
<p>7. 東京管区気象台 (銚子地方気象台)</p>	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。</p>
<p>8. 国土交通省 (東京空港事務所)</p>	<p>(1) 災害時における空港の運用に関する事。 (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事。</p>
<p>9. 関東運輸局 (千葉運輸支局)</p>	<p>(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事。 (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。 (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事。 (4) 災害時における応急海上輸送に関する事。 (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関する事。</p>

10. 関東地方整備局	<p>(1) 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> a 防災上必要な教育及び訓練等に関する事。 b 通信施設等の整備に関する事。 c 公共施設等の整備に関する事。 d 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 e 官庁施設の災害予防措置に関する事。 F 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事。 g 豪雪害の予防に関する事。 <p>(2) 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> a 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事。 b 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事。 c 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。 d 災害時における復旧資材の確保に関する事。 e 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事。 f 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事。 g 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事。 h 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。 <p>(3) 災害復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> a 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
11. 関東総合通信局	<p>(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。</p> <p>(2) 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) の派遣に関する事。</p> <p>(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。</p> <p>(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置 (臨機の措置) の実施に関する事。</p> <p>(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。</p>
12. 千葉労働局	<p>(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事。</p> <p>(2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事。</p>

6. 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 一般社団法人千葉県トラック協会 社団法人千葉県バス協会	(1) 災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
2. 公益社団法人千葉県医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること。 (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
3. 一般社団法人千葉県歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること。 (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。
4. 一般社団法人千葉県薬剤師会	(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
5. 民間放送機関 千葉テレビ放送株式会社 株式会社ニッポン放送 株式会社ベイエフエム	(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
6. 公益社団法人千葉県エルピーガス協会	(1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
7. 千葉県道路公社	(1) 所管道路の保全に関すること。 (2) 所管道路の災害復旧に関すること。 (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

7. その他関係機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 安房郡市広域市町村圏事務組合	(1) 消防施設・消防体制の整備に関すること。 (2) 救助及び救援施設・体制の整備に関すること。 (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 (4) 消防知識の啓発・普及に関すること。 (5) 傷病人の救急・救助に関すること。 (6) 火災発生時の消火活動に関すること。 (7) 被災者の救助・救援に関すること。 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (9) 水防活動の協力、援助に関すること。 (10) 粗大ごみの収集・処理に関すること。 (11) 火葬場施設の維持、管理、運営に関すること。
2. 南房総広域水道企業団 三芳水道企業団	(1) 水道施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
3. 富山国保病院	(1) 病院施設の整備、避難訓練に関すること。 (2) 災害時における救護班の編成、医療救護に関すること。

資 料 編

4. 鋸南地区環境衛生組合	(1) ごみの収集・処理に関すること。 (2) し尿処理に関すること。
5. 安房農業協同組合	(1) 農作物の被害調査等の協力に関すること。 (2) 農業者の災害対策に関すること。
6. 商工会議所	(1) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力に関すること。 (2) 商工業者の災害対策に関すること。
7. 安房医師会	(1) 災害時の医療及び助産活動に関すること。 (2) 市と医療機関との連絡調整に関すること。
8. 安房歯科医師会	(1) 災害時の歯科医療活動に関すること。 (2) 市と歯科医療機関との連絡調整に関すること。
9. 安房薬剤師会	(1) 医薬品の調達、供給に関すること。 (2) 市と薬剤師との連絡調整に関すること。
10. 南房総市社会福祉協議会	(1) ボランティアの受入に関すること。 (2) ボランティアセンターの運営に関すること。
11. 土地改良区	(1) 防災ため池等の施設の整備と管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。 (3) たん水防排除施設の整備と活動に関すること。

8. 住民及び事業所等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 住民 (自主防災組織)	<p>自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること。</p> <p>地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること。</p> <p>また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。</p>
2. 民間事業所等	<p>従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること。</p> <p>地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること。</p> <p>災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること。</p>
3. ボランティア団体	<p>普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。</p>

2. 災害予防対策

2-1 津波災害予防対策

<資料2-1-① 海岸法 海岸保全区域一覧表—その1〔農林水産省所管海岸〕>

沿岸名	漁港・海岸名	所在地区名	延長(m)	告示番号及び年月日	管理者
千葉東	和田	和田地区	250	昭和 45. 6. 23 千葉県告示第 394, 397 号	千葉県
〃	白子	千倉地区	440	昭和 40. 4. 2 千葉県告示第 181, 182 号	南房総市
〃	千倉	〃	450	昭和 45. 5. 6 千葉県告示第 285, 288 号	千葉県
〃	七浦	〃	330	昭和 40. 5. 14 千葉県告示第 248, 249 号	南房総市
〃	乙浜	白浜地区	1, 260	平成 8. 9. 27 千葉県告示第 832 号	千葉県
〃	野島	〃	980	平成 3. 3. 26 千葉県告示第 266 号	南房総市
〃	川下	〃	215	昭和 61. 7. 18 千葉県告示第 635 号	〃
東京湾	小浦	富山地区	100	昭和 42. 6. 20 千葉県告示第 373 号	〃
〃	高崎	〃	500	昭和 42. 6. 20 千葉県告示第 372 号	〃

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和2年修正)

<資料2-1-② 海岸法 海岸保全区域一覧表—その2〔国土交通省所管海岸〕>

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長(m)	告示番号及び年月日
東京湾	富山	岩井	2, 300	昭和 33. 5. 31 千葉県告示第 267 の 2 号
〃	富浦	坂本	1, 700	昭和 33. 5. 31 千葉県告示第 267 の 2 号
〃	〃	新宿	800	昭和 33. 10. 28 千葉県告示第 471 号
千葉東	千倉	瀬戸	2, 300	昭和 33. 5. 31 千葉県告示第 267 の 2 号
〃	千倉	三原	2, 700	〃
〃	和田	大原	700	昭和 39. 7. 21 千葉県告示第 408 号
〃	〃	白渚	1, 300	昭和 36. 11. 9 千葉県告示第 477 の 2 号
〃	〃	和田浦	1, 400	昭和 41. 4. 8 千葉県告示第 243 号

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和2年修正)

<資料 2-1-③ 地区別津波浸水被害の予測(元禄地震のケース)>

地区名	津波の規模		津波被害の予測
	津波影響開始時刻	津波到達時間	
富山	津波影響開始時刻	3.3~5.0分	人家まで浸水するところはないが、津波到達時間が30分未満と短いため、海水浴客、釣り客、観光客等に避難遅れによる死者が発生する危険性がある。
	津波到達時間	23.3~25.7分	
	最大津波高	2.3~2.9m	
	津波浸水深	3m未満	
富浦	津波影響開始時刻	3.0~5.0分	人家まで浸水するところはないが、津波到達時間が30分未満と短いため、海水浴客、釣り客、観光客等に避難遅れによる死者が発生する危険性がある。
	津波到達時間	21.7~26.7分	
	最大津波高	2.3~3.7m	
	津波浸水深	3m未満	
白浜	津波影響開始時刻	1.7~6.3分	根本港、砂取港、川下の各一部の家屋に浸水被害が発生するおそれあり。津波到達時間が10分未満と短いため、海水浴客、釣り客、観光客等に避難遅れによる死者が発生する危険性がある。
	津波到達時間	4.3~7.0分	
	最大遡上高	3.9~7.8m	
	津波浸水深	3m未満	
千倉	津波影響開始時刻	1.3~2.7分	白間津漁港、大川、七浦漁港、平磯漁港、川口漁港、千倉漁港、南朝夷のそれぞれ一部の家屋に浸水被害が発生するおそれあり。津波到達時間が10分未満と短いため、海水浴客、釣り客、観光客等に避難遅れによる死者が発生する危険性がある。
	津波到達時間	3.3~7.3分	
	最大遡上高	5.4~6.1m	
	津波浸水深	3m未満	
丸山	津波影響開始時刻	2.3~2.7分	人家まで浸水するところはないが、津波到達時間が10分未満と短いため、釣り客、観光客等に避難遅れによる死者が発生する危険性がある。
	津波到達時間	7.3~8.0分	
	最大遡上高	5.7~5.9m	
	津波浸水深	3m未満	
和田	津波影響開始時刻	2.3~2.7分	津波浸水深は三原川の河口部で5m未満、その他の海岸でも4m未満と他の地区よりも深い。 和田漁港周辺で一部家屋への浸水のおそれあり。津波到達時間が8分以下と短いため、海水浴客、釣り客、観光客等に避難遅れによる死者が発生する危険性がある。
	津波到達時間	7.3~8.0分	
	最大津波高	5.4~5.9m	
	津波浸水深	5m未満	

津波影響開始時刻：地震発生から、海岸・海中の人命、漁船等に影響が出るおそれのある津波による水位変化(初期水位からの水位変化が±20cm)が生じるまでの時間。

津波到達時間：地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間。

最大津波高：各地区の沖合における津波の最も高い標高。

最大遡上高：各地区で津波が到達する最高の標高。

津波浸水深：各地区の地表面からの水面の高さを示す。

2-2 土砂災害予防対策

＜資料2-2-① 土砂災害危険箇所数一覧表(農林水産省、林野庁所管)＞

区	農林水産省所管	林野庁所管				計
	地すべり防止区域	地すべり防止区域	地すべり危険地区	山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	
富浦地区				32		32
富山地区	3	5	61	15	2	86
三芳地区		1	5	71	4	81
白浜地区				9		9
千倉地区				31		31
丸山地区		2	31	103	5	141
和田地区		5	39	29	11	84
合計	3	13	136	290	22	464

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和2年修正)

＜資料2-2-② 土砂災害危険箇所数一覧表＞

地区	地すべり防止区域	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜地崩壊危険区域	砂防指定地	計
富浦地区	1	4	139	7	—	151
富山地区	26	17	100	2	—	145
三芳地区	4	11	142		—	157
白浜地区		8	26	2	—	36
千倉地区		3	95		—	98
丸山地区	6	16	169	5	—	196
和田地区	12	18	81	5	—	116
合計	49	77	752	21	(24)	899

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和2年修正)

備考：危険箇所の具体的位置等については、「11. 土砂災害危険箇所」に記載。

注)「砂防指定地」の箇所数は、地区合計及び全体合計値には含まれない。

2-3 水害予防対策

＜資料2-3-① 河川法一二級河川表(二級河川)＞

水系名	河川名	指定延長	備考
岩井川	岩井川	左・右岸各 3,900m	
岡本川	岡本川	左・右岸各 6,605m	
〃	福沢川	左・右岸各 1,900m	
平久里川	平久里川	左・右岸各 19,472m	水位情報周知河川
〃	山名川	左・右岸各 7,000m	
〃	増間川	左・右岸各 4,600m	
〃	大谷川	左・右岸各 920m	
長尾川	長尾川	左岸 7,600m	
長尾川	馬喰川	左・右岸各 1,200m	
川尻川	川尻川	左・右岸各 1,000m	
瀬戸川	瀬戸川	左・右岸各 7,500m	
丸山川	丸山川	左・右岸各 13,878m	
温石川	温石川	左・右岸各 8,600m	
三原川	三原川	左・右岸各 11,500m	
長者川	長者川	左・右岸各 2,600m	

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和2年修正)

備考：「水位情報周知河川」とは、平成17年の水防法の改正によって設けられた河川防災対策上分けられた河川種類の1つで、洪水により国民経済の上重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川で、特別警戒水位を定め、水位の観測は行っているものの流域の面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川。

<資料2-3-② 県管理河川等重要水防区域>

	級種別	河川名	危険箇所地先名
一般河川	二級	岩井川	南房総市久枝
〃	〃	平久里川	南房総市下堀・水汲戸
〃	〃	山名川	南房総市御庄・中
〃	〃	瀬戸川	南房総市千倉町川合・瀬戸
〃	〃	丸山川	南房総市岩糸・西原・沓見
〃	〃	温石川	南房総市岩糸
〃	〃	三原川	南房総市和田町中三原

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和2年修正)

<資料2-3-③ 水位観測地点>

水系	観測地点名	所在地
岩井川	岩井川	南房総市久枝 421-1
平久里川	三芳	南房総市下堀 75
汐入川	菱沼橋	館山市長須賀 236-3
瀬戸川	瀬戸川	南房総市千倉町瀬戸 362-3
丸山川	古川	南房総市岩糸 2536
三原川	三原川	南房総市和田町小川 335-2

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和2年修正)

<資料2-3-④ 雨量観測地点>

観測地点名	所在地
安房土木事務所	館山市北条 402-1
荒川	南房総市荒川櫛形 871
三芳	南房総市下堀 75
白浜	南房総市白浜町白浜 7835
瀬戸川	南房総市千倉町瀬戸字鳥ノ川 362-3
丸山	南房総市珠師ヶ谷 1289
平久里	南房総市平久里中 1350-1
和田	南房総市和田町仁我浦 243

出典：千葉県地域防災計画資料編(平成29年修正)

2-4 風害予防対策

＜資料2-4-① 主な防災気象情報の種類＞

防災気象情報	概要
注意報	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
警報	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
予告的な気象情報	<ul style="list-style-type: none"> 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
竜巻注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される。 実際に危険度が高まっている場所については気象庁のホームページ「レーダーナウキャスト」で閲覧可能。 竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間。
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
記録的短時間大雨情報	<ul style="list-style-type: none"> 県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

＜資料２－４－② 市内防風林の現況＞

所管等	面積
民有林	29.2ha
国有林	5.1ha
合計	34.3ha

＜資料２－４－③ 防風林の防風効果＞

防風林からの距離	10倍	15倍	20倍	25倍	30倍
密閉度 約30%	75	85	90	95	100
50	25	50	60	75	100
100	65	80	85	95	100

備考：防風林からの距離は樹高倍数、表中の数字は防風林からの距離が30倍の地点における値に対する比である。

＜資料２－４－④ 防風林の効果範囲＞

種類	効果範囲	備考
国有保安林	13倍～15倍	樹高12m、林の幅72m、クロマツ 14
耕地防風林	10倍	樹高4m 2列植 14
耕地防風林	20倍	樹高7m 3列植 14
うつぎ防風林	20倍	樹高1.8m 15
ヤマダチ・ヤギの植列	12倍～15倍	樹高4m 15
カラマツ防風林	20倍以上	樹高約9m 15

＜資料２－４－⑤ 災害時優先電話番号＞

No.	施設名	災害時優先電話番号	設置場所
1	市役所本庁	0470-33-1029	消防防災課
2		0470-33-1116	消防防災課
3	富山地域センター	0470-57-2512	地域センター
4		0470-57-2513	地域センター
5	三芳分庁	0470-36-1157	社会福祉課
6		0470-36-1158	社会福祉課
7	白浜地域センター	0470-38-3133	地域センター
8		0470-38-3463	地域センター
9	朝夷行政センター	0470-44-5431	行政センター
10		0470-44-5432	水道局
11	和田地域センター	0470-47-3111	地域センター

令和4年4月1日現在

2-5 浸水想定区域等の要配慮者利用施設

① 平久里川洪水浸水想定区域内の施設

所施設名	所在地	備考
富山国保病院	平久里中 1410-1	
特別養護老人ホーム「伏姫の郷」	平久里下 1129-2	

② その他河川洪水浸水想定区域内の施設

所施設名	所在地	備考
小規模特別養護老人ホーム 「夕風の郷」	久枝 257	岩井川
まるあんホーム（ひなたホームズ）	安馬谷 2262-44	丸山川
特別養護老人ホーム 花の里	和田町松田 808	温石川
デイサービスセンター花の里	和田町松田 808	温石川
グループホーム安房穂	和田町黒岩 9-1	三原川
サービス付き高齢者向け住宅 南房総里見	和田町黒岩 9-1	三原川

③ 土砂災害警戒区域内の施設（急傾斜・土石流）

所施設名	所在地	備考
こどもの森	白浜町白浜 2224	
白浜幼稚園	白浜町白浜 3061	
白浜小学校	白浜町白浜 3061	
白浜東部保育園	白浜町白浜 7098	
白浜中学校	白浜町滝口 5580-57	
グループホームなぎホーム白浜	白浜町根本 1736-2	
グループホーム なぎ白浜の家	白浜町根本 1736-7	
ショートステイリブテラス丸山	珠師ヶ谷 542	
すくすくハウス	和田町仁我浦 13-1	
中原病院	和田町仁我浦 19-1	病院
間宮医院	和田町仁我浦 123	診療所（無床）

3. 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

3-1 防災関係機関が実施する東海地震対策に関する業務の大綱

1. 南房総市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
南房総市	(1) 南房総市防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事 (2) 東海地震対策の連絡調整に関する事 (3) 東海地震に係る予防、応急対策に関する事 (4) 広報、教育、防災訓練に関する事 (5) 消防、水防対策に関する事 (6) 市が管理又は運営する施設対策に関する事 (7) 例外措置としての住民避難に関する事

2. 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
防災危機管理部	(1) 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事 (2) 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事 (3) 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事 (4) 通信その他施設整備に関する事 (5) 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関する事
総合企画部	(1) 報道機関との連絡調整に関する事 (2) 県民等に対する協力、広報活動に関する事 (3) 飲料水の供給指導に関する事
健康福祉部	(1) 被災者の医療の確保に関する事 (2) 被災者の健康の維持に関する事 (3) 被災者の生活衛生の確保に関する事 (4) 被災者の福祉の確保に関する事
環境生活部	(1) 汚染物資等の発生源に対する監視、指導に関する事 (2) 環境大気及び公共用水域の監視に関する事 (3) 地質環境保全及び監視に関する事
商工労働部	(1) 物資の確保及び調達に関する事 (2) 商工業者、商工団体に対する指導に関する事 (3) 金融機関の業務確保に関する事 (4) 職業訓練施設の保全に関する事

資料編

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
農 林 水 産 部	(1) 農業施設の保全に関する事。 (2) 農業金融の指導に関する事。 (3) 非常食糧の確保に関する事。 (4) 農林業団体に対する指導に関する事。 (5) 林地、治山施設の保全に関する事。 (6) 漁業金融の指導に関する事。 (7) 漁業団体に対する指導に関する事。 (8) 農林水産部所属船舶の保全に関する事。 (9) 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関する事。 (10) 漁業無線による通信手段の確保に関する事。 (11) 漁業漁港施設の保全に関する事。
県 土 整 備 部	(1) 道路及び橋梁の保全に関する事。 (2) 水防に関する事。 (3) 河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事。 (4) 港湾施設の保全に関する事。 (5) 土木資材の確保に関する事。 (6) 県営住宅の保全に関する事。 (7) 建築物の防災に関する事。 (8) 宅地の防災に関する事。 (9) 下水道施設の保全に関する事。
出 納 局	(1) 災害経費に関する事。
企 業 局	(1) 県営水道施設の保全に関する事。 (2) 県営水道区域の水道水の供給、確保に関する事。 (3) 工業用水道施設の保全に関する事。 (4) 工業用水の供給、確保に関する事。 (5) 臨海地域土地造成事業施設及び新市街地造成事業施設の保全に関する事。 (6) 宅地造成事業施設、内陸工業用地造成事業施設及びレクリエーション用地造成事業施設の保全に関する事。
病 院 局	(1) 県立病院の保全に関する事。 (2) 医療救護に関する事。
教 育 庁	(1) 文教施設の保全に関する事。 (2) 公立学校の児童生徒等の保護安全に関する事。 (3) 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関する事。 (4) 文化財の保護に関する事。
千葉県警察本部	(1) 警察本部の設置、運営に関する事。 (2) 各種情報の収集、伝達に関する事。 (3) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 (4) 交通の混乱等の防止に関する事。

3. 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局	(1) 食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関すること。 (2) 営農指導、家畜の移動・衛生対策に関すること (3) 農地・農業用施設等、公共土木施設に関すること
成田空港事務所	(1) 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること。 (2) 航空機の運航の安全と確保に関すること。 (3) 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること。
第三管区海上保安本部 (千葉海上保安部) (銚子海上保安部)	(1) 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関すること。 (2) 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関すること。 (3) 情報の収集、海上交通安全の確保に関すること。 (4) 治安の維持、緊急輸送に関すること。
東京管区気象台 (銚子地方気象台)	(1) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の知事への連絡に関すること。 (2) 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること。 (3) 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること。
千葉労働局 (木更津労働基準監督署)	(1) 産業安全(鉱山保安関係は除く。)に関すること。

4. 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊第1空挺団)	(1) 県との連絡・調整に関すること。 (2) 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること。 (3) 災害発生時における救援活動の実施に関すること。

5. 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社 (千葉支社)	(1) 鉄道施設の保全に関すること。 (2) 鉄道輸送の確保に関すること。 (3) 鉄道旅客の混乱防止に関すること。
東日本電信電話株式会社 (千葉支店)	(1) 電報、電話等の通信の確保に関すること。
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (千葉支店)	(1) 携帯電話等の通信の確保に関すること。
KDDI株式会社	(1) 電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること。
日本赤十字社 (千葉県支部)	(1) 救護班の編成並びに医療、助産、死体処理(一時保管を除く。)に関すること。 (2) 災害救護に関すること。 (3) 日赤医療施設の保全に関すること。 (4) 血液センター施設の保全に関すること。
日本放送協会 (千葉放送局)	(1) 東海地震予知情報等の放送に関すること。 (2) 放送施設の保全に関すること。

資料編

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本高速道路株式会社 関東支社	(1) 東日本高速道路の保全に関する事 (2) 災害時における緊急交通路の確保に関する事
成田国際空港 株式会社	(1) 空港内各航空会社及び旅客に対する情報の伝達に関する事 (2) 空港施設の保全に関する事 (3) 空港内の混乱防止に関する事
日本通運株式会社 千葉支店	(1) 貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送に関する事
東京電力パワーグリッド 株式会社 千葉総支社	(1) 電力の需給に関する事 (2) 電力施設等の保全に関する事

6. 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
公益社団法人 千葉県医師会	(1) 医療及び助産活動に関する事 (2) 医師会医療機関との連絡調整に関する事
一般社団法人 千葉県歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関する事 (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事
一般社団法人 千葉県薬剤師会	(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関する事 (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事 (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関する事
一般社団法人 千葉県バス協会	(1) 旅客輸送の確保に関する事 (2) 人員の緊急輸送の確保に関する事
一般社団法人 千葉県トラック協会	(1) 物資の緊急輸送の確保に関する事
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	(1) 東海地震予知情報等の放送に関する事 (2) 放送施設の保全に関する事

3-2 住民等のとるべき措置と対応

＜資料3-2-① 住民の取るべき措置と対応＞

区 分	住 民 の 取 る べ き 措 置 と 対 応
平 常 時	<p>(1) 家や塀の耐震化を促進する。</p> <p>① わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。</p> <p>② ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適合なものは改築、補強する。</p> <p>(2) 家具類の転倒・落下防止措置をとる。</p> <p>① 机、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。</p> <p>② 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。</p> <p>③ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。</p> <p>① ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。</p> <p>② プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。</p> <p>③ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。</p> <p>④ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の準備をする。</p> <p>① 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。</p> <p>② 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。</p> <p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。</p> <p>① 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。(1人1日分の飲料水 約2~3ℓ)</p> <p>② 食料は、長期保存ができる食品(米、クラッカー、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など)と日頃の買い置きなどを合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。</p> <p>① 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏、三角巾等を救急箱等に入れて準備しておく。</p> <p>なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</p> <p>また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。</p> <p>① 簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品(トイレットペーパー、食品用ラップ、ゴミ袋など)を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。</p> <p>① ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、金槌、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 非常持出品の準備をする。</p> <p>① 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。</p> <p>例 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など</p> <p>(10) 防災講習会、訓練へ参加する。</p> <p>① 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(11) 家族で対応措置の話し合いをする。</p> <p>① 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。</p> <p>② 警戒宣言発令時には電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。</p> <p>③ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(12) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>

資 料 編

<p>東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報入手し、冷静な行動をとる。 (2) 電話の利用を自粛する。 (3) 自家用車の使用を自粛する。 (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言情報を入手する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 市等の防災信号(サイレン、半鐘)等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 ② 県、市、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。 (2) 家具類の転倒・落下防止措置を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 家具、棚等の上の重いものをおろす。 ② 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ③ ベランダの置物を片付ける。 (3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 ② ガス器具等の安全設備を確認する。 ③ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 ④ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。 (4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。 (6) 非常用飲料水、食料を確認する。 (7) 救急医薬品を確認する。 (8) 生活必需品を確認する。 (9) 防災用品を確認する。 (10) 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 (11) 自家用車の利用を自粛する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 ② 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 (12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 幼児、児童生徒、高齢者、病者(臨床者)が安全な場所にいるか確認する。 ② 幼児、児童生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 (13) エレベーターの使用を避ける。 (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

＜資料 3-2-② 自主防災組織の取るべき措置と対応＞

区 分	自 主 防 災 組 織 の 取 る べ き 措 置 と 対 応
平 常 時	(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 ① 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 ② 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ③ 地域内の消防水利を把握する。 ④ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 ⑤ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 ① 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ① 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 ② 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ③ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資機材等を整備する。 ① 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 ① 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 ② 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 ① 自主防災組織の編成を確認する。 ② 自主防災組織本部を設置する。 ③ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民の取るべき措置を呼びかける。 (4) 防災資機材等を確認する。 (5) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

＜資料3-2-③ 事業所の取るべき措置と対応＞

区 分	事業所の取るべき措置と対応
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制を確立する。</p> <p>① 防災責任者の選定及び自衛防災組織を結成する。</p> <p>② 組織の役割分担の明確化をする。</p> <p>(2) 教育及び広報活動をする。</p> <p>① 従業員の防災知識を高揚する。</p> <p>② 従業員の安否確認方法を教育する。</p> <p>③ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修をする。</p> <p>④ 従業員の帰宅対策をする。</p> <p>(3) 防災訓練をする。</p> <p>災害に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練をする。</p> <p>(4) 危険防止対策をする。</p> <p>① 施設、設備の定期点検をする。</p> <p>② 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置をする。</p> <p>(5) 出火防止対策をする。</p> <p>① 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検をする。</p> <p>② 消防水利、機材の整備点検をする。</p> <p>③ 商品の整備点検をする。</p> <p>④ 易・可燃性物品の管理点検をする。</p> <p>(6) 防災資機材等の整備をする。</p> <p>① 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等の整備をする。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制を確立する。</p> <p>① 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>② 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>

警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 自衛防災組織の編成を確認する。 ② 自衛防災本部を設置する。 ③ 自衛防災本部の役割分担を確認する。 (2) 情報の収集、伝達体制をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 市、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 (3) 危険防止措置を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設、設備を確認する。 ② 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。 (4) 出火防止措置を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 ② 火気使用場所及び周辺を確認する。 ③ 消防水利、機材を確認する。 ④ 易・可燃性物品を確認する。 (5) 防災資機材等を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。 (6) 食料品等生活必需物資を販売(取扱い)する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 (7) 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 (8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 (9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 (10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 (11) 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 (12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
--------------------	---

4. 南房総市の防災動員体制

4-1 南房総市の防災動員基準(災害対策本部設置前の第1・第2配備基準)

南房総市における防災時の配備基準は、「第1配備」から「第5配備」までの5段階によって構成され、「第3配備」以上については、災害対策本部を配置し、所属課等によっては全職員が招集される。災害対策本部設置前の「第1配備」及び「第2配備」の概要は下表のとおりである。

配備種別		配備基準
第1配備	風水害等	<ul style="list-style-type: none"> ・次の注意報の1以上が南房総市に発表されるか、災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>大雨注意報 <input type="checkbox"/>強風注意報 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>高潮注意報 <input type="checkbox"/>洪水注意報
	震災	<p>【自動配備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房に「津波注意報」を発表したとき。 ○南房総市に設置してある震度計又は、館山に設置してある気象庁の震度計が震度4以下を記録し、被害が生じた場合で、市長が必要と認めたとき。
第2配備	風水害等	<ul style="list-style-type: none"> ・次の警報の1以上が南房総市に発表された場合、災害の発生が予想される場合等で、市長が必要と認めたとき。 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>大雨警報 <input type="checkbox"/>暴風警報 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>高潮警報 <input type="checkbox"/>洪水警報 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>波浪警報
	震災	○災害の状況を鑑み、市長が第1配備の体制を強化する必要があると認めたとき。

なお、配備内容については、「第1配備」については、消防機関協力のもとに、災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とし、「第2配備」については、「第1配備」を強化するとともに、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

4-2 「第1配備」「第2配備」の役割と内容

第2配備までの状況に関する内容は、「警報の発令」及び「津波注意報(第1配備)」の発生のほか、「市長が必要と認めたとき」となっている。

このような条件下では、一般には大規模災害の発生にいたるものではなく、警戒・準備態勢として位置づけられ、必要な活動は次のようなものとなる。

- ①注意報・警報・土砂災害警戒情報に関する情報の収集と評価

- ②被災している場合の、被災状況の把握と連絡及びその対応
- ③住民問い合わせ等への対応
- ④必要に応じ防災関係機関等への連絡・調整
- ⑤要配慮者・施設への対応
- ⑥大規模災害(対策本部の設置)への準備
 - ア. 連絡・調整活動の準備
 - イ. 対策本部の設営準備
 - ウ. 住民及び関係機関への連絡
 - エ. 必要に応じ避難所等の準備

なお、以上のような活動が全て必要というものではなく、状況に応じて適宜判断していくということになる。また、以上の対応を円滑及び的確に実行する体制の確立が必要とされる。

4-3 本庁での配備別活動内容

第1 配備	第2 配備
①「注意報」に関する情報の収集・評価 ②地域センター等との相互情報交換 ③被害情報の収集と関係機関との情報交換・調整 ④市民等への対応	①「警報・土砂災害警戒情報」に関する情報の収集・評価 ②地域センターとの相互情報交換 ③被害情報の収集と関係機関との情報交換・調整 ④市民等への対応 ⑤要配慮者への対応 ⑥「対策本部」設置の準備

「第1 配備」においては、情報の収集・連絡が主な活動であり、「第2 配備」は、「第1 配備」の活動に加えて、配備段階の上位移行への準備と被害発生時の対応が中心となる。

また、本庁は災害対応の中心機能であり、第3 配備以降については災害対策本部の設置と対応諸活動の中核となる。以上の観点から基本的な活動内容は、「第1 配備」については、「全般的な情報収集と連絡・調整」、「各地域センター等との連絡調整」、「市民対応」と考えられる。また、「第2 配備」については、「第1 配備」の活動内容の強化に加えて、「市民及び要配慮者の対応」、さらに状況が悪化する場合を想定した「対策本部設置の準備」となる。なお、次表に示す対応人員は、基本形であり状況に応じ増減する。

表一本庁における配置を要する部署及び人員

第1 配備		第2 配備	
活動内容	対応部署(課)	活動内容	対応部署(部等)
活動の総括・調整	消防防災課(1)	活動の総括・調整及び対策本部設置準備	総務部(1) 市民生活部(1) 建設環境部(1) 水道局(1) 農林水産部(1) 消防防災課(1)
情報の収集と防災関係機関との連絡調整	消防防災課(2)	情報の収集と防災関係機関との連絡調整	総務部(1) 建設環境部(2) 水道局(1) 農林水産部(1) 消防防災課(2)
地域センター等との連絡・調整	消防防災課(1)	地域センター等との連絡・調整	市民生活部(1) 消防防災課(1)
市民等への対応	消防防災課(2)	市民・要配慮者等への対応	総務部(2) 保健福祉部(4) 商工観光部(2) 消防防災課(2)
		避難所開設準備等	市民生活部(1) 教育委員会(2)
		被害発生時の対応	建設環境部(2)
合計人員数	6 名	合計人員数	30 名

4-4 地域センターでの配備別活動内容

第1 配備	第2 配備
①「注意報」に関する情報の収集・評価 ②本庁との相互情報交換 ③被害情報の収集と関係機関との情報交換・調整 ④市民等への対応 ⑤必要に応じて、地域センター管轄区域の巡回	①「警報・土砂災害警戒情報」に関する情報の収集・評価 ②本庁との相互情報交換 ③被害情報の収集と関係機関との情報交換・調整 ④市民等への対応 ⑤要配慮者への対応 ⑥必要に応じて、地域センター管轄区域の巡回

地域センターの管轄区域の人口・面積及び状況などによって配置人員が異なることが考えられるが、次表に基本形の配置人員を示す。

表一各地域センターにおける配置を要する部署及び人員

第1 配備		第2 配備	
活動内容	対応部署	活動内容	対応部署
活動の総括・調整、本庁との連絡・調整	各地域センター(2)	活動の総括・調整、本庁との連絡・調整	各地域センター(3)
情報の収集と防災関係機関との連絡調整		情報の収集と防災関係機関との連絡調整	
避難所開設準備等		避難所開設準備等	
必要に応じ管轄区域の巡回		市民・要配慮者等への対応	
市民等への対応		市民等への対応	
		必要に応じ管轄区域の巡回	

4-5 配備基準

〔地震・津波〕

配備体制		配備基準	配備内容	配備職員
警戒配備体制	第1配備	<p>【自動配備】</p> <p>○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房に「津波注意報」を発表したとき。</p> <p>○南房総市に設置してある震度計又は、館山に設置してある気象庁の震度計が震度4以下を記録し、被害が生じた場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の要因が発生した場合において、情報の収集及び警報の伝達等に備えて活動する体制。 ・消防機関協力のもとに災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 ・その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。 	・南房総市防災動員体制による
	第2配備	○災害の状況を鑑み、市長が第1配備の体制を強化する必要があると認めたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達、危険箇所の巡回、被害箇所の応急対策を円滑に行い、速やかに災害対策本部を設置できる体制。 ・第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。 ・その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。 	・南房総市防災動員体制による
災害対策本部体制	第3配備	<p>【自動配備】</p> <p>○南房総市に設置してある震度計又は、館山に設置してある気象庁の震度計が震度5弱を記録したとき。</p> <p>○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房に「津波警報」を発表したとき。</p> <p>○地震又は津波による局地災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。 ・その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。 	・南房総市防災動員体制による
	第4配備	<p>【自動配備】</p> <p>○南房総市に設置してある震度計又は、館山に設置してある気象庁の震度計が震度5強を記録したとき。</p> <p>○地震又は津波により大規模な災害が発生した場合。</p> <p>○津波により市内全域で大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3配備体制を強化し、対処する体制とし、その所要人員は所管業務等を勘案して、あらかじめ各部署等において定める。また、状況に応じ本部の指示に基づき所属班員を登庁させることとする。 	・南房総市防災動員体制による
	第5配備	<p>【自動配備】</p> <p>○南房総市に設置してある震度計又は、館山に設置してある気象庁の震度計が震度6弱以上を記録したとき。</p> <p>○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房に「大津波警報」を発表したとき。</p> <p>○市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は所属職員全員とする。 	・全職員

〔風水害〕

配備体制		配備基準	配備内容	配備職員
警戒配備体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 次の注意報の1以上が南房総市に発表された場合、災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。 <ol style="list-style-type: none"> 大雨注意報 強風注意報 高潮注意報 洪水注意報 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の要因が発生した場合において、情報の収集及び警報の伝達等に備えて活動する体制。 消防機関協力のもとに災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。 高齢者等避難、及び自主避難者等の避難に備え、避難者用のスペース確保及び初期対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 南房総市防災動員体制による
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 次の警報の1以上が南房総市に発表された場合、災害の発生が予想される場合等で、市長が必要と認めたとき。 <ol style="list-style-type: none"> 大雨警報 暴風警報 高潮警報 洪水警報 波浪警報 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達、危険箇所の巡回、被害箇所の応急対策を円滑に行い、速やかに災害対策本部を設置できる体制。 第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。 その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。 	<ul style="list-style-type: none"> 南房総市防災動員体制による
災害対策本部体制	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> 局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。 土砂災害警戒情報が発令されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。 その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。 	<ul style="list-style-type: none"> 南房総市防災動員体制による
	第4配備	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3配備体制を強化し、対処する体制とする。 その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。 状況に応じ本部の指示に基づき所属班員を登庁させることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 南房総市防災動員体制による
	第5配備	<ul style="list-style-type: none"> 次の特別警報の1以上が南房総市に発表されるか、市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。 <ol style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報 	<ul style="list-style-type: none"> 市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は所属職員全員とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員

表一市災害対策本部の組織構成図

救援班經由 現地対策本部 現地対策本部長 (センター所長) (とみうら元気倶楽部所長)	本部長 副本部長 本部長	市長 副市長、教育長 総務部長、保健福祉部長、市民生活部長、農林水産部長、 商工観光部長、建設環境部長、水道局長、教育次長、会計管理者、議会 事務局長、富山国保病院事務長、(消防団 団長、副団長)																																					
	本部会議																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">対応活動部名</th> <th style="width: 33%;">対応活動班名</th> <th style="width: 33%;">対応担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;"> 統括部 部長：市民生活部長 副部長：総務部長 </td> <td> 本部班 班長：消防防災課長 副班長：秘書広報課長 副班長：消防防災課長補佐 </td> <td> 市民生活部／消防防災課 総務部／秘書広報課 </td> </tr> <tr> <td> 連絡調整班 班長：総務課長 副班長：企画財政課長 </td> <td> 総務部／総務課・企画財政課 </td> </tr> <tr> <td> 管財渉外班 班長：管財契約課長 副班長：管財契約課長補佐 </td> <td> 総務部／管財契約課 </td> </tr> <tr> <td> 救援班 班長：市民課長 副班長：保険年金課長 </td> <td> 市民生活部／市民課・保険年金課 監査委員事務局 </td> </tr> <tr> <td> 税務・会計班 班長：会計管理者 副班長：税務課長 </td> <td> 市民生活部／税務課 会計課 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> 福祉・医療部 部長：保健福祉部長 副部長：富山国保病院 事務長 </td> <td> 福祉班 班長：社会福祉課長 副班長：社会福祉課補佐 </td> <td> 保健福祉部／社会福祉課 </td> </tr> <tr> <td> 衛生・医療班 班長：健康推進課長 副班長：高齢者支援課長 </td> <td> 保健福祉部／健康推進課・高齢者 支援課 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> 産業・商工部 部長：農林水産部長 副部長：商工観光部長 </td> <td> 産業班 班長：農林水産課長 副班長：地域資源再生課長 </td> <td> 農林水産部／農林水産課・地域資 源再生課 農業委員会事務局 </td> </tr> <tr> <td> 商工班 班長：商工課長 副班長：観光プロモーション課長 </td> <td> 商工観光部／商工課・観光プロモ ーション課 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> 施設・環境部 部長：建設環境部長 副部長：水道局長 </td> <td> 施設班 班長：建設課長 副班長：建設課長補佐 </td> <td> 建設環境部／建設課 </td> </tr> <tr> <td> 環境班 班長：環境保全課長 副班長：環境保全課長補佐 </td> <td> 建設環境部／環境保全課 </td> </tr> <tr> <td> 水道班 班長：水道局長補佐 副班長：水道局係長 </td> <td> 水道局 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 文教部 部長：教育次長 副部長：参事 </td> <td> 教育班 班長：教育総務課長 副班長：子ども教育課長 副班長：生涯学習課長 </td> <td> 教育委員会／教育総務課・子ども 教育課・生涯学習課 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 議会部 部長：議会事務局長 </td> <td> 議会班 班長：議会事務局係長 </td> <td> 議会事務局 </td> </tr> </tbody> </table>			対応活動部名	対応活動班名	対応担当部局	統括部 部長：市民生活部長 副部長：総務部長	本部班 班長：消防防災課長 副班長：秘書広報課長 副班長：消防防災課長補佐	市民生活部／消防防災課 総務部／秘書広報課	連絡調整班 班長：総務課長 副班長：企画財政課長	総務部／総務課・企画財政課	管財渉外班 班長：管財契約課長 副班長：管財契約課長補佐	総務部／管財契約課	救援班 班長：市民課長 副班長：保険年金課長	市民生活部／市民課・保険年金課 監査委員事務局	税務・会計班 班長：会計管理者 副班長：税務課長	市民生活部／税務課 会計課	福祉・医療部 部長：保健福祉部長 副部長：富山国保病院 事務長	福祉班 班長：社会福祉課長 副班長：社会福祉課補佐	保健福祉部／社会福祉課	衛生・医療班 班長：健康推進課長 副班長：高齢者支援課長	保健福祉部／健康推進課・高齢者 支援課	産業・商工部 部長：農林水産部長 副部長：商工観光部長	産業班 班長：農林水産課長 副班長：地域資源再生課長	農林水産部／農林水産課・地域資 源再生課 農業委員会事務局	商工班 班長：商工課長 副班長：観光プロモーション課長	商工観光部／商工課・観光プロモ ーション課	施設・環境部 部長：建設環境部長 副部長：水道局長	施設班 班長：建設課長 副班長：建設課長補佐	建設環境部／建設課	環境班 班長：環境保全課長 副班長：環境保全課長補佐	建設環境部／環境保全課	水道班 班長：水道局長補佐 副班長：水道局係長	水道局	文教部 部長：教育次長 副部長：参事	教育班 班長：教育総務課長 副班長：子ども教育課長 副班長：生涯学習課長	教育委員会／教育総務課・子ども 教育課・生涯学習課	議会部 部長：議会事務局長	議会班 班長：議会事務局係長	議会事務局
対応活動部名	対応活動班名	対応担当部局																																					
統括部 部長：市民生活部長 副部長：総務部長	本部班 班長：消防防災課長 副班長：秘書広報課長 副班長：消防防災課長補佐	市民生活部／消防防災課 総務部／秘書広報課																																					
	連絡調整班 班長：総務課長 副班長：企画財政課長	総務部／総務課・企画財政課																																					
	管財渉外班 班長：管財契約課長 副班長：管財契約課長補佐	総務部／管財契約課																																					
	救援班 班長：市民課長 副班長：保険年金課長	市民生活部／市民課・保険年金課 監査委員事務局																																					
	税務・会計班 班長：会計管理者 副班長：税務課長	市民生活部／税務課 会計課																																					
福祉・医療部 部長：保健福祉部長 副部長：富山国保病院 事務長	福祉班 班長：社会福祉課長 副班長：社会福祉課補佐	保健福祉部／社会福祉課																																					
	衛生・医療班 班長：健康推進課長 副班長：高齢者支援課長	保健福祉部／健康推進課・高齢者 支援課																																					
産業・商工部 部長：農林水産部長 副部長：商工観光部長	産業班 班長：農林水産課長 副班長：地域資源再生課長	農林水産部／農林水産課・地域資 源再生課 農業委員会事務局																																					
	商工班 班長：商工課長 副班長：観光プロモーション課長	商工観光部／商工課・観光プロモ ーション課																																					
施設・環境部 部長：建設環境部長 副部長：水道局長	施設班 班長：建設課長 副班長：建設課長補佐	建設環境部／建設課																																					
	環境班 班長：環境保全課長 副班長：環境保全課長補佐	建設環境部／環境保全課																																					
	水道班 班長：水道局長補佐 副班長：水道局係長	水道局																																					
文教部 部長：教育次長 副部長：参事	教育班 班長：教育総務課長 副班長：子ども教育課長 副班長：生涯学習課長	教育委員会／教育総務課・子ども 教育課・生涯学習課																																					
議会部 部長：議会事務局長	議会班 班長：議会事務局係長	議会事務局																																					

4-6 災害対策本部対応活動部・班の主な活動

< 4-6-① 災害対策本部対応活動部・班の主な活動 >

部 班 名		主 な 活 動 内 容
統 括 部	本部班	① 市災害対策本部に関すること。 ② 市消防団との連絡、活動に関すること。 ③ 災害関係情報の整理・統制に関すること。 ④ 災害救助法の手続き・調整に関すること。 ⑤ 住民への避難指示等に関すること。 ⑥ 行方不明者の捜索に関すること。 ⑦ 国、県災害対策本部との調整に関すること。 ⑧ 広報全般に関すること。 ⑨ 安否情報の提供に関すること。 ⑩ 防災行政無線の運用に関すること。 ⑪ 報道機関に対する要請・発表に関すること。
	連絡調整班	① 被害情報の収集・分析に関すること。 ② 対応活動部・班の調整に関すること。 ③ 現地対策本部の応援に関すること。 ④ 国・県への要望、要請等に関すること。 ⑤ 自衛隊派遣要請に関すること。 ⑥ 関係機関相互の連携に関すること。 ・ 県への連絡、報告及び連携 ・ 指定行政機関、指定地方行政機関への措置要請 ・ 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 ⑦ 安房郡市消防本部との連絡、調整に関すること(危険物の安全確保に関する取りまとめを含む)。 ⑧ 他自治体の救援の協力に関すること。 ⑨ 災害関係予算に関すること。 ⑩ 災害の記録及び活動記録に関すること。 ⑪ 視察者の対応に関すること。
	管財渉外班	① 情報通信網の確保に関すること。 ② 車両の確保及び運用に関すること。 ③ 緊急通行車両証明書の届出に関すること ④ 燃料の確保に関すること。 ⑤ 電気の復旧対策に関すること。 ⑥ 通信の復旧対策に関すること。 ⑦ 市有財産の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
	救援班	① 避難施設の決定に関すること。 ② 避難施設の運営に関すること。 ③ 避難路の決定に関すること。 ④ 住民の避難の誘導と実行に関すること。 ⑤ 避難者の収容・世話に関すること。 ⑥ 人的被害調査と被災者の名簿作成に関すること。

資料編

		<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 被災者の収容に関する事。 ⑧ 緊急物資の受け入れ、仕分け・保管に関する事。 ⑨ 救援物資の配分に関する事。 ⑩ 食料、生活用品の配分に関する事。 ⑪ 避難者等への炊出しに関する事。 ⑫ 医療費負担の減免に関する事。 ⑬ 行政区との連絡・調整に関する事。 ⑭ 住民の相談窓口の設置と相談に関する事。 ⑮ 被災外国人の生活支援等に関する事。 ⑯ 被災者生活再建支援金の支給に関する事。
	税務・会計班	<ul style="list-style-type: none"> ① 市税の徴収猶予等に関する事。 ② 災害資金の出納に関する事。 ③ 義援金の受け入れ及び保管に関する事。 ④ 被害家屋(土地)及び居住者の調査・把握に関する事。 ⑤ 被災証明書の発行に関する事。
福祉・医療部	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害ボランティアセンターの委託運営に関する事。 (運営主体：社会福祉協議会) ② その他社会福祉協議会との連絡・調整に関する事。 ③ 福祉施設の被害状況の情報収集に関する事。 ④ 避難行動要支援者世帯の避難状況の情報収集に関する事。 ⑤ 身元不明者の埋葬に関する事。 ⑥ 福祉関係機関との連絡・調整に関する事。 ⑦ 災害弔慰金等の支給等に関する事。 ⑧ 災害援護資金の融資等に関する事。
	衛生・医療班	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災地における感染症発生予防に関する事。 ② 防疫活動に必要な情報の収集及び対策に関する事。 ③ 衛生用品の確保と供給に関する事。 ④ 感染症患者の収容・消毒に関する事。 ⑤ 避難住民の健康管理に関する事。 ⑥ 食品の衛生管理に関する事。 ⑦ 医療救護班の編成、派遣に関する事（救護所の設置等）。 ⑧ 医療・助産に関する事。 ⑨ 医薬品（防疫用含む）等の確保、供給に関する事。 ⑩ 医療施設の被害把握に関する事。 ⑪ 市内医療機関への要請及び医療に関する事。 ⑫ 母子福祉避難所開設に関する事 ⑬ 要配慮者の安否確認及び支援に関する事
産業・商工	産業班	<ul style="list-style-type: none"> ① 漁港施設及び海岸施設の被害調査に関する事。 ② 農林地、農林施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ③ 農林水産物の被害調査に関する事。 ④ 漁港施設の応急復旧に関する事。 ⑤ 被災した農林漁業者への融資に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 家畜・家きんに関する事。 ⑦ 農林業団体、漁業団体との連絡に関する事。 ⑧ 食料等の調達に関する事。 ⑨ 生活物資の調達に関する事。 ⑩ 物資集積地（生活必需品等）の選定及び管理に関する事。
	商工班	<ul style="list-style-type: none"> ① 商工団体との連絡調整に関する事。 ② 民間施設の被害状況の把握に関する事。 ③ 商工業施設の応急復旧及び融資に関する事。 ④ 中小企業の融資に関する事。 ⑤ 観光施設・道の駅の被害状況の調査に関する事。 ⑥ 緊急物資の輸送に関する事。 ⑦ 運送業者との連絡調整に関する事。 ⑧ 輸送手段の調整に関する事。 ⑨ 公園の管理に関する事。 ⑩ 観光客等帰宅困難者の対応に関する事
施設・環境班	施設班	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路、河川、橋梁等の被害調査及び復旧に関する事。 ② 海岸・河川・堤防、その他危険地域の警戒及び応急措置に関する事。 ③ 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 ④ 住家の被害程度調査及び被害住宅の応急措置に関する事。 ⑤ 緊急輸送道路等の啓開に関する事。 ⑥ 応急仮設住宅の設置に関する事。 ⑦ 避難所の応急施設整備に関する事。 ⑧ 建設業者との連絡調整に関する事。 ⑨ 水防法に係る措置に関する事。
	環境班	<ul style="list-style-type: none"> ① 死体の火葬に関する事。 ② 家庭動物等の保護の調整に関する事。 ③ 災害廃棄物の処理に関する事。 ④ ごみ・し尿の非常処理に関する事。 ⑤ 生活排水施設の被害把握・応急復旧に関する事。 ⑥ その他、環境保全に関する事。
	水道班	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道水の確保及び供給に関する事。 ② 水道施設被害状況調査及び維持・応急復旧に関する事。 ③ 水道施設等の安全に関する事。

資料編

文 教 部	教育班	<ul style="list-style-type: none"> ① 市立学校の被害状況の調査に関する事。 ② 市立学校施設の応急復旧に関する事。 ③ 応急教育に関する事。 ④ 被災した児童生徒の学校等納付金の減免に関する事。 ⑤ 学校教育全般に関する事。 ⑥ 学校職員の動員に関する事。 ⑦ 学校の避難所使用・避難所運営に関する事。 ⑧ 県教育委員会との連絡及び指導に関する事。 ⑨ 児童生徒の安全確保及び保健衛生に関する事。 ⑩ 学用品確保、調達及び支給に関する事。 ⑪ 文化財の保護に関する事。 ⑫ 社会教育施設及び社会体育施設の災害状況の把握及び応急対策に関する事。 ⑬ 社会教育施設及び社会体育施設の避難所使用に関する事。
議 会 部	議会班	<ul style="list-style-type: none"> ① 議会に関する事。
現 地 対 策 本 部	被害調査班 避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況（主に、人的・住家・公共施設）の調査把握に関する事。 ② 住民の避難誘導、避難施設の開設に関する事。 ③ 自主防災組織や消防支団との連携、調整に関する事。 ④ 災害及び住民等の安否情報の提供に関する事。 ⑤ その他、災害応急活動に必要とされるもの

＜資料４－６－② 被災世帯の算定＞

	被災状況	世帯算定
1	住家が全壊、全焼、流失した世帯	1世帯
2	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯	2世帯で1世帯とみなす
3	住家が床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住することができない状態になった世帯	3世帯で1世帯とみなす

＜資料４－６－③ 災害救助法の適用となる救助項目と期間＞

救助の種類	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の設置及び供与	災害発生の日から20日以内に着工
炊き出し、その他による食品の供与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分娩の日から7日以内
被災者の救出	3日以内
被災住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の貸与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内
埋葬	10日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内
実費弁償	救助の実施が認められる期間内

5. 情報収集・伝達体制

5-1 津波警報等

＜資料5-1-① 〔参考—津波警報、注意報の種類と取るべき行動〕＞

	予想される津波の高さ		とるべき行動	避難の範囲
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m 超 (10m < 高さ)	巨大	<p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</p> <p>津波は繰り返し襲ってくるので、大津波・津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p>	<p>お住まいの市町村の津波ハザードマップ等で、浸水が想定される区域を確認しておきましょう。</p>
	10m (5m < 高さ ≤ 10m)			
津波警報	5m (3m < 高さ ≤ 5m)	高い	<p>ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！</p>	<p>また、津波の規模は様々であり、実際には浸水想定を上回る津波が襲ってくることもあるので、最大限の避難を心がけましょう。</p>
	3m (1m < 高さ ≤ 3m)			
津波注意報	1m (20cm ≤ 高さ ≤ 1m)	(表記しない)	<p>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。</p> <p>津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p>	

地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、津波予報（若干の海面変動）を発表します。

出典) 気象庁HP

＜資料５－１－② 気象予報の種類、発表される津波の高さ、
想定される被害と取るべき行動＞

予報の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	<ul style="list-style-type: none"> ・木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	<ul style="list-style-type: none"> ・標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	<ul style="list-style-type: none"> ・海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 ・海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 ・海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

出典)気象庁HP

- 注)1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 2 0.2m未満の海面変動が予想されたときには、「高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない」旨を発表する。
- 3 津波注意報解除後も海面変動が継続するときは、「津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である」旨を発表する。
- 4 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は、「津波注意報解除」として速やかに通知する。
- 5 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 6 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

5-2 気象警報等

<資料5-2-① 気象警報等の種類>

	大雨		洪水	暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪
	土砂災害	浸水害						
注意報 (災害の起こるおそれ)	大雨注意報 (土砂災害)	大雨注意報 (浸水害)	洪水注意報	強風注意報	高潮注意報	波浪注意報	風雪注意報	大雪注意報
警報 (重大な災害の起こるおそれ)	土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害)	洪水警報	暴風警報	高潮警報	波浪警報	暴風雪警報	大雪警報
特別警報 (重大な災害の起こるおそれが著しく大きい)		大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	—	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	暴風雪特別警報

出典) 気象庁HP

<資料5-2-② 気象予報区>

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市部	区町村
千葉県 (銚子地方气象台)	南部(館山)	君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	
		夷隅・安房	館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市	
			夷隅郡	大多喜町、御宿町
			安房郡	鋸南町

出典) 気象庁HP

<資料5-2-③ (エ) 水防活動用気象警報等の取扱い>

水防活動用気象警報等	代用する気象警報等
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は 大雨警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波特別警報又は 津波警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

5-3 気象警報等実施基準

<資料5-3-① 銚子地方気象台で発表する注意報の基準(県南部)>

注意報名	発表基準
強風	強風によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・平均風速が、陸上及び東京湾 13m/S(注1)以上、そのほかの海上 15m/S以上
風雪	風雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・平均風速が、陸上及び東京湾 13m/S(注1)以上、そのほかの海上 15m/S以上 ・雪を伴う
波浪	風浪、うねりなどによって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・有義波高が、東京湾 1.5m以上、太平洋沿岸 2.5m以上(印旛を除く)
高潮	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 潮位が 1.5m以上
大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 (浸水害) 表面雨量指数基準 13 以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 94 以上
洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 平久里川流域=13.7, 丸山川流域=11.3, 三原川流域=8.8 岡本川流域=10.4, 岩井川流域=7.6
大雪	大雪により、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・12時間の降雪の深さが 5cm 以上
雷	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 ・最小湿度 30%(注2)実効湿度 60%(注2)以下
濃霧	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 ・視程が、陸上 100m、又は海上 500m以下
霜	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。 ・4月1日~5月31日の期間に最低気温 3度以下
低温	夏期に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合。
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合。

注1:(注1)印を付した気象警報等基準は、部内運用基準があることを示す。

注2:(注2)印を付した要素は、気象官署の値であることを示す。

＜資料5-3-② 銚子地方气象台で発表する警報の基準(県南部)＞

警 報 名	発 表 基 準
暴 風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・平均風速が、陸上 20m/S(注 1)以上、海上 25m/S 以上
暴 風 雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・平均風速が、陸上 20m/S(注 1)以上、海上 25m/S 以上 ・雪を伴う
波 浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・有義波高が、東京湾 3.0m以上、太平洋沿岸 6.0m以上
高 潮	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがあると予想される場合。 潮位が 1.8m以上 (館山市布良)
大 雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (浸水害) 表面雨量指数基準 20 以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 126 以上
洪 水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 平久里川流域=17.2, 丸山川流域=14.2, 三原川流域=11 岡本川流域=14, 岩井川流域=13
大 雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・12時間の降雪の深さが、10 cm以上

注 1: (注 1)印を付した気象警報等基準には、部内運用基準があることを示す。

5-4 県への報告すべき災害の状況

別表1「報告一覧」

報告の種別	報告の内容	報告時期
災害緊急報告	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	1 覚知後直ちに 2 第1報の後、詳細が判明の都度直ちに [電話・FAX 及び端末入力]
災害 総 括 報 告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設などの全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置職員配備、住民避難状況	1 原則として1日2回 10時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで 2 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX 及び端末入力]
	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため正確を期すること。 1 被害情報 市内の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年 報 4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
部門別被害額 総括報告	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]
災害詳細報告	(市) 災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告 (部門担当) 農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込み等について、定時に報告	1 原則として1日2回 10時・15時現在で状況を指定時刻まで 2 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX 及び端末入力]

別表2 被害認定基準

1/3

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要があるもののうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要があるもののうち1月未満の治療を要する見込みの者とする。
住家被害	共通	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が著しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	共通
公共建物		市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。

		一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
り	災 者	り災世帯の構成員とする。
そ の 他 被 害	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第 1 条 1 項に規定する病院(患者 20 人以上の収容施設を有するもの。)とする。
	道 路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

2/3

被 害 区 分		認 定 基 準
そ の 他 の 被 害	港 湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治 30 年法律第 29 条)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	電車の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海 岸	海岸法(昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号)第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地 滑 り	地すべり等防止法(昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号)第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号)第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	

被害区分	認定基準
共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外に朱書きするものとする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
その他公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設、福祉施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産施設をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産施設をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産施設をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産施設をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

5-5 国、県への連絡方法

<資料5-5-① 総務省消防庁>

区分	報告先
勤務時間内 (防災情報室)	(1) 県防災行政無線 ・電話 120-90-49013(地上系) 048-500-90-7527(衛星系) ・FAX 120-90-49033(地上系) 048-500-90-7537(衛星系) (2) 一般加入電話 ・電話 03-5253-7527 ・FAX 03-5253-7537
勤務時間外 (宿直室)	(1) 県防災行政無線 ・電話 120-90-49102(地上系) 048-500-90-49102(衛星系) ・FAX 120-90-49036(地上系) 048-500-90-49036(衛星系) (2) 一般加入電話 ・電話 03-5253-7777 ・FAX 03-5253-7553

＜資料5-5-② 千葉県庁＞

区 分	報 告 先
勤務時間内	危機管理課 災害対策室 (1) 県防災行政無線 ・電 話 012-500-7320(衛星系)、500-7320(地上系) ・F A X 012-500-7298(衛星系)、500-7298(地上系) (2) 一般加入電話 ・電 話 043-223-2175 ・F A X 043-222-1127
勤務時間外	危機管理課 情報通信管理室 (1) 防災行政無線 ・電 話 012-500-7225(衛星系)、500-7225(地上系) ・F A X 012-500-7110(衛星系)、500-7110(地上系) (2) 一般加入電話 ・電 話 043-223-2178 ・F A X 043-222-5219

＜資料5-5-③ 安房地域振興事務所＞

区 分	種 類	番 号
一般加入電話	電 話	0470-22-7111
	F A X	0470-22-0074
県防災行政無線	電 話	509-721・723
	F A X	509-722

6. 関係機関の連絡先等

6-1 行政機関、消防、警察の担当部署及び連絡先

①国(総務省消防庁)

<資料6-1-① 総務省消防庁>

区分		平日(9:30~18:30) (消防庁広域応援室) kinentai@soumu.go.jp	左記以外 (消防庁宿直室)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	120-90-49013	120-90-49102
	FAX	120-90-49033	120-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	048-500-90-49013	048-500-90-49102
	FAX	048-500-90-49033	048-500-90-49036

②千葉県

<資料6-1-② 千葉県>

名称	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号	備考
千葉県防災危機管理部	災害対策室 (夜間) 危機管理課	千葉市中央区 市場町 1-1	043-223-2175	043-222-1127	
		Email:bousai6@cz.pref.chiba.lg.jp	043-223-2178	043-222-5219	
千葉県西部 防災センター		松戸市松戸 558-3	047-331-5511	047-331-5522	防災用資機 材の備蓄等
安房地域振興事務所	地域防災課	館山市北条 402-1	0470-22-7111	0470-22-0074	
安房健康福祉センター 鴨川地域保健センター	総務企画課	館山市北条 1093-1	0470-22-4511	0470-23-6694	
		鴨川市横渚 1457-1	04-7092-4511	04-7093-0794	
安房農業事務所	総務課	館山市北条 402-1	0470-22-8641	0470-23-1954	
南部漁港事務所	総務課	館山市北条 402-1	0470-23-4751	0470-23-4753	
安房土木事務所	総務課	館山市北条 402-1	0470-22-4341	0470-23-8349	
安房土木事務所 鴨川出張所		鴨川市広場 820	04-7092-1107	04-7093-2190	
救急医療センター	事務局	千葉市美浜区磯辺 3-32-1	043-279-2211	043-279-0193	
教育庁南房総教育事務所 安房分室	総務課	木更津市貝渕 3-13-34	0438-25-1311	0438-22-4302	
		館山市北条 402-3	0470-22-3876	0470-23-5999	

③近隣の市町

＜資料6-1-③ 近隣の市町＞

市町名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
館山市	危機管理課	館山市北条 1145-1	0470-22-3442	0470-22-8901
木更津市	危機管理課	木更津市潮見 1-1	0438-23-7094	0438-25-1351
鴨川市	危機管理課	鴨川市横渚 1450	04-7093-7833	04-7093-7851
君津市	危機管理課	君津市久保 2-13-1	0439-56-1290	0439-56-1404
富津市	防災課	富津市下飯野 2443	0439-80-1266	0439-80-1350
袖ヶ浦市	危機管理課	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	0438-62-2119	0438-62-5916
鋸南町	総務企画課	鋸南町下佐久間 3458	0470-55-4801	0470-55-1342

6-2 指定地方行政機関等の担当部署及び連絡先

① 指定地方行政機関

＜資料6-2-① 指定地方行政機関の担当部署、連絡先＞

名称	担当部署	所在地	電話番号
関東管区警察局 千葉県情報通信部	機動通信課	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110
関東財務局 千葉財務事務所	総務課	千葉市中央区椿森 5-6-1	043-251-7212
関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室 総括チーム	千葉市中央区本千葉町 10-18	043-224-5611
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	企画調整室 総務グループ	千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	043-242-4656
関東地方整備局 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	防災情報課 総務課	千葉市稲毛区天台 5-27-1 千葉市中央区中央港 1-11-2	043-285-0343 043-243-9172
関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画部門	千葉市美浜区新港 198	043-242-7336
千葉海上保安部	警備救難課	千葉市中央区中央港 1-12-2	043-242-7238

資料編

② 指定公共機関

＜資料 6－2－② 指定公共機関の担当部署、連絡先＞

名 称	担当課名	所 在 地	電話番号	FAX 番号
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531	
日本放送協会 千葉放送局	総務・地域部	千葉市中央区千葉港 5-1	043-203-0597	
日本郵便株式会社 千葉中央郵便局	業務企画室	千葉市中央区中央港 1- 14-1	043-246-0083	
東日本電信電話(株) 千葉事業部	災害対策室	千葉市美浜区中瀬 1-6	043-211-8652	
東京電力パワーグリッド(株) 千葉総支社	業務総括グル ープ	千葉市中央区富士見 2-9-5	043-370-2616	
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	安全企画室	千葉市中央区新千葉 1- 3-24	043-225-9136	
NTT コミュニケーション ズ(株)	危機管理室	東京都千代田区大手町 2-3-5	0570-03-9909	

③ 指定地方公共機関

＜資料 6－2－③ 指定地方公共機関の担当部署、連絡先＞

名 称	担当課名	所在地	電話番号	FAX 番号
房州瓦斯株式会社	供給課	館山市館山 1365	0470-22- 2251	0470-23- 3005
一般社団法人 千葉県トラック協会	事務局	千葉市美浜区新港 212-10	043-247- 1131	043-246- 7372
一般社団法人 千葉県バス協会	事務局	千葉市美浜区新港 212-2	043-246- 8151	043-241- 0548

6-3 消防、警察の担当部署及び連絡先

① 近隣及び市内の常備消防機関

<資料6-3-① 近隣及び市内の常備消防機関>

名称		担当課名	所在地	電話番号	FAX番号
木更津市消防本部		警防課 指令室	木更津市潮見2-1	0438-23-9184 0438-22-0119	0438-23-9096 0438-22-0151
君津市消防本部		本署	君津市杵師3-1-25	0439-53-1902	0439-54-8960
富津市消防本部		総務課 消防署	富津市下飯野2509-1	0439-88-6402 0439-88-0119	0439-88-6500
袖ヶ浦市消防本部		総務課 指揮統制班	袖ヶ浦市福王台4-10-7	0438-64-0119	0438-62-9729
安房郡阿波岐町町内圏 事務組合消防本部		情報通信室 警防課	館山市北条686番地1	0470-22-2233 0470-22-0119	0470-22-6562
南房総 市内	富浦分遣所		南房総市富浦町多田良 1191	0470-33-3333	
	犬掛分遣所		犬掛161-1	0470-58-3119	
	白浜分署		白浜町白浜2951	0470-38-4194	
	千倉分署		千倉町牧田446	0470-44-2100	
	和田分署		和田町小川 711-2	0470-47-2200	

② 県及び近隣市町・市内の警察署等

<資料6-3-② 県及び近隣市町・市内の警察署等>

機関名		所在地	電話番号
千葉県警察本部	警備課	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110
	通信指令課		
	総合当直		
木更津警察署		木更津市潮見 1-1-5	0438-22-0110
君津警察署		君津市久保 4-1-1	0439-54-0110
富津警察署		富津市海良 121-1	0439-66-0110
鴨川警察署		鴨川市横渚 1465	04-7092-0110
館山警察署		館山市北条 1090-2	0470-23-0110 FAX 0470-23-0888
南房総 市内	千倉幹部交番	南房総市 千倉町瀬戸 2916	0470-44-0110
	南無谷駐在所	富浦町南無谷 122-24	0470-33-2198
	原岡駐在所	富浦町原岡 209-1	0470-33-2064
	岩井駐在所	久枝 1046	0470-57-2041
	高崎駐在所	竹内 29-3	0470-57-2213
	平群駐在所	平久里中 193-5	0470-58-0004
	三芳駐在所	明石 41-5	0470-36-2059
	乙浜駐在所	白浜町乙浜 471	0470-38-2459
滝口駐在所	白浜町滝口 5355-1	0470-38-2400	

資料編

白浜駐在所	白浜町白浜 783	0470-38-2237
大川駐在所	千倉町大川 1114-3	0470-43-8696
白子駐在所	千倉町白子 555-1	0470-44-3317
石堂駐在所	珠師ヶ谷 1260-3	0470-46-2249
古川駐在所	安馬谷 2030-6	0470-46-2135
北三原駐在所	和田町黒岩 370-1	0470-47-2224
南三原駐在所	和田町下三原 395-8	0470-47-2123
和田駐在所	和田町柴 180-1	0470-47-2108

6-4 自衛隊の連絡先

＜資料6-4 自衛隊＞

区分/ 駐屯地等名	部隊名	電話番号	内線番号	当直 内線番号	所在地
陸上自衛隊 下志津	高射学校企画室	043-422-0221	313 314	302	千葉市若葉区若松町 902
陸上自衛隊 木更津	第1ヘリコプター団本 部	0438-23-3411	215	301	木更津市吾妻地先
海上自衛隊 館山	第21航空群司令部	0470-22-3191	213	222	館山市宮城無番地
航空自衛隊 木更津	第4補給処木更津支処 総務課	0438-41-1111	301	225	木更津市岩根 1-4-1
航空自衛隊 嶺岡山分屯 基地	第44警戒隊総括班	0470-46-3001	202	410	南房総市平塚 字嶺岡西牧乙 2-564

6-5 航空機災害における防災関係機関連絡先

<資料6-5 航空機災害における防災関係機関連絡先>

機 関 名	防災担当者(部局)	電話番号
国土交通省東京航空局	航空保安対策課	03-5275-9292
千葉県	危機管理課	043-223-2178
千葉県警察本部	警備課	043-201-0110
東京空港警察署	警備課	03-5757-0110
館山警察署	警備課	0470-23-0110
南房総市	消防防災課	0470-33-1052
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	0470-23-0119
(公社)千葉県医師会	事務局	043-242-4271
(公社)安房医師会	事務局	0470-22-0228
(一社)千葉県歯科医師会	事務局	043-241-6471
(一社)安房歯科医師会	事務局	04-7092-1522
(一社)千葉県薬剤師会	事務局	043-242-3801
日本赤十字社千葉県支部	救護福祉課	043-241-7531
東日本電信電話株式会社千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店	ネットワーク部	043-301-0500
KDDI株式会社	特別通信対策室	03-3347-6633
東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社	業務総括グループ	043-370-2616

6-6 鉄道災害における防災関係機関連絡先

<資料6-6 鉄道事故の連絡伝達先>

	防災担当課	防災無線 電 話	防災無線 F A X	NTT 電 話	NTT F A X
関東運輸局担当課	総務部安全防災 ・危機管理課	—	—	045- 211-7269	045- 681-3328
東日本旅客鉄道株 千葉支社	運輸部指令	640	640	043- 225-9857	043- 225-4886

7. 消防機関の組織と装備等

7-1 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部(安房郡市消防本部)

<資料7-1 安房郡市消防本部の人員と装備等>

名称	位置	職員数	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	梯子付消防ポンプ自動車	救助工作車	化学車	救急自動車	資機材搬送車	指揮車	査察車	連絡車	広報車	非常用消防車	非常用救急車	可搬動力ポンプ
安房郡市消防本部	館山市北条 686-1	31							1		1	3	1			
館山消防署千倉分署	南房総市千倉町牧田 446	18		1				1								1
同富浦分遣所	南房総市富浦町多田良 1191	10		1												1
同白浜分署	南房総市白浜町白浜 2951	18		1				1								1
同和田分署	南房総市和田町小川 711-2	18		1				1								1
同犬掛分遣所	南房総市犬掛 161-1	10		1												1
館山消防署	館山市北条 686-1	54	1	1	1	1	1	1		1	1		1	1	1	3
同鋸南分署	安房郡鋸南町下佐久間 953-1	18		1				1								1
同西岬分署	館山市浜田 199-1	18		1				1								1
同神戸分遣所	館山市犬石 1496	10		1												1
鴨川消防署	鴨川市横渚 1393	49	1	1	1	1		1		1			1			1
同天津小湊分遣所	鴨川市内浦 52-3	10		1												1
同長狭分遣所	鴨川市金束 1-1	10		1												1
合計		274	2	12	2	2	1	7	1	2	2	3	3	1	1	14

7-2 南房総市消防団

＜資料7-2 南房総市消防団の構成と装備等＞

地区名	名称	位置 (住所)	連絡先 (電話) (市外番号 =0470)	団員数	消 防 資 機 材						
					ホース(65ハリ)	ホース(50ハリ)	ヘルメット	ホースブリッジ	ジャットシューター	2 又 分 岐	防 火 服
	本 部	富浦町青木 28	33-1052	20	—	—	—	—	—	—	—
富 浦	第1支団										
	第1分団	富浦町原岡 209-1	33-4491	40	40	0	40	1	3	1	6
	第2分団	富浦町南無谷 122-23	33-4493	36	46	0	40	1	2	1	6
	第3分団	富浦町深名 646-1		34	48	0	40	1	4	1	6
	機能別消防団員			4							
富 山	第2支団										
	第1分団	久枝 348-1	57-2924	27	38	8	31	2	3	2	8
	第2分団	市部 26-1	57-3592	27	38	3	31	3	1	2	5
	第3分団	高崎 1171	57-2965	27	38	0	31	2	1	2	8
	第4分団	平久里中 386-4	58-0490	29	38	0	31	2	3	1	5
	第6分団	平久里下 303	58-0965	35	38	3	35	2	3	1	5
機能別消防団員			13								
三 芳	第3支団										
	第1分団	上滝田 1462-2	36-4197	30	30	0	30	3	4	1	4
	第2分団	谷向 86-1	36-4198	29	30	0	30	3	2	2	4
	第3分団	御庄 255	36-4199	23	30	0	30	5	4	1	4
	第4支団										
白 浜	第1分団	白浜町白浜 15569	38-2758	25	37	2	10	2	0	2	5
	第2分団	白浜町白浜 2893-1	38-3449	22	36	2	12	4	0	2	11
	第3分団	白浜町白浜 14918	38-4910	24	36	2	15	4	0	1	6
	第4分団	白浜町滝口 9012-1	38-4229	23	37	2	10	4	0	1	5
	第5分団	白浜町根本 1687-1	38-4905	20	32	2	10	4	0	1	6
	機能別消防団員			5							
千 倉	第5支団										
	第1分団	千倉町瀬戸 1616-35	44-4141	41	30	0	4	2	1	1	4
	第2分団	千倉町白子 1609-1	44-4143	29	30	0	4	2	0	1	4
	第3分団	千倉町南朝夷 1220-1	44-4144	37	30	0	4	2	0	1	4
	第4分団	千倉町平館 640-11	44-4223	37	30	0	4	2	0	1	4
	第5分団	千倉町大川 633	43-8990	30	30	0	4	2	0	1	4
機能別消防団員			7								
丸 山	第6支団										
	第1分団	宮下 197	46-4221	35	30	2	0	1	0	1	4
	第1分団大井	大井 256-1	46-8050		50	0	41	1	0	1	4
	第2分団	珠師ヶ谷 1307 番地 3		26	55	0	31	2	0	1	4
	第3分団	加茂 1028-1	46-2932	30	35	3	31	0	0	2	4
	第4分団	岩糸 2410-1	46-2791	35	35	0	31	2	0	1	4
機能別消防団員			7								
和 田	第7支団										
	第1分団	和田町花園 915-4	47-4221	25	30	0	30	2	2	1	5
	第2分団	和田町和田 531-1	47-4280	27	35	0	35	4	2	1	5
	第3分団	和田町黒岩 386-1	47-4223	39	100	0	70	22	6	4	10
	第4分団	和田町下三原 97-2	47-4224	39	70	40	40	9	0	2	10
機能別消防団員			14								
合 計				951	1224	69	786	97	41	43	168

令和4年4月1日現在

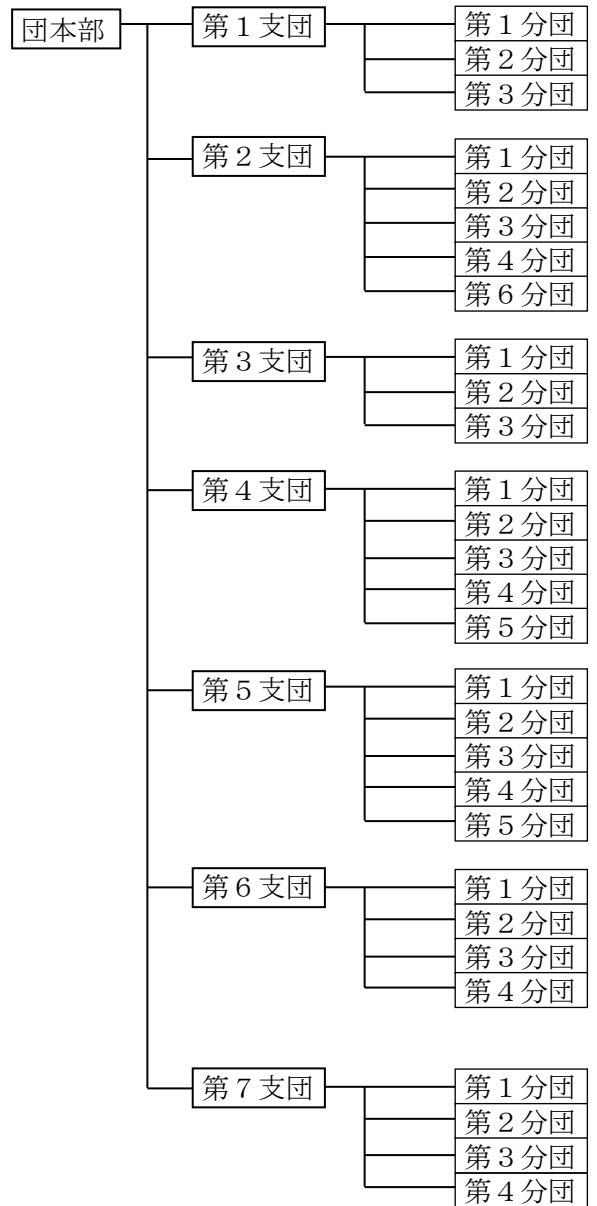
表－消防団の組織概要

項目	内容	備考
消防団名	南房総市消防団	
消防団所管	市民生活部 消防防災課	
所在地	富浦町青木 28 (市本庁舎内)	団本部
電 話	0470-33-1052	団本部
F A X	0470-33-2323	
支団数	7 支団	
分団数	30 分団	
団員条例定数	1,052 人	H25 年 9 月 1 日

表－消防団の主たる装備

装 備		数 量
車両	指令車	7 台
	消防ポンプ自動車	24 台
	水槽付消防ポンプ自動車	6 台
	小型動力ポンプ付積載車	5 台
	小型動力ポンプ積載車	3 台
デジタル 受令機	据置型受令機	9 台
	車載型受令機	47 台
	携帯型受令機	58 台
小型動力ポンプ		27 台

図－消防団の組織図



8. 応急活動

8-1 水防資機材

＜資料 8-1 水防資機材＞

地区名	施設名	品目	数量	備考
富浦	—	—	—	H18.10 現在
富山	防災備蓄倉庫(富山学園内)	土のう袋	500	H18.10 現在
	防災備蓄倉庫(農産物加工場内)	〃	500	H17.06 現在
三芳	増間コミュニティセンター防災備蓄倉庫	〃	400	〃
	府中興府会館防災備蓄倉庫	〃	400	〃
	山名共同館防災備蓄倉庫	〃	400	H25.11 現在
	御庄集会所防災備蓄倉庫	〃	400	H25.11 現在
	みよし交流館防災備蓄倉庫	〃	400	H25.11 現在
	国府土地改良区事務所防災備蓄倉庫	〃	400	H17.06 現在
	滝田区民会館防災備蓄倉庫	〃	400	H25.11 現在
	三芳小学校防災備蓄倉庫	〃	400	H17.06 現在
	三芳中学校防災備蓄倉庫	〃	400	〃
白浜	—	—	—	H18.10 現在
千倉	—	—	—	〃
丸山	—	—	—	〃
和田	—	—	—	〃

出典：市消防防災課資料

8-2 消防水利に指定されているプール

＜資料 8-2 消防水利に指定されているプール＞

地区・学校名	貯水量(ト)	地区・学校名	貯水量(ト)
富浦地区		千倉地区	
富浦小学校	356.3	千倉小学校	380.6
富山地区		丸山地区	
富山学園	335.0	嶺南小学校	258.5
三芳地区		和田地区	
三芳小学校	412.5	旧嶺南中学校和田校舎	382.4
白浜地区			
白浜幼稚園	15.8		
白浜小学校	525.0		

8-3 応急給水資機材

＜資料8-3 応急給水資機材＞

地区名	施設名	品目	数量	備考
富 浦	防災センター・防災備蓄倉庫	煮水セット	1 台	
		50ℓポリタンク	20 個	
		20ℓポリタンク	100 個	
		組立水槽 3,000ℓ(丸型)	2 基	
		組立水槽 2,500ℓ(角型)	2 基	
		組立水槽 1,000ℓ	1 基	
	富浦小学校防災倉庫	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
富浦子ども園	組立水槽 1,000ℓ	1 基		
富 山	防災備蓄倉庫(富山学園内)	給水容器	200 個	
	防災備蓄倉庫(農産物加工場内)	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
三 芳	三芳農村環境改善センター	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
	三芳小学校防災倉庫	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
白 浜	—	—	—	
千 倉	防災倉庫	非常用飲料水袋	400 袋	
	千倉中学校防災倉庫	非常用飲料水袋	200 袋	
	千倉総合運動公園防災倉庫	非常用飲料水袋	200 袋	
	旧七浦小学校防災倉庫	非常用飲料水袋	400 袋	
	旧忽戸小学校防災倉庫	非常用飲料水袋	400 袋	
	千倉子ども園防災倉庫	非常用飲料水袋	400 袋	
丸 山	丸山地域センター 備蓄倉庫	ポリタンク	50 個	
	旧保育所前防災倉庫	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
	嶺南学園防災倉庫	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
和 田	旧南三原小学校防災倉庫	組立水槽 1,000	1 基	

出典：市消防防災課資料

8-4 災害派遣部隊の受入場所

千倉総合運動公園	南房総市千倉町川戸 544 番地 8	0470-44-3381
----------	--------------------	--------------

8-5 臨時ヘリポート(自衛隊選定)

離時発着場名称	所在地 地名・地番	施設管理者 又は占有者	広 さ		区分	備 考
			巾×長さ (m)	面積(m ²)		
富浦小学校	富浦町原岡 931	市教育委員会	70×50	3,500	中	
富山小学校/中学校	合戸 22-1	〃	80×50	9,600	中	
御庄集会所	御庄 255	市長		2,000	中	
白浜運動広場	白浜町滝口 5580-113 地先	市教育委員会	130×55	7,150	中	
白浜フローラル ホール駐車場	白浜町滝口 6767-1	市長	60×40	2,400	中	
原児童公園	白浜町白浜 4686-9	市教育委員会	40×40	1,600	中	
千倉中学校	千倉町北朝夷 630	市教育委員会	80×70	5,600	中	
千倉総合運動公園	千倉町川戸 544-8	〃	100×70 95×95	7,000 9,025	中	
嶺南和田運動場	和田町海発 1601-1	〃	100×60	6,000	中	

備考) 災害時における臨時ヘリポートとして、自衛隊が現地確認したヘリポート

8-6 ヘリコプター受入予定場所

地区名	場外離発着場名	管理者	所在地	電 話	面 積 (m ²)	備 考
富 浦	富浦小学校	市教育 委員会	富浦町原岡 931	0470-46-2961	3,500 (70m×50m)	指定避難所と 共用
富 山	富山小学校/中学校	〃	合戸 22-1	0470-46-2961	7,000 (100m×70m)	指定避難所と 共用
三 芳	三芳中学校	〃	本織 60-1	0470-46-2961	7,500 (100m×75m)	指定避難所と 共用
白 浜	白浜スポーツ 公園	〃	白浜町滝口 5580-113 地先	0470-46-2961	7,150 (130m×55m)	
千 倉	千倉総合運動 公園	〃	千倉町川戸 544-8	0470-46-2964	7,000 (50m×100m)	指定避難所、自 衛隊受入れ施 設と共用
丸 山	嶺南小学校/中学校	〃	杓見 2705	0470-46-2961	9,600 (50m×50m)	指定避難所と 共用
和 田	嶺南和田体育館	〃	和田町海発 1601-1	0470-46-2962	6,000 (120m×60m)	指定避難所と 共用

9. 避難

9-1 避難指示等の発令権者及び要件

〔地震・津波〕 <資料9-1 避難指示等の発令権者及び要件>

発令権者	指示等を行う要件	根拠法
市長 (本部長)	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき、避難指示等を行う。	・災害対策基本法第60条
知事	・知事は、災害により市が市の全部又は大部分の事務を行うことができないときは、立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を市長(本部長)に代わって実施する。	・災害対策基本法第60条
警察官 海上保安官	・市長(本部長)から要請があったとき。 ・市長(本部長)が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ、警察官及び海上保安官がその場にいないとき避難指示等を行う。	・自衛隊法第94条
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫しているとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を行う。	・水防法第29条
知事又はその命を受けた県職員	・地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫しているとき、危険な区域の住民に対し、立退きを指示する。	・水防法第29条 ・地すべり等防止法第25条

9-2 避難の種類及び発令基準

〔津波〕 <資料9-2-① 避難の種類及び発令基準>

種別	発令基準
避難指示	<input type="checkbox"/> 津波注意報が発表されたとき(海岸線) <input type="checkbox"/> 津波警報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 大津波警報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合 <input type="checkbox"/> その他緊急に避難する必要があると認められるとき

〔風水害〕

＜資料 9-2-② 避難の種類及び発令基準＞

(1) 浸水

種 別	警戒レベル	発 令 基 準
高齢者等避難	3	<input type="checkbox"/> 大雨洪水注意報又は大雨洪水警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき <input type="checkbox"/> 下記別表に示す市内河川の水位観測所水位が、当該河川のはん濫注意水位を超え、今後も急激な水位上昇のおそれがある場合 <input type="checkbox"/> 下記別表に示す市内河川の水位観測所水位が、避難判断水位を超えたとき <input type="checkbox"/> 強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） <input type="checkbox"/> 堤防に漏水・浸食等が発見された場合 <input type="checkbox"/> その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
避難指示	4	<input type="checkbox"/> 下記別表に示す市内河川の水位観測所水位が、当該河川のはん濫危険水位を超えたとき <input type="checkbox"/> 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき <input type="checkbox"/> 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき又は、決壊等、河川が氾濫したとき <input type="checkbox"/> その他緊急に避難する必要があると認められるとき
緊急安全確保	5	<input type="checkbox"/> 堤防に異常な漏水、浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により、決壊のおそれが高まった場合 <input type="checkbox"/> 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

別表一市に関する水位観測所と各種判断水位

河川名	河川水位	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	(避難判断水位)	はん濫 危険水位	計画高水位
(二)平久里川	-0.41	1.90	3.10	(4.30)	4.30	5.20
(普)岩井川	0.42	1.60	2.55	4.00	-	4.80
(普)瀬戸川	0.48	2.60	3.55	5.50	-	6.80
(普)丸山川	0.17	1.10	1.80	2.50	-	3.00
(普)三原川	1.14	2.20	2.90	3.40	-	3.80
発令種類	-	-	-	※高齢者等避難	-	※避難指示

※避難判断水位は河川管理者の設定値ではなく、旧防災計画による。

(2)土砂災害

種 別	警戒レベル	発 令 基 準
高齢者等避難	3	<input type="checkbox"/> 大雨警報が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準に達し、さらに降雨が継続する見込みである場合 <input type="checkbox"/> 近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化した等）が発見されたとき <input type="checkbox"/> 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 <input type="checkbox"/> 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報に切り替える可能性が言及されている場合 <input type="checkbox"/> 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） <input type="checkbox"/> その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
避難指示	4	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 <input type="checkbox"/> 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 <input type="checkbox"/> 高齢者等避難による立ち退きが十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要があるとき <input type="checkbox"/> 近隣で土砂災害が発生、又は近隣で前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき <input type="checkbox"/> その他緊急に避難する必要があると認められるとき
緊急安全確保	5	<input type="checkbox"/> 大雨特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 土砂災害の発生が確認された場合

(3)高潮

種 別	警戒レベル	発 令 基 準
高齢者等避難	3	<input type="checkbox"/> 満潮2時間前で、高潮注意報が発せられたとき <input type="checkbox"/> 高潮注意報が発表され、布良潮位観測所の潮位が1時間以内に1.8mに到達されると予想されたとき <input type="checkbox"/> その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
避難指示	4	<input type="checkbox"/> 高潮警報又は高潮特別警報が発せられたとき <input type="checkbox"/> 海岸堤防の倒壊が発生したとき <input type="checkbox"/> 水門、陸閘等の異常（水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど）が発生したとき <input type="checkbox"/> 異常な越波・越流が発生したとき（ただし、暴風雨の状況を見極める必要がある） <input type="checkbox"/> その他緊急に避難する必要があると認められるとき
緊急安全確保	5	<input type="checkbox"/> 潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合 <input type="checkbox"/> 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合又は、高潮氾濫が発生した場合 <input type="checkbox"/> 海岸堤防等が倒壊した場合 <input type="checkbox"/> 異常な越波・越流が発生した場合

9-3 警戒区域の設定権者及び要件・内容

＜資料9-3 警戒区域の設定権者及び要件・内容＞

設定権者	設定の要件・内容	根拠法
市長 (本部長)	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	・災害対策基本法 第63条
知事	・災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長(本部長)に代わって実施しなければならない。	・災害対策基本法 第73条
消防長 消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	・消防法 第23条の2
消防吏員又は 消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	・消防法 第28条
消防機関に 属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	・水防法 第21条
警察官	次の場合、上記に記載する市長(本部長)等の職権を行うことができる。 ・市長(本部長)若しくは市長(本部長)の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 ・消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。 ・消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。 ・消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	・災害対策基本法 第63条 ・消防法 第23条の2 ・消防法 第28条 ・水防法 第21条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長(本部長)若しくは市長(本部長)の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する本部長等の職権を行うことができる。	・災害対策基本法 第63条

9-4 避難所の運営

<資料9-4 避難所の運営>

避難所職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡等 ・避難者の把握と一覧の作成及び記録作成 ・施設管理者との調整 ・運営等に関する相談
自治組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営方針の決定 ・生活ルールの決定と周知 ・避難世帯調査票の作成協力 ・清掃 ・食料・物資等の配布 ・各種の情報伝達 ・避難者の要望のとりまとめと対策本部等との調整
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の生活支援

9-5 避難所施設における女性への配慮事項

<資料9-5 避難所施設における女性への配慮事項>

利用上における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 居住スペース等における配慮 更衣室等に関する配慮 トイレに関する配慮 洗濯物等に関する配慮 風呂、シャワーに関する配慮 化粧、身だしなみ等女性に特有の生活習慣に関する配慮
運営上の女性への配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談窓口の設置 女性専用の物資配布体制 女性の生活スペースの安全確保

出典) 災害時における避難所運営の手引き(千葉県)

9-6 ペット対策の考え方

＜資料9-6 表-ペット対策の考え方＞

近年の災害での避難においては、ペットとの同行避難を要望する声も多く、避難住民が避難所にペットを連れてくることが予想される。ペットの飼い主は、災害時に動物を放置したり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないことが飼い主の責務として求められる。飼い主は、普段からペット用のケージ、食料、飲料水等を家庭で備蓄し、ペットの同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。また、避難所等での飼育が不可能な場合を想定し、ペットの一時預かり所の確保に努める。

市は、災害時に避難所に避難しなければならない場合には、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認め、避難所でのペットスペースを確保するとともに、飼い主に対し「同行避難」を周知する。なお、人に危害を加える恐れのあるペットなどの避難所等への同行避難は禁止とする。

収容場所の決定	ペットの収容場所は、学校のグラウンドの一角や一室の確保、避難所の脇にスペースを設置するなどの方法が考えられる。
給餌等、世話に関するルール の決定	<input type="checkbox"/> 飼育者の届出 <ul style="list-style-type: none"> ・飼育者の住所・氏名 ・動物の種類と数 ・動物の特徴(性別、大きさ、毛色、その他) ・個体識別措置の有無とその方法(マイクロチップ、鑑札等) ・犬の場合は、狂犬病予防法における登録と予防注射接種の有無 ・その他(ワクチン接種の有無、不妊去勢の有無等) <input type="checkbox"/> 飼育ルールの決定 飼育ルールを作り、飼育者にチラシ等を配布し徹底させる。

出典)災害時における避難所運営の手引き(千葉県)

9-7 指定避難所

<資料9-7 指定避難所(兼指定緊急避難場所)>

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人員 (人)	行政区 人口 (人)	対応 災害	海拔 (m)
富浦地区 (地区人口 4,360 人)									
富浦1	とみうら元気倶楽部	富浦町原岡 88-2	市	0470-33-3411	560	186	990	地・洪・土	5.9
富浦2	富浦体育館	富浦町青木 71	市	—	1,365	455	175	地・洪・土	9.2
富浦3	富浦小学校	富浦町原岡 931	市	0470-33-2053	874	291	989	地・洪・土	体3.3 校9.3
富浦4	富浦子ども園	富浦町深名 710	市	0470-33-4581	178	59	1,049	地・洪・土・津	20.6
富浦5	富浦中学校	富浦町青木 249-1	市	0470-33-2075	626	208	1,157	地・洪・土	12.0
富浦6	大房岬自然の家	富浦町多田良 1212-23	千葉自然学校	0470-33-4561	1,500	500	—	地・洪・土・津	73.0
計						1,699	4,360	—	
富山地区 (地区人口 4,852 人)									
富山1	富山ふれあいホーテセンター	久枝 1024	市	—	1,440	480	1,079	地・洪・土	9.9
富山2	富山岩井体育館	市部 250	市	—	744	248	2,107	地・洪・土	12.4
富山3	富山学園	合戸 22-1	市	0470-57-2062	1,208	402	280	地・洪・土・津	29.1
富山4	富山平群コミュニティセンター	平久里中 1350-1	市	—	230	77	1,386	地・土・津	57.9
計						1,207	4,852	—	
三芳地区 (地区人口 3,942 人)									
三芳1	三芳小学校	谷向 150	市	0470-36-2013	543	181	1,673	地・洪・土・津	19.5
三芳2	三芳中学校	本織 60	市	0470-36-2017	1,194	398	1,410	地・洪・土・津	18.9
三芳3	三芳農村環境改善センター	谷向 109-1	市	0470-36-4114	290	96	859	地・洪・土・津	18.1
計						675	3,942	—	
白浜地区 (地区人口 4,457 人)									
白浜1	白浜コミュニティセンター	白浜町白浜 14955	市	0470-29-7770	497	165	1,617	地・洪・土	11.7
白浜2	白浜小学校	白浜町白浜 3061	市	0470-38-2023	836	278	1,145	地・洪・土・津	16.9
白浜3	白浜中学校	白浜町滝口 5580-57	市	0470-38-2079	980	326	1,713	地・洪・土・津	16.3
計						769	4,457	—	
千倉地区 (地区人口 10,035 人)									
千倉1	千倉総合運動公園	千倉町川戸 544-8	市	0470-44-3381	726	242		地・洪・土・津	71.0
千倉2	千倉七浦体育館	千倉町大川 638	市	—	532	177	1,726	地・洪・土・津	15.0
千倉3	千倉忽戸体育館	千倉町忽戸 250	市	—	450	150	1,686	地・洪・土・津	14.0
千倉4	千倉子ども園	千倉町南朝夷 1400	市	0470-44-0703	536	178	1,469	地・洪・土・津	15.6
千倉5	千倉小学校	千倉町瀬戸 1616	市	0470-44-0137	792	264	3,774	地・洪・土・津	24.5
千倉6	千倉中学校	千倉町北朝夷 630	市	0470-44-1311	1,833	611	1,380	地・洪・土・津	20.0
千倉7	ちくら介護予防センター ゆらり	千倉町瀬戸 2705-6	市	0470-44-3121	158	52	—	地・洪・土	8.5
計						1,674	10,035	—	
丸山地区 (地区人口 4,642 人)									
丸山1	嶺南中学校	沓見 2705	市	0470-46-2142	819	273	2,372	地・洪・土・津	29.0
丸山2	嶺南小学校	沓見 2705	市	0470-46-2004	1,420	473	—	地・洪・土・津	29.0
丸山3	子育て支援センター ほのぼの	珠師ヶ谷 1289-13	市	0470-40-5111	454	151	1,741	地・洪・土・津	32.0
丸山4	丸山公民館・丸山児童 体育館	岩糸 2489	市	0470-46-4031	1,080	360	529	地・洪・土・津	23.0
計						1,257	4,642	—	
和田地区 (地区人口 4,413 人)									
和田1	和田コミュニティセンター	和田町仁我浦 206	市	0470-47-3111	334	111	967	地・洪・土	9.5
和田2	和田体育館	和田町仁我浦 8-1	市	—	455	151	878	地・洪・土・津	20.0
和田3	嶺南和田体育館	和田町海発 1602	市	—	1,347	449	1586	地・洪・土	9.0
和田4	上区集会所・くすの木	和田町上三原 1246	上区自治会 株三峰商事	0470-47-5522	226	75	208	地・洪・津	75.0
和田5	北三原 多目的研修集会施設	和田町黒岩 386-1	市	—	130	43	774	地・洪・土・津	17.0
和田6	千葉県立安房拓心高 等学校	和田町海発 1604	千葉県	—	1,663	554	—	地・洪・土	10.3
計						1,383	4,413	—	
合 計						8,664	36,719		

備考:「対応災害」の内容:地=地震、洪=洪水、土=土砂災害、津=津波(高潮)

資料:住民基本台帳(令和3年4月現在)

9-8 避難所・避難場所(富浦地区)

＜資料9-8 避難所・避難場所(富浦地区)＞

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号 =0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応災害	海拔 (m)
富浦 1	小浜コミュニティ集会所	富浦町南無谷 1979-3	南無谷区		外 内	150 48	30 20	地・津	15.0
富浦 2	石小浦広場	富浦町南無谷 1927	市		外	80	20	地・洪・津	14.3
富浦 3	豊受神社	富浦町南無谷 2013	南無谷氏子		外 内	617 50	300 20	地・津	15.1
富浦 4	金光寺	富浦町南無谷 2218	不動院		外	300	50	地	13.0
富浦 5	海光寺	富浦町南無谷 189	個人	33-2087	外	500	100	地・津	16.0
富浦 6	妙福寺	富浦町南無谷 119	個人	33-3153	外	1,000	200	地	10.1
富浦 7	八幡神社	富浦町南無谷 1828-1	13 番組		外	100	30	地・津	20.0
富浦 8	南無谷青年館	富浦町南無谷 2320	南無谷区		外 内	400 120	60 40	地・洪・土	8.4
富浦 9	佐久間組	富浦町南無谷 2180	個人		外	500	100	津	18.5
富浦 10	海禅寺	富浦町豊岡 767	常禅寺		外	638	160	地・洪	7.7
富浦 11	豊岡団地	富浦町豊岡 851 他	個人		外	1,000	100	地・洪・津	30.0
富浦 12	シラッチャ	富浦町豊岡 824-2	個人		外	971	100	地・洪・津	61.0
富浦 13	岡本城址	富浦町豊岡 79-1	大宮八幡神社		外	2,396	200	地・洪・津	63.0
富浦 14	東京学芸大学大泉 小学校富浦寮	富浦町豊岡 50-4	東京学芸大学 大泉小学校		外	578	50	地・洪・津	20.0
富浦 15	愛宕神社	富浦町原岡 963	個人	33-3213	外	2,066	250	地・洪・土	10.0
富浦 16	長泉寺	富浦町原岡 5	個人	33-2246	外	866	150	地・洪・土	6.8
富浦 17	稻荷神社	富浦町原岡 63	原岡区	33-4170	外	423	50	地・洪・土	7.8
富浦 18	西方寺	富浦町原岡 76	個人	33-2334	外	500	30	地・土	4.0
富浦 19	宝鏡寺	富浦町原岡 174	個人	33-3796	外	500	30	地・洪・土	7.0
富浦 20	法華寺	富浦町原岡 370	法華寺	33-2559	外	1,361	50	地・洪・津	16.0
富浦 21	原岡区公会堂	富浦町原岡 205	原岡区		内	148	50	地・洪・土	5.0
富浦 22	興禅寺	富浦町原岡 275	興禅寺		外	2,909	100	地・洪・津	16.0
富浦 23	多田良公会堂	富浦町多田良 446	多田良区	33-4407	外 内	492 138	100 50	地・洪・土	8.3
富浦 24	釈迦寺	富浦町多田良 702-1	個人	33-2081	外	1,000	150	地・洪・土	8.5
富浦 25	浅間神社	富浦町多田良 1209-11	個人		外	1,000	150	地・洪・土・津	34.9

資料編

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号 =0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応災害	海拔 (m)
富浦 26	大房岬駐車場	富浦町多田良 1212-6	千葉県	33-4557	外	2,000	200	地・洪・ 土・津	70.0
富浦 27	西浜コミュニティセンター	富浦町多田良 1184-2	多田良西浜 総代	33-4417	外 内	558 70	150 30	地・洪・ 土	10.5
富浦 28	瀧淵神社	富浦町多田良 1193-2	個人		外	2,000	200	地・洪・ 土・津	16.0
富浦 29	駒沢大学セミナーハウス	富浦町多田良 1254-3	駒沢大学	33-2500	外	655	100	地・洪・ 土・津	35.0
富浦 30	青木神社	富浦町青木 66	青木区		外	200	50	地・洪・ 土・津	16.0
富浦 31	青木公会堂	富浦町青木 73- 1	青木区		内	90	30	地・洪・ 土	13.5
富浦 32	光厳寺	富浦町青木 232-1	光厳寺	33-3895	外 中	200 75	50 25	地・洪・ 土・津	16.0
富浦 33	真勝寺	富浦町青木 173	真勝寺	33-3419	外	446	30	地・洪・ 土・津	17.5
富浦 34	深名コミュニティセンター	富浦町深名 1429-1	深名区	33-2944	外	300	30	地・洪・ 津	18.9
富浦 35	常禅寺	富浦町深名 1019	個人	33-3818	外	300	50	地・洪・ 津	33.6
富浦 36	深名下公会堂	富浦町深名 400-3	深名区		内	76	30	地・洪・ 土・津	15.6
富浦 37	アイリスの里	富浦町深名 1170-1	(福)白寿会	20-4060	外	1,665	80	地・洪・ 土・津	28.6
富浦 38	房総の駅とみうら駐 車場	富浦町深名 505-1			外	5,000	300	地・洪・ 土・津	16.7
富浦 39	福澤公会堂	富浦町福澤 743	福澤区		内	80	50	地・洪・ 津	22.2
富浦 40	宮本公会堂	富浦町宮本 45	大宮区	33-4036	外 内	100 80	40	地・洪・ 津	30.0
富浦 41	大津公会堂	富浦町大津 440-6	大宮区	33-4197	外 内	270 80	50	地・洪・ 土・津	31.0
富浦 42	花倶楽部	富浦町大津 320	市	33-4616	内	360	100	地・洪・ 土・津	30.0
富浦 43	丹生枇杷倉庫	富浦町丹生 363	深名区		外	555		地・洪・ 土・津	30.0

備考：「対応災害」の内容：地＝地震、洪＝洪水、土＝土砂災害、津＝津波(高潮)

9-9 避難所・避難場所(富山地区)

＜資料9-9 避難所・避難場所(富山地区)＞

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号 =0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応 災害	海拔 (m)
富山1	久枝青年館	久枝 626	久枝区		内	350	90	地・洪・ 土	6.9
富山2	練馬区立岩井少年 自然の家グラウンド	久枝 837	練馬区 教育委員会	57-4141	外		1,000	津	21.1
富山3	J A 富山支店2階	久枝 50	農協	57-2621	外	500	50	津	10.3
富山4	小規模特別養護 老人ホーム夕風の郷	久枝 257	(福) 善隣会	28-5644	外	950	100	津	9.6
富山5	市部青年館	市部 325	市部区		内	32.4	18	地・洪・ 土	12
富山6	市部公会堂	市部 26	市部区		内	54	30	地・洪・ 土	10
富山7	観音山	市部 632-1			外	500	200	津	41.2
富山8	竹内集会所	竹内 258	竹内区		内	48	16	地・洪・ 土	11.9
富山9	高崎区集会所	高崎 1170-5	高崎区		内	100	20	地・洪・ 土	8.2
富山10	下里松集会所	高崎 818	高崎区		内	100	20	地・洪・ 土・津	20.3
富山11	御目井戸旧 テニスコート	高崎 1030-1	個人		外	1,500	200	津	16.1
富山12	浜下テニスコート 付近	高崎 1678-1			外	500	100	津	23.1
富山13	小浦集会所	小浦 415	小浦区		内	120	40	地・洪・ 土	10.0
富山14	本下宅付近	小浦 339-3			外	52	20	地・洪・ 土・津	23.6
富山15	宮谷ふれあい センター	宮谷 350	宮谷区		内	73	20	地・洪・ 津	43.0
富山16	合戸青年館	合戸 619-1	合戸区		内	56	30	地・洪・ 土・津	32.0
富山17	二部中央青年館	二部 2017-1	二部区	57-4556	内	100	20	地・洪・ 土・津	21.5
富山18	富楽里駐車場	二部 1900	富楽里	57-2601	外		500	津	15.0
富山19	検儀谷ほのぼの館	検儀谷 347-1	検儀谷区		外 内	200 85	40 40	地・洪・ 土・津	17.0
富山20	泉龍寺	平久里中 413	檀家役員		内	150	50	地・洪・ 津	68.8
富山21	山田青年館	山田 1162	山田区	58-0359	内	100	20	地・洪・ 土・津	100.0
富山22	荒川区民センター	荒川 536-1	荒川区	58-0957	内	100	20	地・洪・ 土・津	120.0
富山23	川上青年館	川上 412-2	井川区		内	100	20	地・洪・ 土・津	66.0
富山24	井野集会所	井野 7	井川区		内	100	20	地・洪・ 土・津	60.0
富山25	吉沢区民センター	吉沢 206	吉沢区		内	100	30	地・洪・ 土・津	128.0
富山26	米沢夢館	吉沢 638-3	吉沢区		内	35	10	地・洪・ 土・津	70

資 料 編

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号 =0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応 災害	海拔 (m)
富山 27	吉井集会所	吉沢 224	吉沢区		内	30	10	地・洪・津	70
富山 28	西の沢集会所	吉沢 31	吉沢区		内	66	20	地・洪・津	90
富山 29	平久里下青年館	平久里下 265	平久里下区	58-0985	内	100	20	地・洪・土・津	55.0
富山 30	犬掛青年館	犬掛 167	犬掛区	58-0244	内	100	20	地・洪・土・津	49.0

備考：「対応災害」の内容：地＝地震、洪＝洪水、土＝土砂災害、津＝津波(高潮)

資料編

9-10 避難所・避難場所(三芳地区)

<資料9-10 避難所・避難場所(三芳地区)>

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号 =0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容人 員(人)	対応災害	海拔 (m)
三芳 1	増間コミュニティセンター	増間 203-1	増間区		内	123	20	地・洪・ 土・津	66.3
三芳 2	高月集落センター	上滝田 1041	高月組		内	73	10	地・土・ 津	41.3
三芳 3	滝田区民会館	上滝田 1462-2	上滝田区		内	345	170	地・土・ 津	34.6
三芳 4	大畑集会所	上滝田 292	大畑組		内	108	10	地・洪・ 土・津	49.2
三芳 5	下組集落センター	下滝田 808	下組		内	70	10	地・洪・ 土・津	32.4
三芳 6	御門集会所	下滝田 1390-1	御門組	36-4091	内	80	10	地・洪・ 土・津	31.2
三芳 7	みよし交流館	千代 4	地域づくり協議会 「みよし」		内	440	220	地・洪・ 土・津	30.3
三芳 8	千代集会所	千代 29	千代区		内	107	20	地・洪・ 土・津	24.7
三芳 9	三坂集会所	三坂 298	三坂区		内	66	10	地・洪・ 土・津	27.0
三芳 10	上堀集会所	上堀 2-1	上堀区		内	89	20	地・洪・ 土・津	26.1
三芳 11	下堀集会所	下堀 182	下堀区	36-4148	内	71	10	地・土・ 津	16.8
三芳 12	谷津集会所	谷向 743-1	谷津組		内	40	10	地・洪・ 土・津	25.6
三芳 13	谷向集会所	谷向 1002-2	谷向区	36-4099	内	91	20	地・洪・ 土・津	25.5
三芳 14	原組集会所	谷向 206-7	原組		内	54	20	地・洪・ 土・津	21.6
三芳 15	海老敷集会所	海老敷 428	海老敷区		内	92	20	地・洪・ 土・津	35.1
三芳 16	大学口集会所	大学口 164	大学口区	36-4097	内	52	10	地・洪・ 土・津	25.8
三芳 17	山下集会所	山下 430	山下区		内	69	10	地・洪・ 津	30.3
三芳 18	川田集会所	川田 141-1	川田区		内	49	10	地・土・ 津	18.1
三芳 19	明石集会所	明石 209-5	明石区	36-4088	内	70	10	地・洪・ 土・津	23.5
三芳 20	根方集会所	本織 165-3	根方組		内	40	10	地・洪・ 土・津	20.4
三芳 21	延命寺集会所	本織 2099	延命寺組	36-4681	内	64	10	地・洪・ 土・津	18.9
三芳 22	市場集会所	本織 1701-1	市場組	36-4090	内	51	10	地・洪・ 土・津	20.0
三芳 23	宇戸集会所	本織 1167	宇戸組		内	70	10	地・洪・ 土・津	14.9
三芳 24	番場集会所	本織 652-1	番場組	36-4211	内	84	10	地・洪・ 土・津	16.7
三芳 25	川間集会所	本織 367-4	川間組	36-4141	内	62	10	地・土・ 津	15.1

資料編

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号 =0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容人 員(人)	対応災害	海拔 (m)
三芳 26	府中興府会館	府中 678-1	府中区		内	126	20	地・洪・ 土・津	12.6
三芳 27	大作集会所	池之内 372-1	大作組		内	66	10	地・洪・ 土・津	29.5
三芳 28	池之内いこいの家	池之内 109	池之内区		内	89	20	地・土・ 津	24.1
三芳 29	中集落センター	中 239	中区		内	91	20	地・土・ 津	28.3
三芳 30	東集会所	御庄 844-2	東組		内	74	10	地・洪・ 土・津	32.8
三芳 31	御庄集会所	御庄 255	御庄区		内	354	170	地・洪・ 土・津	31.9
三芳 32	高井ヶ谷集会所	山名 156-1	高井ヶ谷組		内	45	10	地・洪・ 津	43.6
三芳 33	山名共同館	山名 1248-1	山名区		内	246	50	地・洪・ 土・津	37.7
三芳 34	嵯峨志集会所	山名 714	嵯峨志組		内	71	10	地・洪・ 土・津	42.5

備考：「対応災害」の内容：地＝地震、洪＝洪水、土＝土砂災害、津＝津波(高潮)

9-11 避難所・避難場所(白浜地区)

＜資料9-11 避難所・避難場所(白浜地区)＞

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号=0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応災害	海拔 (m)
白浜1	乙浜集落センター	白浜町乙浜 633-14	乙浜区		外	136	45	地・洪・ 土	4.0
白浜2	乙浜第二集会所	白浜町乙浜 223	乙浜区		外 内			地・洪・ 津	18.0
白浜3	正栄寺	白浜町乙浜 51	乙浜区					地・洪・ 土・津	20.0
白浜4	堂の下	白浜町乙浜 902-1 地先	乙浜区					地・洪・ 津	20.0
白浜5	元白新舎前	白浜町白浜 7184 地先	市		外	150	30	地・洪・ 土	11.6
白浜6	浅間神社拜殿前	白浜町白浜 7102-1	塩浦区	38-4925	外	250	50	地・洪・ 津	17.0
白浜7	塩浦区集会所	白浜町白浜 7203	塩浦区		内			洪・津	16.0
白浜8	塩浦構造改善センター	白浜町白浜 7008-1	塩浦区		内	136		土	4.4
白浜9	第1分団詰所脇	白浜町白浜 15569	市		外			地・洪・ 土・津	14.1
白浜10	名倉構造改善センター	白浜町白浜 4904 地先	名倉区		内	142	30	地・洪・ 土・津	14.0
白浜11	J A安房白浜支店前	白浜町白浜 15305	農協	38-3915	外	350	90	地・洪・ 土・津	15.0
白浜12	杖珠院	白浜町白浜 4296-1	個人					津	22.7
白浜13	原経営管理所	白浜町白浜 4129-1	原区		内	117	30	地・土	10.0
白浜14	白浜地域センター 2階以上	白浜町白浜 3467-1	市	38-3111	外	600	140	地・洪・ 土・津	11.3
白浜15	小戸青年館	白浜町白浜 3514	小戸区	38-2922	外 内	195 60	30	地・洪・ 土	11.0
白浜16	満願寺	白浜町白浜 3225	個人		外			津	20.0
白浜17	下沢第一集会所	白浜町白浜 3167	下沢区		外 内	158 60	30	地・洪・ 津	17.8
白浜18	青根原神社前	白浜町白浜 2135-1	青木区		外	500	100	津	20.0
白浜19	青木経営管理所	白浜町白浜 2451	青木区	38-4824	外 内	150 60	30	地・洪・ 土	12.3
白浜20	青木観音堂	白浜町白浜 1979	青木区					津	28.0
白浜21	永作	白浜町白浜 1025-1 地先	市		外	300	150	津	19.1
白浜22	島崎公会堂	白浜町白浜 14637	島崎区	38-3445	外 内	109 50	30	地・洪・ 土	8.1
白浜23	島崎防災倉庫	白浜町白浜 14640	島崎区		内	35	20	地・洪・ 土	8.1
白浜24	加茂神社前	白浜町白浜 977 地先	東横渚区		外	350	70	地・洪・ 土・津	17.8

資料編

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号=0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応災害	海拔 (m)
白浜 25	大門院前	白浜町白浜 7929 地先	東横渚区		外	200	50	地・洪・ 土・津	32.2
白浜 26	曲田地区	白浜町白浜 9111-1 地先	東横渚区		外	200	50	地・洪・ 土・津	49.9
白浜 27	東横渚コミュニティセンター	白浜町白浜 975	東横渚区		外 内	120 50	40 25	地・洪・ 土	18.6
白浜 28	西横渚集会所前	白浜町滝口 7281	西横渚区	38-3422	外	750	170	地・洪・ 土・津	21.5
白浜 29	石戸寺	白浜町滝口 7290	個人		外			津	26.0
白浜 30	川下会館前	白浜町滝口 6657	川下区		外	250	60	地・洪・ 土	10.6
白浜 31	東安房漁業協同組合 白浜支所	白浜町滝口 5887	漁協		外	200	50	津	17.1
白浜 32	本郷コミュニティセンター	白浜町滝口 1314-1	本郷区		外 内	78 50	50 25	地・洪・ 土・津	24.0
白浜 33	下立松原神社	白浜町滝口 1408-1	本郷区		外	550	100	津	33.0
白浜 34	大作場	白浜町滝口 2361-2 地先	本郷区		外	350	70	地・洪・ 土・津	22.5
白浜 35	旧長尾小学校校庭	白浜町滝口 5184	市					地・洪・ 土・津	22.6
白浜 36	川田バス停東側	白浜町滝口 4374-1 地先	個人		外	350	70	地・洪・ 土・津	21.5
白浜 37	砂取バス停付近	白浜町滝口 4276 地先	市		外	150	50	地・洪・ 土・津	22.1
白浜 38	砂取集会所	白浜町滝口 4287-1	砂取区		外 内	115 50	25 25	地・洪・ 土・津	21.8
白浜 39	根本集会所	白浜町根本 1688	区		外 内	1500 250	500 200	地・洪・ 土・津	17
白浜 40	海福寺駐車場	白浜町根本 1870	海福時		外	300	200	津	24

備考：「対応災害」の内容：地＝地震、洪＝洪水、土＝土砂災害、津＝津波(高潮)

資料編

9-12 避難所・避難場所(千倉地区)

<資料9-12 避難所・避難場所(千倉地区)>

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号 =0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応災害	海拔 (m)
千倉 1	白間津花のパーキング	千倉町白間津 1397	市			3,000	1,200	地・洪・ 土・津	17.0
千倉 2	白間津青年館	千倉町白間津 335	白間津区	43-8215	内	76	25	地・洪	20.0
千倉 3	日枝神社	千倉町白間津 335	白間津区	43-8215	外	1200	300	津	20.0
千倉 4	大川コミュニティ集会所	千倉町大川 327-1	大川区	43-1419	外	2,560	1,200	地・洪・ 津	15.0
千倉 5	かすか	千倉町千田 481- 1, 2, 3	千田区		外	498	120	地・洪・ 土・津	24.0
千倉 6	長性寺広場	千倉町千田 1635	長性寺	43-8233	外	500	125	地・洪・ 津	28.0
千倉 7	千田コミュニティ集会所	千倉町千田 583-1	千田区	43-1025	内	119	40	地・洪・ 土・津	14.5
千倉 8	平磯コミュニティ集会所	千倉町平磯 1302	平磯区	43-1281	外 内	500 100	150 30	地・洪・ 土	10.0
千倉 9	観養院	千倉町平磯 418	平磯区		外 内	200 100	50 30	地・洪・ 津	25.0
千倉 10	川口青年館	千倉町川口 582	川口区		内	51.4	17	津	15.0
千倉 11	高德院広場	千倉町川口 418	高德院		外	700	80	地・津	17.0
千倉 12	荒磯魚見根神社	千倉町忽戸 1042	忽戸区		外	1,650	800	地・洪・ 土・津	20.0
千倉 13	能蔵院	千倉町忽戸 146	能蔵院	44-0583		1,500	800	津	20.9
千倉 14	平館コミュニティ集会所	千倉町平館 640	平館区		内	200	50	地	7.0
千倉 15	平館神明神社	千倉町平館 968	平館区		外 内	200 150	100 30	地・洪・ 土	10.5
千倉 16	平館稲荷神社	千倉町平館 598	平館区		外 内	120 40	20 15	洪	13.0
千倉 17	平館公園	千倉町平館 616	平館区		外	1000	150	地	7.0
千倉 18	ごんじょはい	千倉町平館 618	平館区		外	200	50	地	7.0
千倉 19	飛塚堂 (上ノ堂)	千倉町北朝夷 2968	北千倉区		外 内	90 30	20 10	津	16.0
千倉 20	おかげさま夢ホーム	千倉町南朝夷 1661		44-6600		2,000	1,000	津	17.0
千倉 21	南千倉コミュニティ集 会所	千倉町南朝夷 1197	南千倉区	44-4767	外 内	640 145	300 48	地・洪	9.0
千倉 22	寺庭区コミュニティ集 会所	千倉町北朝夷 347-2	寺庭区	44-4261	内	218	73	地・洪・ 土・津	17.0
千倉 23	寺庭区コミュニティ集 会所駐車場	千倉町北朝夷 310	寺庭区		外	1,055	500	地・洪・ 土・津	17.0
千倉 24	八幡神社	千倉町北朝夷 521-1	寺庭区		外 内	180 74	60 25	地・洪・ 土・津	21.0
千倉 25	揚島青年館	千倉町北朝夷 736-2	寺庭区			200	100	津	23.0

資料編

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号 =0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応災害	海拔 (m)
千倉 26	ゆうひが丘保育園	千倉町北朝夷 859-1	ゆうひが 丘保育園	44-1988	外	2,080	1,000	地・洪・ 土・津	33.0
千倉 27	福祉センター駐車場	千倉町南朝夷 164	市		外	3,450	1,700	地・洪・ 土・津	26.0
千倉 28	岡瀬田青年館	千倉町南朝夷 2095	岡瀬田区		外 内	200 115	50 40	地・洪・ 津	30.0
千倉 29	<small>いちへい</small> 市平前道路	千倉町南朝夷 2069 地先	市		外	200	100	地・洪・ 土・津	25.0
千倉 30	清掃センター入口	千倉町南朝夷 800	市		外	200	100	地・洪・ 土・津	31.6
千倉 31	川戸青年館	千倉町川戸 980	川戸区	44-3805	内	80	20	地・土・ 津	29.0
千倉 32	宇田青年館	千倉町宇田 67	宇田区		内	60	20	地・洪・ 土・津	22.0
千倉 33	善性寺	千倉町宇田 968			外	100	25	地・洪・ 土・津	23.0
千倉 34	上瀬戸青年館	千倉町瀬戸 1168	上瀬戸区	44-4270	内	80	25	地・土・ 津	25.0
千倉 35	朝夷行政センター	千倉町瀬戸 2294	市	44-1111	外	7,273	3,500	地・洪・ 土・津	22.0
千倉 36	千倉駅	千倉町瀬戸 2079	JR 東日本	44-0100		3,000	3,000	津	23.0
千倉 37	千倉中印青果市場	千倉町瀬戸 2298			外	2,140	1,000	地・洪・ 土・津	17.0
千倉 38	南房総市図書館	千倉町瀬戸 2340-5	市	40-1120	外	1,150	500	地・洪・ 土・津	15.0
千倉 39	矢原コミュニティ集会所	千倉町瀬戸 3292	下瀬戸区	44-1908	外	1,600	800	地・洪・ 土・津	14.0
千倉 40	椎ノ木原公会堂	千倉町瀬戸 2300-1	椎ノ木原 区		内	66	60	地・洪・ 津	18.0
千倉 41	牧田青年館	千倉町牧田 186	牧田区	44-4227	外 内	1310 68	327 22	地・洪・ 土・津	25.0
千倉 42	宮ノ前	千倉町牧田 193	牧田区		外	378	94	地・津	25.0
千倉 43	元田上岱青年館	千倉町白子 7	白子区		外	400	150	地・洪・ 土	9.9
千倉 44	千歳駅前広場	千倉町白子 559- 5 付近	JR 東日本		外	1,000	150	地・洪・ 土・津	13.1
千倉 45	顕本寺駐車場	千倉町川合 690- 1	顕本寺	44-1062	外	900	225	地・洪・ 土・津	14.2
千倉 46	愛宕神社	千倉町川合 722- 1	川合区		外	350	87	地・洪・ 土・津	40.0
千倉 47	地藏院駐車場	千倉町川合 725- 1	地藏院		外	1360	340	津	19.0
千倉 48	久保コミュニティ集会所	千倉町久保 1441	久保区		内			地・津	21.8
千倉 49	久保神社	千倉町久保 1458	久保区		外	610	300	地・洪・ 津	19.0
千倉 50	大貫コミュニティ集会所	千倉町大貫 356- 1	大貫区	44-1932	外 内	660 143	300 35	地・洪・ 土・津	25.0

備考：「対応災害」の内容：地＝地震、洪＝洪水、土＝土砂災害、津＝津波(高潮)

9-13 避難所・避難場所(丸山地区)

＜資料9-13 避難所・避難場所(丸山地区)＞

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号=0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応災害	海拔 (m)
丸山1	大井青年館	大井 256-3	大井区	46-8050	内	173	87	地・洪・ 土・津	105.0
丸山2	御子神青年館	御子神 91	御子神区	—	内	85	43	地・洪・ 津	88.0
丸山3	宮下集会所	宮下 23	宮下区	46-3433	内	105	53	地・洪・ 土・津	45.0
丸山4	川谷集会所	川谷 280	川谷区	—	内	99	50	地・洪・ 土・津	52.0
丸山5	石堂原集会所	石堂原 76-1	石堂原区	—	内	70	35	地・洪・ 土・津	54.0
丸山6	石堂青年館	石堂 2-1	石堂区	46-4033	内	111	56	地・洪・ 土・津	42.0
丸山7	丸本郷集会所	丸本郷 1693	丸本郷区	—	内	102	51	地・洪・ 土・津	35.0
丸山8	前田集会所	前田 151-3	前田区	—	内	85	28	地・洪・ 土・津	32.0
丸山9	石神集会所	石神 136	石神区	—	内	58	29	地・洪・ 土・津	30.0
丸山10	小戸青年館	小戸 387-2	小戸区	—	内	83	42	地・洪・ 土・津	24.0
丸山11	珠師ヶ谷愛林センター	珠師ヶ谷 1553-10	珠師ヶ谷区	—	内	72	30	地・洪・ 土・津	34.0
丸山12	大芝堂	珠師ヶ谷 1036	珠師ヶ谷区	—	内	53	25	地・洪・ 土・津	55.0
丸山13	岩糸青年館	岩糸 2849-1	岩糸区	46-3047	内	112	42	地・洪・ 土・津	20.0
丸山14	西原集会所	西原 207	西原区	—	内	90	45	地・洪・ 土・津	38.0
丸山15	沓見青年館	沓見 1053-5	沓見区	—	内	114	37	地・洪・ 土・津	24.0
丸山16	加茂青年館	加茂 2074	加茂区	46-4224	内	115	58	地・洪・ 土・津	20.0
丸山17	古川集会所	安馬谷 2054	古川区	—	内	109	55	地・洪・ 土	12.0
丸山18	安馬谷青年館	安馬谷 906-1	安馬谷区	46-3557	内	118	80	地・洪・ 土・津	16.0
丸山19	和田集会所	安馬谷 151-2	和田組		内	17	15	津	19.0
丸山20	高房集会所	安馬谷 372	高房組		内	17	15	津	27.0
丸山21	久手畑集会所	安馬谷 523-2	久手畑組		内	15	15	津	22.0
丸山22	下道集会所	安馬谷 598-2	下道組		内	40	30	津	18.0
丸山23	根廻集会所	安馬谷 690-5	根廻組		内	23	10	津	17.0
丸山24	大沼集会所	安馬谷 1757-7	大沼組		内	33	25	津	20.0
丸山25	5分団詰所	安馬谷 3296	5分団		外			津	18.0
丸山26	古川駐在所裏	安馬谷 2033-1	個人		外			津	19.3
丸山27	宮ヶ谷集会所	安馬谷 3151-8	宮ヶ谷組		内	40	30	津	16.0

資料編

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号=0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応災害	海拔 (m)
丸山 28	峰岸 市道上(JRと並行する峰山裾の市道)	峰 101-2 付近	市		外		150	津	20.0
丸山 29	峰青年館	峰 96	峰区		内	50	20	地・洪・津	50
丸山 30	仲原集会所	白子 681	仲原区	—	内	94	47	地・洪・土	13.8
丸山 31	千歳ミーティングハウス	白子 2113-1	市		内	112.6	173	地・洪・土	13.8
丸山 32	千歳花卉集出荷場	白子 3179-1	JA 安房	46-4805	外	850	150	津	15.4
丸山 33	三嶋集会所	白子 2138	三嶋区	—	内	94	47	地・洪・土	12.0
丸山 34	海一望大橋(ローズマリー公園付近の高架橋)	白子 1330-10	市		外		100	津	20m超
丸山 35	真野集会所	久保 518-2	真野区		内	26.4	10	地・洪・津	40.0
丸山 36	丸山体育館	岩糸 2504	市	46-2988	内	1,840	920	地・洪・土	13.8
丸山 37	としまや弁当	和田町海発 157-1			外	338	50	津	20.0
丸山 38	近田屋商店	和田町海発 23	個人		外	201	50	津	17.0

備考：「対応災害」の内容：地＝地震、洪＝洪水、土＝土砂災害、津＝津波(高潮)

9-14 避難所・避難場所(和田地区)

＜資料9-14 避難所・避難場所(和田地区)＞

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号=0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応 災害	海拔 (m)
和田 1	長香寺	和田町花園 932-1	住職	47-3489	外	500	100	地・洪・ 土	13.0
和田 2	長泉寺	和田町花園 317-1	住職	47-3380	外	1,000	100	地・洪・ 土・津	33.0
和田 3	花園区集会所	和田町花園 897-5	花園区		外 内	240 90	80 40	地・洪・ 土	10.0
和田 4	諏訪神社	和田町花園 104-1	神社総代		外	3,615	200	津	17.9
和田 5	抱湖園入口付近道路	和田町花園 254 付近	市		外	1,000	300	津	33.8
和田 6	柴区集会所	和田町柴 281-1	柴区		外 内	200 20	50 10	地・洪・ 土	11.5
和田 7	西福院	和田町柴 559-1	住職		外	2,500	400	地・洪・ 土・津	16.0
和田 8	水神様境内(野中博さん 宅裏公園)	和田町柴 248-1	御霊神社総 代		外	2,000	300	津	20.0
和田 9	和田浦駅前広場	和田町仁我浦 175-8			外	1,300	400	地・洪・ 土	12.3
和田 10	和田コミュニティセンター	和田町仁我浦 206	市	47-3111	外 内	800 600	200 300	地・洪・ 土	9.5
和田 11	仁我浦区集会所	和田町仁我浦 168 - 1	仁我浦区	47-4611	内	106	40	地・洪・ 土	12.0
和田 12	仁我浦堰下側三叉路付 近	和田町仁我浦 324 - 1 付近	市		外	300	200	津	19.5
和田 13	熊野神社(仁我浦)	和田町仁我浦 612 - 1	神社総代		外 内	2,000	100 40	津	18.1
和田 14	熊野神社(和田)	和田町和田 421-1	神社総代		外	500	125	地・洪・ 津	15.0
和田 15	和田区集会所	和田町和田 451-2	和田区		内	172	70	地・洪・ 土	6.0
和田 16	普門寺	和田町和田 494-1	管理者(普 門寺在住)		外	636	100	津	15.0
和田 17	月山	和田町和田 495	熊野神社総 代		外	827	100	津	20.0
和田 18	小浦区集会所	和田町和田 594	小浦区		内	40	20	地・洪	13.0
和田 19	弁天様	和田町和田 581-1	小浦区		外	99	50	津	15.0
和田 20	辺田谷(道路)	和田町和田 12 付近	市		外	200	150	津	15.5
和田 21	真浦神社	和田町真浦 147-1-2	神社総代		外	100	25	洪・津	25.3
和田 22	真浦区集会所	和田町真浦 9-2	真浦区		内	60	20	地・洪・ 土	6.0
和田 23	威徳院	和田町真浦 137-1	住職		外	1,054	200	津	16.0
和田 24	おてんとう様	和田町真浦 258-1 付近	真浦区		外	2,000	300	津	41.0
和田 25	白渚区集会所	和田町白渚 573 - 6	白渚区		内	47	20	地・洪・ 土	6.0

資料編

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号=0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応 災害	海拔 (m)
和田 26	西の堂	和田町白渚 620	白渚西台		外	100	25	地・洪・ 土・津	15.0
和田 27	熊野神社(東台)	和田町白渚 560	神社総代		外	391	100	津	20.0
和田 28	熊野神社(浜台)	和田町白渚 171-2	神社総代		外	100	25	津	16.0
和田 29	4分団詰所	和田町下三原 87-1	市		外	1,000	250	地・洪・ 土	13.6
和田 30	龍神社社務所	和田町下三原 371-1	神社総代		外 内	500 67	300 30	洪・土	8.0
和田 31	大原集会所	和田町下三原 397	下三原区		外	200	100	洪・土	8.0
和田 32	峰金谷集会所	和田町下三原 244-1	下三原区		外	235	50	津	20.0
和田 33	東小戸集会所	和田町下三原 876-2	下三原区		外	540	100	津	18.0
和田 34	沼区集会所	和田町沼 636-1	沼区		外 内	300 50	75 25	地・洪・ 土・津	20.1
和田 35	南三原駅	和田町松田 143	J R		外	1,800	400	地・洪・ 土・津	16.1
和田 36	地域福祉センター「やす らぎ」	和田町松田 828	市	47-5390	外 内	3,000 500	500 250	地・土	6.2
和田 37	松田区集会所	和田町松田 149-5	松田区		外 内	2,000 61	400 20	地・洪・ 土・津	14.8
和田 38	海雲寺	和田町松田 709-5	自性院住職		外	604	200	地・洪・ 土	10.7
和田 39	県教職員住宅	和田町松田 632-3	千葉県教育 委員会		外	1,824	200	津	15.7
和田 40	セブンイレブン 安房和田町海発店	和田町松田 1-3	セブンイレ ブン		外	2,556	300	津	17.0
和田 41	自性院	和田町海発 1459-1	住職	47-2412	外	3,000	500	地・洪・ 土・津	15.6
和田 42	松海中組青年館	和田町海発 1523-1	松海中組青 年	47-2737	外 内	1,000 180	300 80	地・洪・ 土	12.0
和田 43	としまや弁当	和田町海発 157-1	としまや		外	513	100	津	20.0
和田 44	中三原区集会所	和田町中三原 291	中三原区		外 内	200 50	50 25	地・洪・ 土・津	17.0
和田 45	神唐集会所	和田町中三原 1340-2	神唐組合		外	191	50	津	21.0
和田 46	寺谷集会所(お塚)	和田町中三原 200-3	寺谷農家組 合		内	40	10	洪・津	26.7
和田 47	妙達寺	和田町小川 503	住職	47-3951	外	1,800	400	地・洪・ 土・津	47.0
和田 48	小川公会堂	和田町小川 542	小川区		外 内	540 135	150 50	地・洪・ 土・津	35.0
和田 49	向畑集会所	和田町小川 1579-1	小川区		外	218	100	津	21.0
和田 50	旧北三原幼稚園	和田町小川 715	北三原小学 校跡地施設 管理運営委 員会		外 内	2,500 331	500 150	地・土・ 津	15.0

資料編

No.	施設名称	所在地	管理者	電話番号 (市外番号=0470)	屋外 屋内	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	対応 災害	海拔 (m)
和田 51	黒岩青年館	和田町黒岩 116-2	下区		内	118	20	地・洪・ 土・津	31.0
和田 52	熊野神社(下区)	和田町黒岩 392	神社総代		外	500	125	地・洪・ 土・津	22.0
和田 53	押元青年館	和田町黒岩 504-6	押元組		外 内	100 50	30 15	地・洪・ 土・津	19.5
和田 54	真言院	和田町黒岩 767-2	住職	47-3803	外	1,400	200	地・洪・ 土・津	50.0
和田 55	中区集会所	和田町黒岩 1555 - 3	中区		外 内	200 101	80 40	地・洪・ 土・津	38.0
和田 56	上区コミュニティセン ター	和田町上三原 1220 - 4	上区		内	108	40	地・洪・ 土・津	70.8

備考：「対応災害」の内容：地＝地震、洪＝洪水、土＝土砂災害、津＝津波(高潮)

9-15 福祉避難所

<資料9-15-① 福祉避難所(介護施設)>

	施設区分	施設名	電話番号	住所
1	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム 「伏姫の郷」	58-2011	平久里下 1129-2
2		特別養護老人ホーム アイリスの里	20-4060	富浦町深名 1170-1
3		特別養護老人ホーム 三芳光陽園	36-3211	上掘 280
4		特別養護老人ホーム おもいやりの郷	30-5353	白浜町滝口 7216-8
5		特別養護老人ホーム 千倉苑	40-1811	千倉町瀬戸 2712-24
6		特別養護老人ホーム リブ丸山	46-4766	川谷 302-5
7		特別養護老人ホーム 花の里	47-5193	和田町松田 808
8		小規模特別養護老人ホーム 夕風の郷	28-5644	久枝 257
9	介護老人保健施設 (老人福祉施設)	介護老人保健施設 葵の園・南房総	50-3301	久枝 1140
10		介護老人保健施設 光栄館	36-2323	谷向 166-1
11		介護老人保健施設 晴耕苑	40-1231	千倉町忽戸 692-1
12		サテライト型小規模介護老人保健施設葵の園・岩井海岸	50-3301	久枝 1143
13	サービス付き 高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 南房総 里見	47-2021 (医療法人 美郷会)	和田町黒岩 9-1
14	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	グループホーム やつかガーデン	33-3113	深名 656-1
15		グループホーム なぎホーム白浜	28-4778	白浜町根本 1736-2
16		グループホーム 夢ほ一む	44-1883	千倉町南朝夷 1661
17		グループホーム リブ丸山	46-2171	川谷 302-8
18		グループホーム 安房穂	47-5556	和田町黒岩 9-1
19		グループホーム 美しの里	40-7177	和田町松田 715-1
20	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム リブスイート千倉	40-1447	千倉町忽戸 737-1
21		小規模多機能ホーム リブテラス丸山	46-4671	珠師ヶ谷 1545-1
22		小規模多機能 ろくじろう	28-5541	白浜町滝口 5175-1
23	短期入所生活介護施設	ショートステイ リブテラス丸山	40-4137	珠師ヶ谷 542
24	(ショートステイ)	しおのねケアセンター	46-2345	白子 2133

＜資料資料 9-15-② 福祉避難所(障害者福祉施設)＞

施設区分	施設名	電話番号	住所
指定障害者支援施設	ふる里学舎和田浦	40-7227	和田町黒岩 1190-1
指定障害福祉サービス事業所	みよし野 まほろば	36-2573	谷向 166-2
共同生活援助(グループホーム)	なぎ白浜の家	28-5557	白浜町根本 1736-7

9-16 道の駅一覧

＜資料 9-16 道の駅一覧＞

名称	住所	管理者	電話	駐車台数	備考
とみうら(枇杷倶楽部)	富浦町青木 123-1	(株)ちば南房総	0470- 33-4611	乗用車 65 台、大型 15 台、身障者用 4 台	
鄙の里(ひなのさと)	川田 82-1	(株)ちば南房総	0470- 36-4116	小型車 70 台、大型車 8 台	
ローズマリー公園	白子 1501	(株)ちば南房総	0470- 46-2882	小型車 178 台、大型車 10 台、身障者用 5 台	
ちくら・潮風王国	千倉町千田 1051	(株)ちば南房総	0470- 43-1811	小型車 130 台、大型車 10 台、身障者用 1 台	
富楽里とみやま	二部 1900	(株)ちば南房総	0470- 57-2601	普通車 170 台、大型車 13 台、身障者用 1 台	駐車台数 は有料道 路駐車場 を除く。
おおつの里(花倶楽部)	富浦町大津 320	(株)ちば南房総	0470- 33-4616	普通車 15 台、大型車 9 台、身障者用 1 台	
白浜野島崎	白浜町滝口 9240	(株) J A S	0470- 38-5519	小型車 20 台、大型車 2 台、身障者用 2 台	事業終了 後県から 市に移管
和田浦 WA・O!	和田町仁我浦 243	(株)ちば南房総	0470- 47-3100	普通車 75 台、大型車 4 台、身障者 2 台	

9-17 津波避難ビル一覧

<資料9-17 津波避難ビル一覧>

地区	施設名称	住所	電話番号
富山	介護老人保健施設 葵の園	久枝 1140	0470-50-3301
	網元の宿 ろくや	久枝 494	0470-57-2011
	グランビュー岩井	久枝 527-16	0470-57-3311
	旅館 甚五郎(新館)	久枝 608-3	0470-57-2128
	旅館 甚五郎(本館)	久枝 582	0470-57-2128
白浜	紀州鉄道白浜ウミサトホテル	白浜町白浜 7034	0470-38-5121
	グランドホテル太陽	白浜町白浜 3535-5	0470-38-3331
	白浜オーシャンリゾート	白浜町白浜 2784	0470-38-2511
	特別養護老人ホーム(おもいやりの郷)	白浜町滝口 7216-8	0470-30-5353
	ブランコスタ白浜	白浜町白浜 3542	0470-38-4234
	南国ホテル	白浜町白浜 2544-1	0470-38-5759
	ホテル南海荘	白浜町白浜 623-1	0470-38-3500
千倉	ホテル千倉	千倉町瀬戸 2980-12	0470-44-3111
	スパラダイス夢みさき	千倉町瀬戸 3171-1	0470-44-2022
	ミラマール千倉	千倉町瀬戸 2944-20	0470-44-4639
	サンマリーナ千倉	千倉町南朝夷 1148-1	
	千倉温泉千倉館	千倉町南朝夷 1045	0470-44-3211
	銀鱗荘ことぶき	千倉町平館 684	0470-44-2527
	鈴木医院	千倉町白子 1812	0470-44-1010
和田	房総シーサイドコンド	和田町仁我浦 158-1	0470-47-3225
	南房総プリンセスシーハイツ	和田町花園 160-1	

※海岸線付近に位置し3階以上を有する鉄筋コンクリート建て施設について津波避難ビルとして施設側と市とが締結したもの

10. 救 援

10-1 応援部隊の受入施設等

＜資料 10-1 応援部隊の受入施設等＞

地 域	名 称	住 所	そ の 他
陸上部隊(応援部隊)の進出拠点			
内房	三芳農村環境改善センター	谷向 109-1	面積=2,610 m ² 、駐車=60 台
外房	丸山体育館駐車場	岩糸 2504	「市道丸山9号線」 面積=3,412 m ² 、駐車=50 台
内房	富山地域センター	久枝 327	面積=3,325 m ² 、駐車=61 台
陸上部隊の活動拠点(野営可能地)			
外房	千倉 B & G 海洋センター	千倉町川戸 544-8 目標:朝夷行政センター	座標=北緯 34 度 58 分 20 秒、東経 139 度 56 分 44 秒、面積=50,000 m ² 、駐車=110 台、土地の状況:芝生・水道有・トイレ有
内房	富山多目的運動場	久枝 327 目標:富山地域センター	座標=北緯 35 度 5 分 50 秒、東経 139 度 50 分 45 秒、面積=7,772 m ² 、駐車=50 台、土地の状況:芝生及び土・水道有・トイレ有
消防用ヘリコプター着陸可能場所			
外房	千倉総合運動公園	千倉町川戸 544-8	
内房	富浦中学校	富浦町青木 249-1	

10-2 応援部隊の活動物資調達先等

＜資料 10-2 応援部隊の活動物資調達先等＞

地区名	名 称	電 話	住 所	そ の 他
燃料補給場所(陸上部隊用)				
富浦	J A安房富浦給油所	0470-33-3311	富浦町原岡 881-1	
富山	J A安房とみやまふれ あい給油所	0470-57-3155	久枝 32-1	
丸山	金井石油	0470-46-2206	石堂 113-1	
和田	J A安房和田給油所	0470-47-4777	和田町下三原 389-5	
白浜	(有)早川石油	0470-38-4520	白浜町白浜 300-4	
千倉	臼井水産有限会社 千倉給油所	0470-44-1150	千倉町平館 740	
三芳	(有)溝口正商店	0470-36-2141	本織 55-2	
建設重機				
南房総市防災協力会		協力会の会長企業		建設協力会の代 表者
トラック				
千葉県トラック協会房州支部 代表 房州物流(株)		0470-22-4622	館山市国分 887-1	市内のトラック 協会の代表者
消防水利に供するプール等				
「資料編 資料4-2 消防水利に指定しているプール」を参照				
避難所				
「資料編 資料5-1～8」を参照				

10-3 警備体制

<資料 10-3 警備体制>

区分	県本部	警察署
災害警備本部	災害警備本部	署災害警備本部
	本部長	警察署長
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害警備本部長が必要と認めたとき ○ 県（知事部局）が災害対策本部を設置したとき ○ 警察庁が警備局長を長とする災害警備本部以上を設置したとき ○ 県内で甚大な被害が発生し又は発生するおそれがあるとき ○ 県内で広域にわたり相当程度の被害が発生し又は発生するおそれがあるとき ○ 県内の広域にわたり停電や通信障害が発生し又は発生するおそれがあるとき（短時間回復が見込まれる場合を除く） 	本部長が必要と認めた場合
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に震度5強以上の地震が発生したとき ・ 県内に大津波警報が発表されたとき ○ 風水害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に特別警報が発表されたとき ・ 県内に氾濫発生情報が発表されたとき ・ 県内の相当範囲が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき（警戒レベル5相当） ○ 東海地震及び南海トラフ地震 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震注意情報が発せられたとき ・ 内閣総理大臣の警戒宣言、東海地震予知情報が発せられたとき ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けたとき 	左 同	
災害警備対策室	災害警備対策室	署災害警備対策室
	警備部長又は本部警備課長	署長又は署長が指定する
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害警備対策室長が必要と認めたとき ○ 県（知事部局）が災害即応体制を確立したとき ○ 警察庁が警備課長を長とする災害警備対策室を設置したとき 	警備部長又は本部警備課長が必要と認めた場合 署長が必要と認めた場合
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に震度5弱の地震が発生したとき ・ 県内に津波警報が発表されたとき ○ 風水害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の事項のいずれかに該当し、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合 ・ 県内で各種警報（波浪を除く）に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表されたとき ・ 自治体から避難指示以上が発令されたとき（警戒レベル4相当） ・ 台風が県内に接近・上陸の可能性があるとき ○ 東海地震及び南海トラフ地震 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発令されたとき ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けたとき 	左 同 ※ 管轄区域に該当し又は該当する可能性がある場合	

	災害警備連絡室	署災害警備連絡室
	本部警備課長	署長が指定する者
災害 警備連絡室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害警備連絡室長が必要と認めたとき ○ 県（知事部局）が情報収集体制を確立したとき ○ 警察庁が災害情報連絡室を設置したとき 	本部警備課長が必要と認めた場合 署長が必要と認めた場合
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に震度4の地震が発生したとき ・ 県内に津波注意報が発表されたとき ○ 風水害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に警報（波浪を除く）が発表されたとき ・ 県内で河川の増水により氾濫警報情報が発表されたとき（警戒レベル3相当） ・ 台風が関東に接近・上陸の可能性があるとき 	左 同 ※ 管轄区域に該当し又は該当する可能性がある場合

10-4 規制除外車両の確認等

<資料10-4 [参考：緊急通行車両の対象と内容等] >

【緊急交通路を通行できる車両】

緊急交通路が指定された場合、緊急交通路を通行できる車両は、道路交通法で定める緊急自動車(パトカーや救急車等)のほか、知事又は公安委員会が発行する

- 緊急通行車両確認証明書(警察署に備え付けている)
- 緊急通行車両標章(警察署で発行する)

を掲げているものとなります。

【緊急通行車両の確認・証明手続き】**○申請者**

災害応急対策に係る業務に従事する者

○対象車両

災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するための車両

○申請書類

- ・緊急通行車両確認申出書(警察署に備え付け)
- ・災害応急対策に使用されるものであることの証明資料
- ・自動車検査証の写し

○申請先

緊急通行車両として申請する車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署

【事前届出制度について】

緊急通行車両標章は、災害発生時に、その都度、届出に基づいて審査を行い、災害従事車両の確認がとれれば標章を交付することとしているが、「災害に従事することが予想される公的機関の車両」については、円滑に災害応急対策に従事できるよう事前届出制度により、災害時には新たな審査をすることなく標章を発行することとしている。

《注意事項》

ボランティア等の一般車両に対しては、迅速・円滑な災害救助活動を行うため、公的機関等からの派遣要請があるもの以外については、標章を発行できないので、ボランティア等で被災地に援助に行かれる場合には、事前に最寄りの警察署に相談が必要。

10-5 災害救助法による被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与の限度額

<10-5-①災害救助法による給与又は貸与の限度額 夏季(4月から9月まで)>

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算
全焼、全壊又は流出した世帯	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
半焼、半壊又は床上浸水した世帯	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600

<10-5-②災害救助法による給与又は貸与の限度額 冬季(10月から翌年3月まで)>

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算
全焼、全壊又は流出した世帯	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400
半焼、半壊又は床上浸水した世帯	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600

10-6 自衛隊への災害派遣要請

<10-6-① 災害派遣要請の範囲>

項目	活動内容
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難時の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
3 遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助(緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業に優先して実施)
4 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
5 消防活動	利用可能な消防車、その他の防火器具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力
6 道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の破壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪(ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合)
7 診療、防疫、病虫防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等(薬剤等は県又は市が準備)
8 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)
9 炊飯及び給水の支援	緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
10 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」による。(ただし、譲与は、県、市町村その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。)
11 交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
12 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
13 予防措置	災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
14 その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

<10-6-② 緊急の場合の連絡先>

部隊名(駐屯地等名)			連絡責任者		電話番号 ()は時間外	県防災 行政無線
			時間内 (08:00~ 17:00)	時間外		
県	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 225	632-721 当)632-725
		高射学校 (下志津)	警備課長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 313, 314(302)	500-9631 当)500-9632
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 208(301)	633-721
		需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 203(302)	636-721 当)636-723
内	海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	柏 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	柏 0471-91-2321 内線 2213(2220)	635-721
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213(222)	634-721
	航自衛 空隊	第1補給処 (木更津)	企画課 運用班長	基地 当直幹部	木更津 0438-41-1111 内線 303(225)	638-721 当)638-724
県	陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部長 防衛班長	司令部 当直長	東京 03-3933-1161 内線 238, 239(207)	
		東部方面航空隊 (立川)	警備幹部	駐屯地 当直司令	立川 042-524-9321 内線 234(302)	
外	海自衛 上隊	横須賀 地方総監部 (横須賀)	防衛部 第3幕僚室 防災担当	作戦室 当直幕僚	横須賀 0468-22-3500 内線 2543(2222)	637-721 637-723
市内	航自衛 空隊	第44警戒隊 峯岡山分屯基地			南房総 0470-46-3001 内線 202(410)	

注) 緊急の人命救助を必要とする場合に、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

<10-6-③ 指揮連絡用ヘリコプター>

機種	必要地積(最小)
OH-6J×1	約 30m×30m
UH-1H×1	約 36m×36m
UH-60×1	約 50m×50m
CH-47×1	約 100m×100m

注) 四方向に障害物のない広場のとき。

10-7 学校等における児童・生徒の安全対策

<10-7 被害程度と応急教育実施予定施設>

被害の程度	応急教育実施予定施設
学校の一部の校舎が被害を受けた程度の場合	(1)特別教室・屋内体育施設等を利用する。 (2)2部授業を実施する。
学校の校舎が全部被害を受けた程度の場合	(1)公民館等公共施設を利用する。 (2)隣接又は近隣の学校の校舎を利用する。
県内の大部分(広域において)について被害を受けた場合	(1)避難先の最寄りの学校・公民館等施設を利用する。
特定の地区全体に相当大きな被害を受けた場合	(1)住民避難先の最寄りの学校・災害を受けなかった最寄りの学校・公民館・公共施設等を利用する。 (2)応急仮校舎を建設する。

10-8 ボランティアの協力

<10-8-① ボランティアの活動分野と市の対策班等>

活動分野		個人・団体	市受付窓口・対応班
災害応急一般支援活動		一般ボランティア	市本庁、朝夷行政センター、各地域センター
専門ボランティア	医療、看護	医師、看護師、薬剤師、歯科医師	衛生・医療班
	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士	施設班
	高齢者支援	支援団体	福祉班
	障害者支援	支援団体	福祉班
	外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳	商工班
	通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	管財渉外班

<10-8-② 日赤千葉県支部ボランティア育成計画の内容>

項目	対象	実施内容
防災ボランティア説明会	一般県民	防災ボランティアの概要
防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演会
防災ボランティア・リーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア・リーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティア・地区リーダー研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等
防災ボランティア・リーダー会議	リーダー	研修の役割分担等
防災ボランティアアクティブスクール	登録者全員	救急法、炊出し、救護関係実技

10-9 備蓄関係

① 防災倉庫

<資料 10-9-① 防災倉庫>

番号	地区名	防災倉庫名	備考	海拔(m)
1	富浦地区	防災センター備蓄倉庫(市役所)		9.2
2		富浦小学校防災倉庫		3.3
3		富浦中学校防災倉庫		11.9
4		富浦子ども園防災倉庫		20.6
5	富山地区	富山学園防災倉庫		29.1
6		平群地区防災倉庫	農産物加工所内	65.0
7		富山平群コミュニティセンター防災倉庫		57.6
8		富山岩井コミュニティセンター防災倉庫		10.6
9		富山岩井体育館防災倉庫		12.4
10		旧消防第2支団第5分団詰所内防災倉庫		95.0
11	三芳地区	三芳農村環境改善センター内防災倉庫		18.1
12		消防第3支団第2分団詰所防災倉庫		18.1
13		増間コミュニティセンター防災倉庫		66.3
14		府中興府会館防災倉庫		15.0
15		山名共同館防災倉庫		37.7
16		御庄集会所防災倉庫		31.9
17		みよし交流館防災倉庫		30.3
18		国府土地改良区事務所防災倉庫		16.9
19		滝田区民会館防災倉庫		34.6
20		三芳小学校防災倉庫		19.5
21		三芳中学校防災倉庫		18.9
22	白浜地区	白浜小学校防災倉庫		16.9
23		白浜地域センター内防災倉庫		10.4
24		白浜コミュニティセンター防災倉庫		12.1
25		白浜中学校防災倉庫		16.3
26	千倉地区	千倉総合運動公園防災倉庫		71.0
27		千倉総合運動公園多目的広場防災倉庫		71.0
28		千倉総合運動公園センターハウス内防災倉庫		71.0
29		千倉中学校防災倉庫		20.0
30		大貫コミュニティ集会所防災倉庫		25.0
31		千倉七浦体育館防災倉庫		15.0

資料編

番号	地区名	防災倉庫名	備考	海拔(m)
32	千倉地区	千倉忽戸体育館防災倉庫		14.0
33		千倉子ども園防災倉庫1		15.6
34		千倉子ども園防災倉庫2		15.6
35		千倉小学校防災倉庫		24.5
36		ちくら介護予防センター ゆらり		7.3
37	丸山地区	丸山地域センター防災倉庫		23.0
38		丸山分庁舎内防災倉庫		23.0
39		大井防災倉庫		105.0
40		丸山地区防災倉庫		32.0
41		千歳地区防災倉庫	丸山資材置場	13.8
42		南小学校防災倉庫		12.0
43		嶺南中学校防災倉庫		29.0
44		嶺南小学校防災倉庫		28.5
45	和田地区	旧南三原小学校防災倉庫		8.0
46		嶺南和田体育館防災倉庫		9.0
47		自然の宿「くすの木」防災倉庫		75.0
48		和田地域センター内防災倉庫		9.1
49		北三原多目的研修集会施設		17.0
50		千葉県立安房拓心高等学校防災倉庫		8.3

資料：庁内資料

② 物資の備蓄状況

令和4年3月現在

＜資料10-9-② 物資の備蓄状況＞

	南房総市	地区名						
		富浦	富山	三芳	白浜	千倉	丸山	和田
防災倉庫	50	4	6	11	4	11	8	6
パン(食)	18,310	2,000	2,120	2,160	2,800	4,260	2,170	2,800
カレーライス(食)	15,040	1,860	1,960	1,500	1,740	4,060	1,960	1,960
アルファ米(食)	26,450	4,840	3,100	3,100	3,160	6,150	3,000	3,100
飲料水(ℓ)	1,008	108	144	96	96	228	192	144
毛布(枚)	6,051	960	596	723	402	1,438	1,334	598
浄水装置(個)	9	2	1	1		2	3	
懐中電灯(個)	270	32	31	47	28	54	31	47
ローソク(本)	100	100						

備考：その他、炊き出し用鍋、釜、コンロ、薪、ブルーシート、食器セット、担架、テント、トイレ等を備蓄

10-10 防災用機材

＜資料 10-10 防災用機材＞

	発動発電機(台)	エアータンク(式)	投光器(台)	ブルーシート(枚)	移動式炊飯器(台)	担架ベッド(台)	ストレッチャー(台)	車いす(台)
富浦地区	0	0	0	0	0	5	0	0
富山地区	0	0	0	250	0	5	0	0
三芳地区	0	0	0	270	0	0	0	0
白浜地区	0	0	0	50	0	0	0	0
千倉地区	22	0	22	0	0	22	0	0
丸山地区	0	0	0	60	0	9	0	0
和田地区	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	22	0	22	630	0	41	0	0

10-11 仮設住宅建設候補地

＜資料 10-11 仮設住宅建設候補地＞

候補地番号	候補地の名称 (通称)	所在地(地名地番)	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積(m ²)	建設可能戸数(戸)	戸数算出方法	配置図有無	汚水等生放流可否	消防水利有無
1	みよし交流館	南房総市千代 4	市有地	2,800	28	計算	無	否	有
2	三芳小学校グラウンド	南房総市谷向 150	市有地	6,800	68	配置図	有	否	有
3	三芳中学校グラウンド	南房総市本織 60	市有地	9,657	80	配置図	有	否	有
4	根本集会所	南房総市白浜町根本 1687	市有地	1,000	10	配置図	有	否	有
5	白浜小学校グラウンド・白浜幼稚園園庭	南房総市白浜町白浜 3065-3・3117	市有地	5,835	48	配置図	有	否	有
6	旧忽戸小学校グラウンド	南房総市千倉町忽戸 250	市有地	5,680	45	配置図	有	否	有
7	千倉子ども園グラウンド	南房総市千倉町南朝夷 1400	市有地	3,780	37	計算	無	否	有
8	千倉小学校グラウンド	南房総市千倉町瀬戸 1616	市有地	5,606	40	配置図	有	否	有
9	旧南小学校グラウンド	南房総市沓見 98-1	市有地	5,292	40	配置図	有	否	有
10	嶺南小学校/中学校グラウンド	南房総市沓見 2705	市有地	8,544	81	配置図	有	否	有
11	丸山運動広場	南房総市岩糸 2530	市有地	9,252	101	配置図	有	否	有
			計	64,246	578				

資料：庁内資料

10-12 医療、福祉施設

① 医療機関

<資料 10-12-① 医療機関>

番号	医療機関名	所在地	電話	診療科目	備考
病 院 (○印は救急病院)					
○ 1	亀田総合病院救命救急センター	鴨川市東町 929	04-7092-2211	第3次救急病院	
○ 2	安房地域医療センター	館山市山本 1155	0470-25-5111	第2次救急病院	
診 療 所 (市外局番=0470)					
1	富山国保病院	平久里中 1410-1	58-0301	内・外・整形・リハ・呼・消・肛	浸水想定区域
2	医療法人光洋会 三芳病院	本織 47	36-2311	精神・内・心療	
3	鈴木医院	千倉町白子 1812	44-1010	内・外・小児・整形	
4	白浜中央医院	白浜町白浜 2887-1	38-2751	内・小児・リハ	
5	医・社団水明会 原診療所	富浦町原岡 228-1	33-4065	内・胃・外・消内・内視鏡内科	
6	医・社団恵和会 間宮医院	和田町仁我浦 123	47-2039	内・小児	土砂災害警戒区域
7	医療法人 若林医院	市部 155-12	57-2538	内・外・小児・眼科	
8	小嶋医院	千倉町瀬戸 2350	40-1070	眼科	
9	医・社団 野崎医院	千倉町北朝夷 2319-1	44-5222	内・消・リハ	
10	医・社団美和会 和穎医院	白浜町白浜 2666-3	38-2313	内・呼・小児・耳鼻	
11	医・美篤会 中原病院	和田町仁我浦 19-1	47-2021	内・外・耳鼻・整形・小児・美・消内・リハ	土砂災害警戒区域
12	医・社団 花の谷クリニック	千倉町白子 2446	44-5303	内	
13	医・社団優和会 松永醫院	千倉町平館 764-1	44-0385	内・外・小児・皮膚・リハ	
14	医・社団優心会 生方内科クリニック	富浦町原岡 137-1	33-2219	内・糖尿病・内分泌科	
15	医療法人光洋会 南房総ファミリークリニック	本織 43-1	20-6171	内・小児・整形・皮膚・眼	
16	医・社団桂 七浦診療所	千倉町大川 912-2	40-3330	内・老年内・神内	
17	青木内科クリニック	安馬谷 2071	46-2012	内・呼内・小児アレルギー・糖尿病内科	
18	石井クリニック	白子 2131	40-5311	内・外・リハ・美容皮膚	
歯 科 診 療 所 (市外局番=0470)					
1	宇山歯科医院	白浜町白浜 3505	38-4180	歯	
2	宇山歯科医院	千倉町平館 747	44-0471	歯	
3	岡山歯科医院	明石 49	36-2515	歯、矯歯、小歯、歯口	
4	亀田歯科クリニック白浜	白浜町根本 1660-1	38-5118	歯、矯歯、小歯、歯口	
5	医・社団 小原歯科医院	千倉町北朝夷 2928	44-0525	歯、矯歯、歯口	
6	こばやかかわ歯科	富浦町深名 1444-1	33-2950	歯、小歯	
7	小林歯科医院	千倉町瀬戸 2374	44-2374	歯、矯歯、歯口	

資 料 編

8	千倉歯科医院	千倉町平館 693-1	44-5085	歯、矯歯、小歯	
9	綱島歯科医院	市部 138	57-2171	歯	
10	出口歯科医院	富浦町豊岡 836	33-2152	歯、歯口	
11	富山歯科医院	市部 787	57-3383	歯	
12	中原歯科医院	和田町仁我浦 19-9	47-3301	歯、矯歯	
13	マリン歯科	千倉町白子 1772-2	40-1158	歯、矯歯、歯口	
14	丸山歯科医院	安馬谷 2074-1	46-3678	歯	
15	水島歯科医院	白浜町白浜 2695	38-2622	歯	
16	みなみはら歯科診療所	和田町松田 141	47-5550	歯、小歯、歯口	
17	山本歯科医院	千倉町南朝夷 1220	44-0021	歯、小歯、歯口	
18	オダキ歯科	千代 109-1	36-3411	歯、小歯、歯口	
保 険 薬 局 (市外局番=0470)					
1	テングク堂 薬局	富浦町原岡 87-2	33-2027		
2	昭和薬局	富浦町原岡 60-3	33-2002		
3	みどりダイイチ薬局	白浜町白浜 2885-9	38-5780		
4	いわい薬局	竹内 344-2	57-4481		
5	とみうら薬局	富浦町原岡 137-2	33-4423		
6	西野薬局	和田町仁我浦 5-6	47-5003		
7	かなめ薬局・とみやま店	平久里中 1347-1	58-0770		
8	しらはま薬局	白浜町白浜 2670-9	30-5210		
9	多喜薬局	千倉町瀬戸 2355-1	44-2393		
10	まきのき薬局	和田町仁我浦 116-1	47-5023		
11	ちくら薬局	千倉町北朝夷 2320	44-4860		
12	南山堂薬局南房総店	本織 50-5	28-5891		
13	スマイル薬局	千倉町平館 764-5	44-3971		
14	スマイル薬局ローズマリー店	白子 2131-5	46-4675		
15	七浦薬局スマイル	千倉町大川 912-5	40-3971		
16	まるやま薬局	安馬谷 2065-4	28-5885		

資料：庁内資料

②福祉施設

<資料 10-12-② 福祉施設>

名 称	住 所	電 話	備 考
南房総市保健福祉施設 (市外電話番号 0470)			
南房総市三芳保健福祉センター	谷向 116 番地 2	36-2113	
南房総市白浜保健福祉センター「はまゆう」	白浜町滝口 6755-3	30-5122	
南房総市千倉社会福祉センター	千倉町南朝夷 164	44-2488	
南房総市千倉保健センター	千倉町瀬戸 2705-6	44-5611	
南房総市ちくら介護予防センター「ゆらり」	千倉町瀬戸 2705-6	44-3541	
南房総市丸山保健福祉センター「ほのぼの」	珠師ヶ谷 1289-13	40-5111	
南房総市和田地域福祉センター「やすらぎ」	和田町松田 828	47-5390	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (市外電話番号=0470)			
特別養護老人ホームおもいやりの郷	白浜町滝口 7216-8	30-5353	
特別養護老人ホームアイリスの里	富浦町深名 1170-1	20-4060	
特別養護老人ホーム「伏姫の郷」	平久里下 1129-2	58-2011	浸水想定区域
特別養護老人ホーム三芳光陽園	上堀 280	36-3211	
特別養護老人ホーム千倉苑	千倉町瀬戸 2712-24	40-1811	
特別養護老人ホームリブ丸山	川谷 302-5	46-4766	
特別養護老人ホーム花の里	和田町松田 808	47-5193	浸水想定区域
小規模特別養護老人ホーム「夕風の郷」	久枝 257	28-5644	浸水想定区域
介護老人保健施設(老人保健施設) (市外電話番号=0470)			
介護老人保健施設晴耕苑	千倉町忽戸 692-1	40-1231	
介護老人保健施設葵の園・南房総	久枝 1140	50-3301	
ケア型小規模介護老人保健施設葵の園・岩井海岸	久枝 1143	50-3301	
介護老人保健施設光栄館	谷向 166-1	36-2323	
認知症対応型共同生活介護 (市外電話番号=0470)			
グループホーム夢ほーむ	千倉町南朝夷 1611	44-1883	
グループホームリブ丸山	川谷 302-8	46-2171	
グループホーム美しの里	和田町松田 715-1	40-7177	
グループホーム安房穂	和田町黒岩 9-1	47-5556	浸水想定区域
グループホームやつかガーデン	富浦町深名 656-1	33-3113	
グループホームなぎホーム白浜	白浜町根本 1736-2	28-4778	土砂災害警戒区域
障害者福祉施設 (市外電話番号=0470)			
ふる里学舎・和田浦デイセンター	和田町黒岩 1161	40-7227	知的障害者更正施設
就労継続支援B型富浦作業所	富浦町原岡 907-1	33-3767	
グループホームとみうら	富浦町原岡 907-1	33-3767	
やすらぎの家	市部 342	57-3780	生活ホーム
安房地域生活支援センター	谷向 166-2	36-4888	
三芳ワークセンター	谷向 166-2	36-2573	
まほろば	谷向 166-2	36-2314	
庄左エ門デイセンター	千倉町白子 2446	44-5363	
グループホーム千歳	千倉町白子 1793	44-1206	
特定非営利活動法人ふれあいハウス	加茂田 1767-7	46-4534	
デイサービスセンター花の里	和田町松田 808	47-5193	浸水想定区域
びーんず	前田 741-1	28-5007	
てんとうむし	千倉町牧田 82-3	28-5782	

資料編

ありんこ	千倉町瀬戸 2350	—	080-2307-4037
みつばちワーク	千倉町瀬戸 2474	28-5782	
おくにあん	千倉町南朝夷千倉 1175	44-1115	
花の谷クリニック短期入所事業所	千倉町白子 2446	44-5363	
ふる里学舎和田浦	和田町黒岩 1190-1	40-7227	
デイサービスセンターあそぼ	千倉町平館 640-1	40-0680	
デイサービスゆうあい	和田町仁我浦 586-2	47-4638	
デイサービスのぼう平磯	千倉町平磯 2179-6	28-4200	
三芳光陽園指定通所介護事業所	上堀 280	36-3211	
グループホーム なぎ白浜の家	白浜町根本 1776	28-5557	土砂災害警戒区域
グループホーム 花華	岩糸 1629	46-2212	
グループホーム道しるべ	千倉町北朝夷 330	29-7016	
ケアステーション・ろくじろう	白浜町滝口 5175 番地 1	28-5541	
就労継続支援 B 型事業所愛's	白子 1968-15	29-5581	
就労継続支援 B 型事業所 Laughters	白浜町白浜 627-17	—	070-4202-5038
ふる里学舎千倉	千倉町瀬戸 2421 番地 2	29-7788	
みんなの森	府中 662 番地 2	28-4710	
南房総白浜デイサポート菜の花牧場	白浜町滝口 6761-2SSB 館	29-5991	
館山ダルクグループホーム M	白浜町滝口湊 6772-5	28-5750	
まるあんホーム	安馬谷 2262-44	29-7335	浸水想定区域
かなかな A,B	千倉町牧田 75 の 5		080-2037-4037

10-13 近隣の火葬場

＜資料 10-13 近隣の火葬場＞

番号	名称	所在地	電話番号
1	安房聖苑	南房総市山名 345	0470-36-3360
2	長狭地区火葬場	鴨川市東町 1850-17	0470-94-1170

10-14 ごみ処理施設

＜資料 10-14 ごみ処理施設＞

名称	所在地	電話	処理能力
大谷クリーンセンター	南房総市検儀谷 260	0470-57-2646	80t/16hr (終日稼働不可)

備考：令和 3 年 4 月現在

10-15 し尿処理施設

＜資料 10-15 し尿処理施設＞

名称	所在地	電話	処理能力
鋸南地区環境衛生組合 (富浦・富山・三芳地区)	鋸南町 下佐久間 554-1	0470-55-0329	50kl/日
千倉衛生センター (白浜・千倉・丸山・和田地区)	南房総市 千倉町瀬戸 331	0470-44-0084	70kl/日

備考：令和 3 年 4 月現在

10-16 災害時応援・協力協定

＜資料 10-16 災害時(相互)応援・協力協定の締結リスト＞

相手先機関名	締結の名称	締結年月日	締結の内容(概要)	相手連絡先	
				電話	FAX
山形県 飯豊町	災害時における相互応援に関する協定書	平成 19 年 4 月 1 日	災害時の物資提供及び職員派遣等の相互応援	0238-72-2111	0238-72-3827
新潟県 魚沼市	災害時における相互応援に関する協定書	平成 18 年 9 月 25 日	災害時の物資提供及び職員派遣等の相互応援	025-792-1000	025-792-5600
群馬県 渋川市	災害時における相互応援に関する協定書	平成 18 年 12 月 14 日	災害時の物資提供及び職員派遣等の相互応援	0279-22-2111	0279-24-6541
群馬県 安中市	災害時における相互応援に関する協定書	平成 29 年 3 月 11 日	災害時の物資提供及び職員派遣等の相互応援	027-382-1111	027-329-6065
山梨県 富士吉田市・千葉県 習志野市	災害時における相互応援に関する協定書	平成 30 年 4 月 2 日	災害時の物資提供及び職員派遣等の相互応援	(富士吉田市) 0555-22-9070 (習志野市) 047-453-9211	(富士吉田市) 0555-22-1030 (習志野市) 047-453-9386
国土交通省 関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	平成 23 年 2 月 15 日	被害状況等の情報交換	048-601-3151	048-600-1376
千葉県 ー	千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書	平成 20 年 3 月 28 日	無線情報装置及び震度ネット等の設置	043-223-2178	043-222-5219
南房総市役所アマチュア無線クラブ	災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定	平成 21 年 2 月 1 日	災害時の非常通信による情報収集		
社団法人安房医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書	平成 20 年 10 月 9 日	医療救護活動	0470-22-0228	0470-22-4035
社団法人安房歯科医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書	平成 20 年 10 月 9 日	医療救護活動	04-7092-1522	
社団法人全国霊柩自動車協会	災害時の遺体搬送に関する協定書	平成 24 年 2 月 16 日	搬送拠点、火葬場及び斎場への遺体搬送	0470-23-4171	0470-23-4172
千葉県土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	平成 24 年 4 月 23 日	被災家屋の被害認定調査等	0476-23-2612	0476-23-2613
公益社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部	南房総市被災建築物応急危険度判定業務の実施協力に関する協定書	平成 29 年 8 月 29 日	被災建築物応急危険度判定業務及び復旧等相談業務	0470-23-8161	0470-23-8162
安房農業協同組合	災害時の石油類燃料の供給等に関する協定書	平成 23 年 10 月 28 日	災害発生時における燃料の確保	0470-24-9111	0470-24-9302

資 料 編

相手先機関名	締結の名称	締結年月日	締結の内容(概要)	相手連絡先	
				電 話	FAX
千葉県石油協同組合 館山鋸南支部	災害時の石油類燃料の供給等に関する協定書	平成 23 年 12 月 15 日	災害発生時における燃料の確保		
千葉県石油商業協同組合 安房支部	災害時の石油類燃料の供給等に関する協定書	平成 23 年 11 月 1 日	災害発生時における燃料の確保	04-7092-1554	
南房総市 S. S 協議会	災害時の石油類燃料の供給等に関する協定書	平成 24 年 12 月 6 日	災害発生時における燃料の確保	0470-33-3905	0470-20-4666
NPO法人 コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書	平成 19 年 10 月 1 日	災害時生活必需品等の供給	025-371-4112	025-371-4151
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	平成 27 年 10 月 1 日	食料品、飲料品、日用品等の供給	0436-21-7811	
南房総市内集配代表郵便局 富浦郵便局, 富浦郵便局, 岩井郵便局, 館山郵便局, 白浜郵便局, 千倉郵便局, 丸山郵便局, 和田郵便局	災害時における南房総市、南房総市内集配郵便局間の協力に関する覚書	平成 18 年 3 月 20 日	災害時における郵便等の郵政事業の取扱い及び救護対策被災市民の避難先等の情報提供	0470-33-2901	0470-33-3508
菜の花ツーリングトライアルクラブ	大規模災害時における被害状況調査及び救援物資輸送等に関する協定書	平成 25 年 6 月 12 日	被害状況の調査及び救援物資の輸送		0470-47-4531
千葉県トラック協会房州支部	大規模災害時における救援物資輸送に関する協定書	平成 30 年 6 月 4 日	救援物資の輸送	0470-22-4622	0470-22-4630
東京電力株式会社 木更津支社	大規模停電時における南房総市防災行政無線の活用に関する協定書	平成 18 年 6 月 12 日	停電時における防災無線の活用	0438-23-3551	0438-23-3589
東京電力株式会社 木更津支社	南房総市防災行政無線の活用に関する協定書	平成 20 年 6 月 27 日	停電時における防災無線の活用	0438-23-3551	0438-23-3589
千葉県エルピーガス協会安房支部	災害時におけるエルピーガスの供給等に関する協定書	平成 19 年 4 月 1 日	LP ガス及び消費用機材の供給	0470-44-1029	
南房総市防災協力会	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定	平成 18 年 5 月 19 日	公共土木施設の応急復旧工事	0470-46-2525	0470-46-3272
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	災害時における畳の提供等に関する協定書	平成 27 年 3 月 25 日	災害発生時における避難所等への畳の供給	0470-20-5280	0470-20-5270

資料編

相手先機関名	締結の名称	締結年月日	締結の内容(概要)	相手連絡先	
				電話	FAX
千葉県理容生活衛生同業組合館山支部	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書	平成 27 年 4 月 13 日	避難所等での理容ボランティア及び救援物資の提供		
一般社団法人日本福祉用具供給協会	災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定書	平成 28 年 10 月 11 日	避難所等で必要とされる介護用品・衛生用品等福祉用具の提供		03-3434-3414
ヤフー株式会社	災害時の情報提供に関する協定書	平成 29 年 9 月 7 日	災害発生時における情報発信	03-6898-5312	
大和印刷株式会社	災害時における無人航空機による協力に関する協定書	平成 29 年 12 月 20 日	災害時にドローンを活用した情報収集等	0120-463-327	0120-463-328
東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社	災害時における停電復旧の連携等に関する協定及び覚書	令和 2 年 7 月 21 日	災害時における停電復旧の連携等	0470-51-2286	0470-51-2289
一般社団法人千葉県環境保全センター館山支部	災害時における浄化槽の点検・復旧に関する協力協定	令和 2 年 7 月 30 日	災害時に浄化槽の緊急点検及び及び応急復旧	0470-24-1630	0470-22-9240
レンゴー株式会社 千葉工場	災害時における段ボールベッド等物資供給に関する協定	令和 2 年 7 月 30 日	災害時における段ボール等物資支給	043-498-2331	043-498-1541
(株) バカン	災害時避難所等に係る情報の提供に関する協定	令和 2 年 10 月 27 日	災害時の避難所混雑状況を見える化	03-6327-5533	
千葉県行政書士会	災害時における支援協力に関する協定	令和 2 年 12 月 10 日	災害時における被災者支援相談窓口の支援	043-227-8009	043-225-8634
株式会社デベロップ	災害時における移動式宿泊施設等に関する協定	令和 3 年 8 月 24 日	災害時における移動式宿泊施設等の優先的な提供	047-320-0119	047-320-0120
南房総市管工事組合	災害時等における水道施設の調査・応急措置等に関する協定書	令和元年 9 月 13 日	水道施設の調査・応急措置等、応急活動の協力		
千葉県内水道事業者	千葉県水道災害相互応援協定	平成 30 年 11 月 30 日	水道災害が発生した場合、千葉県内の水道事業者が千葉県の調整の下に応援活動を行う	(千葉県水政課) 043-223-2629 (時間内・夜間・休日) 防災電話 500-7235	(千葉県水政課) 043-222-0046 (時間内・夜間・休日) 防災 F A X 500-7239
一般社団法人安房薬剤師会薬業会	災害時の医療救護活動に関する協定書	令和 2 年 9 月 11 日	医療救護活動		

11. 土砂災害危険箇所

11-1 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

<資料 11-1 土砂災害警戒区域（河川環境課）>

箇所番号	箇所名	所在字名	箇所番号	箇所名	所在字名
富浦地区(138 箇所)					
I-1638	宮本 1	宮本	I-1639	宮本 3	宮本
II-5208	宮本 2	宮本	II-5210	宮本 4	宮本
II-5211	宮本 5	宮本	II-5214	宮本 6	宮本
II-5215	宮本 7	宮本	II-5216	大津 9	宮本
II-5218	宮本 9	宮本	II-5219	宮本 10	宮本
II-143026	宮本 18	宮本	II-143027	宮本 19	宮本
II-141117	宮本 20	宮本	II-141118	宮本 21	宮本
II-141119	宮本 22	宮本	II-141120	宮本 23	宮本
II-141121	宮本 24	宮本	II-5175	居倉 1	居倉
II-5240	居倉 2	居倉	II-5241	居倉 3	居倉
II-5247	居倉 4	居倉	I-1636	原岡 2	原岡
I-1637	原岡 3	原岡	II-5194	原岡 1	原岡
I-140104	原岡 4	原岡	II-141102	原岡 5	原岡
II-5248	手取 1	手取	II-5249	手取 2	手取
II-5250	手取 3	手取	II-5251	手取 4	手取
II-5252	手取 5	手取	I-1640	深名 9	深名
II-5197	深名 1	深名	II-5199	深名 3	深名
II-5200	深名 4	深名	II-5201	深名 5	深名
II-5202	深名 6	深名	II-5212	深名 7	深名
II-5198	深名 8	深名	III-0517	深名 11	深名
III-0518	深名 12	深名	III-0519	深名 13	深名
I-1085	深名 2	深名叶神	II-5213	深名 10	深名
I-140109	深名 14	深名	I-140113	深名 15	深名
II-141105	深名 16	深名	II-141107	深名 17	深名
II-141108	深名 18	深名	II-141110	深名 19	深名
II-141111	深名 20	深名	II-141112	深名 21	深名
III-140114	深名 22	深名	II-5220	多田良 1	多田良
II-5221	多田良 2	多田良	II-5222	多田良 3	多田良
I-1642	大津 14	大津	I-1643	大津 16	大津
II-5176	大津 1	大津	II-5187	大津 2	大津
II-5188	大津 3	大津	II-5203	大津 5	大津
II-5204	大津 6	大津	II-5205	大津 7	大津
II-5206	大津 8	大津	II-5243	大津 11	大津
II-5244	大津 12	大津	II-5253	大津 15	大津
III-0516	大津 18	大津	II-141122	大津 19	大津
II-141123	大津 20	大津	III-0514	大津 21	大津
III-0513	大津 22	大津	II-5184	丹生 4	丹生
II-5185	丹生 5	丹生	II-5186	丹生 6	丹生
III-0515	丹生 7	丹生	I-1065	船形 1	深名
I-1067	船形 2	深名	II-143036	船形 5	福澤
I-1033	船形 6	多々良	I-1079	丹生 2	丹生
I-1082	丹生 3	丹生	I-1077	丹生 1	丹生
II-141115	丹生 8	丹生	II-141116	丹生 9	丹生

資料編

I-1633	南無谷 8	南無谷	II-5171	向田	南無谷
II-5173	南無谷 1	南無谷	II-5174	南無谷 2	南無谷
II-5177	南無谷 3	南無谷	II-5178	南無谷 4	南無谷
II-5179	南無谷 5	南無谷	II-5180	南無谷 6	南無谷
II-5181	南無谷 7	南無谷	II-5183	南無谷 9	南無谷
I-1069	南無谷 10	南無谷	I-1073	南無谷 11	南無谷
I-1076	南無谷 12	南無谷	I-1641	福沢 15	福沢
II-5224	福澤 1	福澤	II-5225	福澤 2	福澤
II-5226	福澤 3	福澤	II-5227	福澤 4	福澤
II-5228	福澤 5	福澤	II-5229	福澤 6	福澤
II-5230	福沢 7	福沢	II-5231	福澤 8	福澤
II-5232	福沢 9	福沢	II-5231	福澤 8	福澤
II-5234	福澤 11	福澤	II-5235	福澤 12	福澤
II-5236	福澤 13	福澤	II-5237	福澤 14	福澤
II-5239	福澤 16	福澤	II-143028	福澤 16	福澤
I-1634	豊岡 4	豊岡	I-1635	豊岡 5	豊岡
II-5170	坂本 1	豊岡	II-5172	坂本 2	豊岡
II-140001	坂本 3	豊岡	II-140002	坂本 4	豊岡
II-140003	坂本 5	豊岡	II-140004	坂本 6	豊岡
II-5192	木出・仲ノ台	豊岡	II-5193	聖山	豊岡
I-1071	坂ノ下	豊岡	I-1068 ※	宮ノ台 1	豊岡
II-140015	宮ノ台 2	豊岡	II-140014	宮ノ台 3	豊岡
II-140017	宮ノ台 4	豊岡	II-140018	宮ノ台 5	豊岡
II-140009	谷 1	豊岡	II-140010	谷 2	豊岡
II-140011	和田	豊岡	II-140012	成陽	豊岡
II-140013	木出・用賀	豊岡	II-140016	用賀	豊岡
I-1074	新宿	豊岡	I-1080	用害	豊岡
富山地区(100 箇所)					
II-5284	井野 1	井野	II-5285	井野 2	井野
II-5286	井野 3	井野	II-5317	吉沢 4	吉沢
II-5318	吉沢 5	吉沢	III-1225	吉沢 7	吉沢
III-0528	吉沢 8	吉沢	II-5282	吉沢 9	吉沢
II-5283	吉沢 10	吉沢	II-5259	久枝 1	久枝
II-5260	久枝 2	久枝	II-5261	久枝 3	久枝
I-141167	久枝 5	久枝	II-5303	宮谷 1	宮谷
II-5304	宮谷 2	宮谷	II-5313	宮谷 4	宮谷
I-141168	宮谷 5	宮谷	I-141169	宮谷 6	宮谷
II-5263	検儀谷 1	検儀谷	II-5264	検儀谷 2	検儀谷
II-5265	検儀谷 3	検儀谷	II-5266	検儀谷 4	検儀谷
II-5267	検儀谷 5	検儀谷	II-5268	検儀谷 6	検儀谷
II-5269	検儀谷 7	検儀谷	II-5270	検儀谷 8	検儀谷
II-5271	検儀谷 9	検儀谷	II-143052	検儀谷 10	検儀谷
III-0540	下佐久間 15	検儀谷	II-5339	犬掛 1	犬掛
II-5340	犬掛 2	犬掛	II-5341	犬掛 3	犬掛
II-5256	荒川 1	荒川	II-5257	荒川 2	荒川
II-5258	荒川 3	荒川	III-0523	荒川 5	荒川
III-0525	荒川 4	荒川	III-0527	荒川 6	荒川
I-141170	荒川 10	荒川	II-143055	荒川 11	荒川
II-143056	荒川 12	荒川	II-5305	高崎 1	高崎
II-5306	高崎 2	高崎	II-5307	高崎 3	高崎
II-5308	高崎 4	高崎	II-5309	高崎 5	高崎

資料編

Ⅱ-5310	高崎 6	高崎	Ⅲ-0532	高崎 7	高崎
I-1086	高崎 10	高崎	I-1646	合戸 3	合戸
Ⅱ-5298	合戸 1	合戸	Ⅱ-5299	合戸 2	合戸
Ⅱ-5301	合戸 4	合戸	Ⅱ-5311	合戸 6	合戸
Ⅱ-5296	合戸 7	合戸	Ⅱ-5297	合戸 8	合戸
Ⅱ-5290	山田 1	山田	Ⅱ-5291	山田 2	山田
Ⅱ-5292	山田 3	山田	Ⅱ-5331	山田 4	山田
Ⅱ-5272	市部 1	市部	Ⅱ-5273	市部 2	市部
Ⅱ-5295	市部 3	市部	Ⅱ-5294	市部 4	市部
I-1647	小浦 2	小浦	Ⅱ-5333	小浦 8	小浦
Ⅱ-5336	小浦 5	小浦	Ⅱ-5337	小浦 6	小浦
Ⅱ-5338	小浦 7	小浦	I-1087	小浦 9	小浦
Ⅱ-5287	川上 1	川上	Ⅱ-5288	川上 2	川上
Ⅱ-5289 ※	川上 3	川上	I-1644	二部 3	二部
I-1645	二部 4	二部	Ⅱ-5274	二部 1	二部
Ⅱ-5275	二部 2	二部	Ⅱ-5278	二部 5	二部
Ⅱ-5279	二部 6	二部	Ⅱ-5280	二部 7	二部
Ⅱ-5281	二部 8	二部	Ⅲ-0529	二部 16	二部
Ⅱ-143054	二部 17	二部	Ⅱ-5262	二部 18	二部
Ⅱ-5320 ※	平久里下 1	平久里下	Ⅱ-5321	平久里下 2	平久里下
Ⅱ-5322	平久里下 3	平久里下	Ⅱ-5323	平久里下 4	平久里下
Ⅱ-5324	平久里下 5	平久里下	Ⅱ-5325	平久里下 6	平久里下
Ⅱ-5326	平久里下 7	平久里下	Ⅱ-5327	平久里下 8	平久里下
Ⅱ-5328	平久里下 9	平久里下	Ⅱ-5329	平久里下 10	平久里下
Ⅱ-5330	平久里下 11	平久里下	Ⅱ-5314	平久里下 12	平久里下
Ⅱ-5315	平久里下 13	平久里下	Ⅱ-5316	平久里下 14	平久里下
Ⅱ-5319	平久里下 15	平久里下	Ⅱ-5293	平久里中 4	平久里中
三芳地区(142 箇所)					
I-1657	下滝田 7	下滝田	Ⅱ-5490	下滝田 1	下滝田
Ⅱ-5491	下滝田 2	下滝田	Ⅱ-5492	下滝田 3	下滝田
Ⅱ-5493	下滝田 4	下滝田	Ⅱ-5494	下滝田 5	下滝田
Ⅱ-5495	下滝田 6	下滝田	Ⅱ-5497	下滝田 8	下滝田
Ⅲ-0549	下滝田 9	下滝田	Ⅱ-5502	下滝田 10	下滝田
Ⅱ-5561	下堀 2	下堀	Ⅱ-5562	下堀 3	下堀
Ⅱ-5563	下堀 5	下堀	Ⅱ-5564	下堀 4	下堀
I-1659	海老敷 2	海老敷	Ⅱ-5509	海老敷 1	海老敷
Ⅱ-5512	海老敷 4	海老敷	Ⅱ-5513	海老敷 5	海老敷
Ⅱ-5514	海老敷 6	海老敷	Ⅱ-5515	海老敷 7	海老敷
Ⅱ-5516	海老敷 8	海老敷	Ⅱ-5517	海老敷 9	海老敷
Ⅱ-5518	海老敷 10	海老敷	Ⅱ-5519	海老敷 11	海老敷
Ⅲ-0551	海老敷 12	海老敷	Ⅱ-144001	海老敷 13	海老敷
Ⅱ-144002	海老敷 14	海老敷	Ⅱ-144004	海老敷 15	海老敷
Ⅱ-144005	海老敷 16	海老敷	Ⅱ-5590	御庄 1	御庄
Ⅱ-5591	御庄 2	御庄	Ⅱ-5592	御庄 3	御庄
Ⅱ-5593	御庄 4	御庄	Ⅱ-5594	御庄 5	御庄
Ⅱ-5595	御庄 6	御庄	Ⅱ-5596	御庄 7	御庄
Ⅱ-5576	御庄 8	御庄	Ⅱ-5577	御庄 9	御庄
I-1658	三坂 1	三坂	Ⅱ-5498	三坂 4	三坂
Ⅱ-5499	三坂 2	三坂	Ⅱ-5500	三坂 3	三坂
Ⅱ-5503	山下 2	山下	Ⅱ-5504	山下 3	山下
Ⅱ-5505	山下 4	山下	Ⅱ-5506	山下 5	山下

資料編

II-5507	山下 6	山下	II-5508	山下 7	山下
I-1660	山名 8	山名	I-1661	山名 17	山名
II-5523	山名 1	山名	II-5524	山名 2	山名
II-5525	山名 3	山名	II-5526	山名 4	山名
II-5527	山名 5	山名	II-5528	山名 6	山名
II-5529	山名 7	山名	II-5531	山名 9	山名
II-5532	山名 10	山名	II-5533	山名 11	山名
II-5534	山名 12	山名	II-5535	山名 13	山名
II-5536	山名 14	山名	II-5537	山名 15	山名
II-5538	山名 16	山名	II-5540	山名 18	山名
II-5541	山名 19	山名	II-5542	山名 20	山名
II-5543	山名 21	山名	II-5544	山名 22	山名
II-5545	山名 23	山名	II-5546	山名 24	山名
II-5547	山名 25	山名	II-5548	山名 26	山名
II-5549	山名 27	山名	II-5550	山名 28	山名
II-5551	山名 29	山名	II-5552	山名 30	山名
II-5553	山名 31	山名	II-5554	山名 32	山名
II-5555	山名 33	山名	II-5557	山名 35	山名
II-5558	山名 36	山名	II-5559	山名 37	山名
III-0550	山名 53	山名	III-0554	山名 40	山名
III-1228	山名 54	山名	II-144003	山名 42	山名
II-144006	山名 43	山名	II-144007	山名 44	山名
II-144008	山名 45	山名	II-144009	山名 46	山名
II-144018	山名 47	山名	II-143029	山名 48	山名
II-143030	山名 49	山名	II-143031	山名 50	山名
II-143049	山名 51	山名	II-143050	山名 52	山名
II-133K2716	山名 34	山名	II-5484	上滝田 1	上滝田
II-5485	上滝田 2	上滝田	II-5486	上滝田 3	上滝田
II-5487	上滝田 4	上滝田	II-5488	上滝田 5	上滝田
II-5489	上滝田 6	上滝田	III-0548	上滝田 7	上滝田
III-1226	上滝田 8	上滝田	III-0553	上堀 2	上堀
II-5560	上堀 1	上堀	II-144010	上堀 3	上堀
III-1227	増間 1	増間	I-1111	増間 2	増間
II-6912	増間 3	増間	II-5520	谷向 3	谷向
II-5521	谷向 4	谷向	II-5522	谷向 5	谷向
II-5565	谷向 1	谷向	II-5566	谷向 2	谷向
II-5567	池之内 1	池之内	II-5568	池之内 2	池之内
II-5569	池之内 3	池之内	II-5570	池之内 4	池之内
II-5571	池之内 5	池之内	II-5572	池之内 6	池之内
II-5573	池之内 7	池之内	II-5574	池之内 8	池之内
II-5575	中 11	中	II-5583	中 1	中
II-5584	中 2	中	II-5585	中 3	中
II-5586	中 4	中	II-5587	中 5	中
II-5588	中 6	中	II-5589	中 7	中
II-5597	中 8	中	II-5598	中 9	中
III-0555	中 10	中	II-5579	本織 2	本織
II-5580	本織 3	本織	II-5581	本織 4	本織
II-5582	本織 5	本織	II-140001	竹原 32	中
白浜地区(27箇所)					
I-1662	根本 2	根本	II-5599	根本 1	根本
II-5600	滝口 1	滝口	II-5601	滝口 2	滝口

資料編

Ⅱ-5602	滝口 3	滝口	Ⅱ-5603	滝口 4	滝口
Ⅲ-0556	滝口 5	滝口	Ⅲ-0557	滝口 6	滝口
Ⅲ-0558	滝口 7	滝口	Ⅲ-0559	滝口 8	滝口
Ⅲ-0560	滝口 9	滝口	Ⅲ-0561	滝口 10	滝口
Ⅲ-0568	滝口 11	滝口	I-1117	滝口 12	滝口
I-1119	西坊田	西坊田	Ⅱ-5604	白浜 1	白浜
Ⅲ-0562	白浜 2	白浜	Ⅲ-0566	白浜 3	白浜
Ⅲ-0567	白浜 4	白浜	I-1118	名倉	白浜
I-1113	塩浦	白浜塩浦	I-1116	青木	白浜根本前
I-1115	小滝	白浜	I-1114	乙浜	乙浜
Ⅲ-0564	乙浜 2	乙浜	Ⅲ-0565	乙浜 3	乙浜
千倉地区(95 箇所)					
Ⅱ-5606	宇田 1	宇田	Ⅱ-5607	宇田 2	宇田
Ⅱ-5608	宇田 3	宇田	Ⅱ-5609	宇田 4	宇田
Ⅱ-5618	宇田 5	宇田	Ⅱ-5619	宇田 6	宇田
Ⅱ-5620	宇田 7	宇田	Ⅱ-5622	宇田 9	宇田
Ⅱ-5635	宇田 10	宇田	Ⅲ-0570	宇田 11	宇田
I-1125	宇田	宇田	I-1138	本郷	宇田
I-1663	久保 4	久保	Ⅱ-5610	久保 1	久保
Ⅱ-5611	久保 2	久保	Ⅱ-5612	久保 3	久保
Ⅱ-5614	久保 5	久保	Ⅱ-5615	久保 6	久保
Ⅱ-5616	久保 7	久保	Ⅱ-140066	久保 8	久保
Ⅱ-140067	久保 9	久保	Ⅱ-140068	久保 10	久保
I-1151	久保 11	久保	Ⅲ-0577	忽戸	忽戸
Ⅱ-5617	瀬戸 1	瀬戸	Ⅱ-5638	瀬戸 2	瀬戸
Ⅲ-1229	瀬戸 3	瀬戸	Ⅱ-5673	千田 1	千田
I-1123	千田	千田	I-1124	千田境	千田
Ⅱ-5629	川戸 1	川戸	Ⅱ-5630	川戸 2	川戸
Ⅱ-5631	川戸 3	川戸	Ⅱ-5632	川戸 4	川戸
Ⅱ-5633	川戸 5	川戸	Ⅱ-5634	川戸 6	川戸
Ⅱ-5636	川戸 7	川戸	Ⅱ-5637	川戸 8	川戸
Ⅱ-5660	川戸 9	川戸	Ⅱ-5661	川戸 10	川戸
Ⅱ-5662	川戸 11	川戸	Ⅱ-5663	川戸 12	川戸
Ⅱ-5664	川戸 13	川戸	Ⅱ-140062	川戸 14	川戸
Ⅲ-0572	川戸 15	川戸	Ⅱ-5623	大貫 1	大貫
Ⅱ-5624	大貫 2	大貫	Ⅱ-5625	大貫 3	大貫
Ⅱ-5627	大貫 5	大貫	Ⅱ-5628	大貫 6	大貫
Ⅱ-5643	大貫 7	大貫	Ⅱ-5644	大貫 8	大貫
Ⅱ-5645	大貫 9	大貫	Ⅱ-5646	大貫 10	大貫
Ⅱ-5647	大貫 11	大貫	Ⅱ-5648	大貫 12	大貫
Ⅱ-5649	大貫 13	大貫	Ⅱ-5650	大貫 14	大貫
Ⅱ-5652	大貫 16	大貫	Ⅱ-5653	大貫 17	大貫
Ⅱ-5654	大貫 18	大貫	Ⅱ-5655	大貫 19	大貫
Ⅱ-5656	大貫 20	大貫	Ⅱ-5657	大貫 21	大貫
Ⅱ-5658	大貫 22	大貫	Ⅱ-5659	大貫 23	大貫
Ⅲ-0571	大貫 27	大貫	Ⅲ-0573	大貫 28	大貫
Ⅱ-140063	大貫 24	大貫	Ⅱ-140064	大貫 25	大貫
Ⅱ-140065	大貫 26	大貫	I-1127	谷田	大貫
Ⅱ-5674	大川	大川	Ⅱ-5666	南朝夷 1	南朝夷
Ⅱ-5667	南朝夷 2	南朝夷	Ⅱ-5668	南朝夷 3	南朝夷
Ⅱ-5669	南朝夷 4	南朝夷	Ⅱ-5670	南朝夷 5	南朝夷

資料編

Ⅱ-5671	南朝夷 6	南朝夷	Ⅱ-5672	南朝夷 7	南朝夷
Ⅲ-0574	南朝夷 8	南朝夷	Ⅲ-0575	南朝夷 9	南朝夷
Ⅲ-0576	南朝夷 10	南朝夷	I-1120	岡瀬田	南朝夷
Ⅱ-5675	白間津 2	白間津	I-1129	白間津	白間津
I-1130	平磯	平磯	I-1131	平館	平館
Ⅱ-5639	北朝夷 1	北朝夷	Ⅱ-5640	北朝夷 2	北朝夷
Ⅱ-5641	北朝夷 3	北朝夷	Ⅱ-5642	北朝夷 4	北朝夷
Ⅱ-5665	北朝夷 5	北朝夷	I-1126	谷	南朝夷
I-1134	蓮臺枝	北朝夷蓮臺枝	-	-	-
丸山地区(169箇所)					
I-1160	大沼	安馬谷大沼	Ⅱ-5779	安馬谷 1	安馬谷
Ⅱ-5780	安馬谷 2	安馬谷	Ⅱ-5781	安馬谷 3	安馬谷
Ⅱ-5782	安馬谷 4	安馬谷	Ⅱ-5783	安馬谷 5	安馬谷
Ⅱ-5784	峰 1	峰	Ⅱ-5785	峰 2	峰
Ⅱ-5786	峰 3	峰	I-1142	下道	安馬谷下道
Ⅱ-5761	加茂 3	加茂	Ⅱ-5762	加茂 22	加茂
Ⅱ-5763	加茂 23	加茂	Ⅱ-5764	加茂 4	加茂
Ⅱ-5765	加茂 5	加茂	Ⅱ-5766	加茂 6	加茂
Ⅱ-5767	加茂 7	加茂	Ⅱ-5768	加茂 8	加茂
Ⅱ-5769	加茂 9	加茂	Ⅱ-5770	加茂 10	加茂
Ⅱ-5771	加茂 11	加茂	Ⅱ-5772	加茂 12	加茂
Ⅱ-5773	加茂 13	加茂	Ⅱ-5774	加茂 14	加茂
Ⅱ-5775	加茂 15	加茂	Ⅱ-5776	加茂 16	加茂
Ⅱ-5777	加茂 17	加茂	Ⅱ-5778	安馬谷 6	安馬谷
Ⅲ-0584	加茂 19	加茂	I-1150	加茂 20	加茂
I-1152	神門	加茂神門	I-1365	加茂 21	加茂
I-1167	本郷	加茂本郷	Ⅱ-5732	石神 1	石神
Ⅱ-5733	石神 2	石神	Ⅱ-5734	丸本郷 1	丸本郷
Ⅱ-140217	丸本郷 2	丸本郷	Ⅱ-140218	丸本郷 3	丸本郷
I-140200	丸本郷 4	丸本郷	Ⅱ-5700	丸本郷 5	丸本郷
Ⅱ-5701	丸本郷 6	丸本郷	Ⅱ-5702	丸本郷 7	丸本郷
Ⅱ-5703	丸本郷 8	丸本郷	Ⅱ-5723	丸本郷 9	丸本郷
Ⅱ-5724	丸本郷 10	丸本郷	I-1149	市場	丸本郷市場
I-1153	清水	丸本郷	Ⅱ-5754	岩糸 1	岩糸
Ⅱ-5755	岩糸 2	岩糸	Ⅱ-5757	岩糸 4	岩糸
Ⅱ-5758	岩糸 5	岩糸	Ⅱ-5759	岩糸 6	岩糸
Ⅱ-5760	岩糸 7	岩糸	I-1366	岩糸 8	岩糸
Ⅱ-5745	岩糸 9	岩糸	I-1144	岩糸	岩糸谷頭
Ⅱ-5676	宮下 1	宮下	Ⅱ-5677	宮下 2	宮下
Ⅱ-5683	宮下 3	宮下	Ⅱ-5684	宮下 4	宮下
Ⅱ-5685	宮下 5	宮下	Ⅱ-5686	宮下 6	宮下
Ⅱ-5687	宮下 7	宮下	Ⅱ-5688	宮下 8	宮下
Ⅱ-5689	宮下 9	宮下	Ⅱ-5690	宮下 10	宮下
Ⅱ-140201	宮下 11	宮下	Ⅱ-140202	宮下 12	宮下
Ⅱ-140203	宮下 13	宮下	Ⅱ-140204	宮下 14	宮下
Ⅱ-140205	宮下 15	宮下	Ⅱ-140206	宮下 16	宮下
Ⅱ-140207	宮下 17	宮下	Ⅱ-140208	宮下 18	宮下
Ⅱ-140209	宮下 19	宮下	Ⅱ-140210	宮下 20	宮下
Ⅱ-5692	宮下 21	宮下	Ⅱ-5678	御子神 1	御子神
Ⅱ-5679	御子神 2	御子神	Ⅱ-5680	御子神 3	御子神
Ⅱ-5681	御子神 4	御子神	Ⅱ-5682	御子神 5	御子神

資料編

I-1154	西根	宮下西根	I-1164	東台	宮下東台
II-5717	沓見 1	沓見	II-5718	沓見 2	沓見
II-5719	沓見 3	沓見	II-5720	沓見 4	沓見
II-5721	沓見 5	沓見	II-5722	沓見 6	沓見
II-5747	沓見 7	沓見	II-5748	沓見 8	沓見
II-5749	沓見 9	沓見	II-5750	沓見 10	沓見
II-5751	沓見 11	沓見	III-0583	沓見 23	沓見
II-5752	沓見 12	沓見	II-5753	沓見 13	沓見
II-140051	沓見 14	沓見	II-140052	沓見 15	沓見
II-140053	沓見 16	沓見	II-140054	沓見 17	沓見
II-140055	沓見 18	沓見	II-140056	沓見 19	沓見
II-140057	沓見 20	沓見	II-140058	沓見 21	沓見
II-140059	沓見 22	沓見	I-1146	根方	沓見根方
I-1163	塚崎	沓見塚崎	II-5706	珠師ヶ谷 1	珠師ヶ谷
II-5707	珠師ヶ谷 2	珠師ヶ谷	II-5708	珠師ヶ谷 3	珠師ヶ谷
II-5709	珠師ヶ谷 4	珠師ヶ谷	II-5710	珠師ヶ谷 5	珠師ヶ谷
II-5728	珠師ヶ谷 8	珠師ヶ谷	II-5729	珠師ヶ谷 9	珠師ヶ谷
II-5730	珠師ヶ谷 10	珠師ヶ谷	II-140219	珠師ヶ谷 12	珠師ヶ谷
II-140220	珠師ヶ谷 13	珠師ヶ谷	II-140221	珠師ヶ谷 14	珠師ヶ谷
II-140222	珠師ヶ谷 15	珠師ヶ谷	II-5743	珠師ヶ谷 16	珠師ヶ谷
II-5744	珠師ヶ谷 17	珠師ヶ谷	III-0582	珠師ヶ谷 18	珠師ヶ谷
I-1143	釜滝 1	珠師ヶ谷釜滝	II-140050	釜滝 2	珠師ヶ谷釜滝
I-1158	曾我 1	珠師ヶ谷曾我	I-1161	大庭	珠師ヶ谷大庭
II-5713	小戸 1	小戸	II-5714	小戸 2	小戸
II-5715	小戸 3	小戸	II-5716	小戸 4	小戸
II-5735	小戸 5	小戸	II-5736	小戸 6	小戸
II-5737	小戸 7	小戸	II-5738	小戸 8	小戸
II-5739	小戸 9	小戸	II-5740	小戸 10	小戸
II-5741	小戸 11	小戸	II-5742	小戸 12	小戸
III-0580	小戸 16	小戸	III-0581	小戸 17	小戸
II-5746	西原	西原	I-1155	石堂	石堂
II-5691	石堂原 2	石堂原	I-1157	石堂原	石堂根方
I-1147	根本前	石堂根本前	II-5693	川谷 2	宮下西根
II-5697	川谷 6	川谷	II-5699	川谷 8	川谷
II-5704	川谷 13	川谷	II-5705	川谷 14	川谷
II-140211	川谷 15	川谷	II-140212	川谷 16	川谷
II-140213	川谷 17	川谷	II-140214	川谷 18	川谷
II-140215	川谷 19	川谷	II-140216	川谷 20	川谷
II-6913	川谷 21	川谷	II-5725	前田 3	前田
II-5726	前田 4	前田	II-5727	前田 5	前田
II-140223	前田 6	前田	II-140224	前田 7	前田
II-140225	前田 8	前田	III-0578	大井 1	大井
III-0579	大井 2	大井	I-1141	大井 3	大井
I-1168	大井 4	大井	-	-	-
和田地区(81 箇所)					
II-4727	下三原 1	下三原	II-4738	下三原 2	下三原
II-4729	下三原 3	下三原	II-4730	下三原 4	下三原
II-4731	下三原 5	下三原	II-4741	下三原 6	下三原
III-0472	下三原 7	下三原	III-0474	下三原 9	下三原
II-143039	下三原 10	下三原	II-4748	下三原 11	下三原
II-4749	下三原 12	下三原	II-4694	五十蔵 1	五十蔵

資料編

Ⅱ-4700	五十蔵 2	五十蔵	Ⅱ-4705	黒岩 1	黒岩
Ⅱ-4706	黒岩 2	黒岩	Ⅱ-4707	黒岩 3	黒岩
Ⅱ-4708	黒岩 4	黒岩	Ⅱ-4714	黒岩 5	黒岩
Ⅱ-4715	黒岩 6	黒岩	Ⅱ-4716	黒岩 7	黒岩
Ⅱ-4717	黒岩 8	黒岩	Ⅱ-4718	黒岩 9	黒岩
Ⅲ-0471	黒岩 12	黒岩	Ⅱ-143038	黒岩 13	黒岩
I-141165	黒岩 14	黒岩	I-141166	黒岩 15	黒岩
Ⅱ-4703	黒岩 16	黒岩	Ⅱ-4704	黒岩 17	黒岩
Ⅱ-4712	黒岩 18	黒岩	I-1000	小向	小向
Ⅱ-4701	小向 1	小向	Ⅲ-0477	小向 5	小向
Ⅱ-4721	小川 1	小川	Ⅱ-4722	小川 2	小川
Ⅱ-4723	小川 3	小川	Ⅱ-4724	小川 4	小川
Ⅱ-4743	小川 6	小川	Ⅱ-4744	小川 7	小川
Ⅲ-0478	小川 8	小川	I-0996	小川 9	小川
Ⅱ-4719	小川 10	小川	Ⅱ-133K2717	小川 11	小川
I-1004	沼	沼	Ⅱ-4690	上三原 1	上三原
Ⅱ-4691	上三原 2	上三原	Ⅱ-4693	上三原 3	上三原
Ⅱ-4695	上三原 4	上三原	Ⅱ-4696	上三原 5	上三原
Ⅱ-4710	上三原 7	上三原	Ⅱ-4711	上三原 8	上三原
Ⅱ-4713	上三原 9	上三原	Ⅱ-143037	上三原 10	上三原
Ⅱ-4702	上三原 11	上三原	I-0994	真浦 1	真浦
Ⅱ-4709	真浦 2	真浦	I-0992	仁我浦	仁我浦
I-0999	中三原 1	中三原	Ⅱ-4732	中三原 2	中三原
Ⅱ-4733	中三原 3	中三原	Ⅱ-4734	中三原 4	中三原
Ⅱ-4735	中三原 5	中三原	Ⅱ-4736	中三原 6	中三原
Ⅱ-4737	中三原 7	中三原	Ⅱ-4738	中三原 8	中三原
Ⅱ-4739	中三原 9	中三原	Ⅱ-4740	中三原 10	中三原
I-1003	白渚	白渚	Ⅱ-4745	白渚 2	白渚
Ⅱ-4692	布野 6	布野	Ⅱ-4697	布野 1	布野
Ⅱ-4698	布野 2	布野	Ⅱ-4699	布野 7	布野
Ⅲ-0470	布野 3	布野	Ⅲ-0475	布野 4	布野
Ⅲ-0476	布野 5	布野	I-0993	和田 3	和田
I-0995	和田 2	和田	I-1360	返田谷	和田
I-1618	和田 1	和田	I-2066 ※	和田 4	和田
I-1001	スルス森	礎森	-	-	-

備考：※＝特別警戒区域の指定なし

出典：「県ホームページ、土砂災害の危険箇所の公表について」
県土整備部河川環境課

11-2 急傾斜地崩壊危険区域

＜資料 11-2 急傾斜地崩壊危険区域＞

地区	番号	地区名	所在地	地区	番号	地区名	所在地
富浦地区 (7区域)	69	小浜	富浦町南無谷	丸山地区 (5区域)	41	石堂	石堂
	70	石小浦	富浦町南無谷		63	根本前	石堂根本前
	71	宮ノ台	富浦町豊岡		208	真野	久保
	157	坂ノ下	富浦町豊岡		415	久麦	西原
	210	丹生の1	富浦町丹生		465	釜滝	珠師ヶ谷
	211	丹生の2	富浦町丹生	和田地区 (5区域)	27	和田	和田町和田
	212	丹生の3	富浦町丹生		90	仁我浦	和田町仁我浦
富山地区 (2区域)	136	向町	小浦字向町		185	真浦	和田町真浦
	209	南ヶ谷	小浦	362	向畑	和田町小川	
白浜地区 (2区域)	439	塩浦	白浜町塩浦	366	小浦	和田町和田	
	504	西坊田	白浜町滝口				

出典：「千葉県地地域防災計画(令和2年度修正)資料編」
注)番号は指定番号

11-3 土石流危険溪流

＜資料 11-3 土石流危険溪流(河川環境課)＞

地区名	溪流番号	溪流名	水系名	河川名	所在字名
富浦地区 (4 箇所)	46100201	小浜沢 2	海	—	南無谷
	46100402	山岸沢	岡本川	岡本川	深名
	46100101	砂浦	海	—	南無谷
	46100302	丹生	岡本川	岡本川	丹生
富山地区 (16 箇所)	46201302	外野川	平久里川	平久里川	荒川
	46200302	川谷堀川	岩井川	岩井川	二部
	46200401	大勝川	岩井川	岩井川	検儀谷, 二部
	46200502	池谷ノ川	岩井川	岩井川	検儀谷
	46201602	細野川	平久里川	平久里川	犬掛
	46200601	大滝川	岩井川	大川	合戸, 宮谷
	46200701	曙光沢川	岩井川	大川	合戸, 宮谷
	46200801	風早川	岩井川	大川	合戸, 宮谷
	46200902	合戸 1	岩井川	大川	合戸
	46201001	合戸 2	岩井川	大川	市部, 二部
	46201101	南ヶ谷川	海	—	小浦
	46201201-a 46201201-b	岩瀬川 1 岩瀬川 2	平久里川	平久里川	山田
	46201402	天神川	平久里川	平久里川	平久里中, 荒川
	46201501	伊予川	平久里川	平久里川	平久里中
	46200101	勝善寺川 1	岩井川	岩井川	二部
	46200201	勝善寺川 2	岩井川	岩井川	二部
三芳地区 (11 箇所)	II-133D2718	石合川	平久里川	平久里川	上堀
	46400401	御門	平久里川	平久里川	滝田
	46400501	唐沢川	平久里川	平久里川	下滝田
	46400802	大谷川	平久里川	山名川	山名
	46400702	奥谷沢	平久里川	山名川	山名
	46400902	上井戸川	平久里川	山名川滝川支川	御庄
	46400102	水汲戸	平久里川	平久里川	上滝田
	46400302	竹之花川	平久里川	平久里川	下滝田
	46401101	大作川	平久里川	山名川滝川支川	池之内
	46400202	池田	平久里川	平久里川	上滝田
	46401002	寺作川	平久里川	山名川滝川支川	池之内
白浜地区 (8 箇所)	46500601	熊野川	海	—	白浜
	46500701	稲荷川	海	—	白浜
	46500101	根本 1	海	—	根本, 滝口
	46500201	根本 2	海	—	根本, 滝口
	46500401	青木 1	海	—	白浜
	46500501	青木 2	海	—	白浜
	46500302	滝口	海	—	滝口
	46500801	青年川	海	—	白浜
千倉地区 (3 箇所)	46600202	一反田	瀬戸川	瀬戸川	宇田
	46600302	久保川	瀬戸川	瀬戸川	久保
	46600101	白間津川	海	—	白間津
	46700201	愛宕川 1	丸山川	愛宕川	大井

資料編

丸山地区 (15箇所)	46700802	根方沢	丸山川	丸山川	沓見
	46701102	釜滝川	温石川	温石川	珠師ヶ谷
	46701202	下沢	温石川	温石川	珠師ヶ谷
	46700501	吉野	丸山川	丸山川	宮下, 川谷
	46700902	宮田沢	丸山川	丸山川	加茂
	46700101	高房沢	丸山川	丸山川	安長谷
	46700301	愛宕川 2	丸山川	愛宕川	大井
	46701402	中郷沢	温石川	温石川	小戸
	46700402	大井下沢	丸山川	丸山川	大井
	46701001	大庭沢	温石川	温石川	珠師ヶ谷, 石堂
	46700601	谷田沢	丸山川	丸山川	石堂
	46701302	長谷沢	温石川	温石川	西原
	46701502-a 46701502-b	権現沢 1 権現沢 2	温石川	温石川	小戸
	46700702	丸上沢	丸山川	丸山川	本郷
	和田地区 (18箇所)	46801102	押元沢 (1)	三原川	三原川
46801202		押元沢 (2)	三原川	三原川	上三原
46800501		五十蔵沢 (1)	三原川	三原川	五十蔵
46800602		五十蔵沢 (2)	三原川	三原川	五十蔵
46800702		五十蔵沢 (3)	三原川	三原川	五十蔵
46801501		向畑沢 (1)	向畑沢 (1)	向畑沢 (1)	真浦, 小川, 白渚
46801602		向畑沢 (2)	向畑沢 (2)	向畑沢 (2)	白渚
46801302		寺谷沢	三原川	三原川	中三原
46801402		宿沢	三原川	三原川	中三原
46800801		倉合川	三原川	三原川	小向, 上三原
46800102		沼沢	温石川	温石川	沼
46801801		仁我浦沢	仁我浦沢	仁我浦沢	仁我浦
46800202		東小戸沢 (1)	温石川	温石川	下三原
46800302		東小戸沢 (2)	温石川	温石川	下三原
46800402		東小戸沢 (3)	温石川	温石川	下三原
46800902		別所沢	三原川	三原川	黒岩, 上三原
46801002		別所	三原川	別所	黒岩, 上三原
46801701		和田沢	和田沢	和田沢	和田, 真浦

出典：「千葉県地域防災計画(令和2年度修正)資料編」

11-4 地すべり防止区域

＜資料 11-4 地すべり防止区域＞

地区	地域名	所在地	地区	地域	所在地
富山地区 (26 地区)	平群	山田	三芳地区 (4 地区)	増間	増間
	富山	宮谷		下滝田	下滝田、上滝田
	平久里中	平久里中		下組	下滝田
	平久里下	平久里下		山名	山名・増間・海老敷
	外野	荒川	富浦地区 (1 地区)	福沢	福澤、深名、宮本
	吉沢	吉沢	丸山地区 (6 地区)	入宇田	入宇田
	二部検儀谷	二部検儀谷		大井	大井
	東星田	山田		大井 1	大井
	野々塚	平久里中		宮下	宮下・川谷
	白井	吉沢		御子神	宮下
	犬掛	犬掛、平久里下		御子神 1	宮下
	小浦	小浦	和田地区 (12 地区)	五十蔵	和田町五十蔵・布野・ 礎森
	岩井	検儀谷、二部		新田	和田町布野・上三原・ 礎森
	合戸	合戸		上三原	和田町上三原・布野・ 礎森
	宮谷西	高崎、竹内		西平	和田町上三原・礎森
	高崎	高崎、小浦		貝沢	和田町上三原
	宮谷	宮谷		柴	和田町柴
	平久里下吉沢	平久里下		小向	石堂、石堂原、川谷、 宮下
	大沢	大沢		小向 1	小向、和田町上三原
	井野・川上	井野・川上・二部・ 吉沢		犬切南	石堂、大井、川谷
	伊予ヶ岳	荒川・平久里中		川谷	師ヶ谷、和田町石堂、 和田町黒岩
	山田	平久里中・平久里 下・山田		小川	小川
	荒川	荒川		道久保	小川、和田町真浦
	荒川 1	荒川			
	荒川 2	荒川			
	大川	山田			

11-5 山腹崩壊危険地区

＜資料 11-5 山腹崩壊危険地区－森林課＞

地区番号	大	字	地区番号	大	字
富浦地区(32 箇所)					
2	大津	市野々	3	大津	寺畑
4	手取	尾崎	7	南無谷	山崎
8	深名	汐木津	9	深名	平代
10	宮本	札ノ谷	12	深名	大半津
13	南無谷	駒込	14	南無谷	上ノ坪
15	丹生	関口	16	丹生	照尾
17	丹生	芳畑	18	豊岡	坂本
20	多田良	磯ノ脇	22	原岡	和田
23	居倉	青木沢	24	深名	丹関
25	宮本	舞台	26	宮本	入ノ坪
27	宮本	仲尾沢	28	福沢	原田
29	福沢	山崎	30	多田良	西浜
31	深名	岩崎	32	福沢	香谷
33	福沢	平田	34	福沢	仲入
35	南無谷	駒込	36	宮本	仲尾沢
37	大津	坂本	38	大津	中里
富山地区(15 箇所)					
1	犬掛	北畑	2	平久里下	西長藤
3	平久里下	東長藤	4	犬掛	川坂
5	平久里下	永蔵	6	二部	高田
7	二部	亀井	8	久枝	関下
9	市部	宿免	11	合土	風早
12	小浦	飛ヶ谷	13	高崎	芝山
14	犬掛	曲田	15	山田	乙沢
16	竹内	竹内山	-	-	-
三芳地区(71 箇所)					
1	上滝田	大畑	2	上滝田	滝山
3	海老敷	寺谷	4	山名	山間
5	上堀野	石合	6	上滝田	寺台
7	上滝田	上原	8	上滝田	水汲戸
9	上滝田	松尾	10	下滝田	茱萸沢
11	下滝田	竹ノ花	12	下滝田	平山
13	下滝田	祢宜明	14	山下	唐沢
15	下滝田	仏知山	16	三坂	神出ヶ谷
7	上滝田	根古屋	18	上滝田	根古屋
20	海老敷	寺山	21	海老敷	大阪
23	下滝田	唐沢	24	上堀野	黒岩
25	上滝田	高月	26	山下	八幡谷
27	下滝田	真名坂	28	山名	横山
29	山名	平沢	30	海老敷	寺山
31	上滝田	水汲戸	32	上滝田	水汲戸
33	上滝田	花ノ木	34	上滝田	池田
35	上滝田	池田	36	上滝田	大畑
37	下滝田	仏知山	38	海老敷	広田
39	山名	子ノ神	40	上堀野	黒岩

資料編

41	三坂	公法佐	42	山下	杉戸
43	大学口	下前田	44	山名	石切
45	山名	井戸口	46	山名	猿田前
47	山名	山間	48	山名	小山
49	山名	大谷	50	本織	平尾
51	本職	谷	52	本職	道城前
53	本職	道城前	54	明石	入ノ谷
55	池ノ内	西谷	56	池ノ内	大作
57	池ノ内	在戸	58	池ノ内	在戸
59	池ノ内	民崎	60	中	三角
61	中	大下	62	中	平池
63	中	大月	64	中	奥谷
65	中	奥谷	66	中	上ノ谷
67	中	下内坂	68	御庄	根廻り
69	山名	治郎丸	70	御庄	引越
71	御庄	西深井	72	山名	高井ヶ谷
73	山名	九ノ木	-	-	-
白浜地区(9箇所)					
3	白浜	花宮横手	5	滝口	大久保
6	滝口	東大作場	7	根本	天田
9	白浜	東沢	10	乙浜	西山入口
11	乙山	東横手	12	滝口	向原
13	白浜	根本	-	-	-
千倉地区(31箇所)					
1	大貫	小松	2	南朝夷	大堰
3	平磯	合有戸	4	千田	東坂口
5	白間津	御沢	6	宇田	一反田
7	宇田	一反田	8	宇田	一反田
9	宇田	一反田	10	宇田	栗坪
11	宇田	稲子田	12	久保	矢田
13	久保	鼠ヶ谷	14	大貫	米ヶ谷
15	大貫	蓮見	16	大貫	宮田
17	大貫	蓮見	18	大貫	駒寄長作
19	川戸	大和田	20	川戸	宮ノ下
21	大貫	小松	22	大野木	小松
23	川戸	大谷	24	川戸	柏尾
25	南朝夷	田貝	26	南朝夷	鬼ヶ谷
27	北朝夷	蓮台枝	28	惣戸	権現作
29	惣戸	魚見根	30	千田	西坂口
31	白間津	橋ノ下	-	-	-
丸山地区(103箇所)					
1	珠師ヶ谷	大谷	2	珠師ヶ谷	前谷
3	丸本郷	清水	4	珠師ヶ谷	小谷
5	珠師ヶ谷	下腰越	6	珠師ヶ谷	大谷
7	小戸	堰谷	8	元石神	釜滝
10	珠師ヶ谷	釜滝	11	西原	長谷
12	岩糸	御門	13	小戸	一ノ沢
15	峯	堂平	16	川谷	苜谷場
17	宮下	天王山	19	珠師ヶ谷	明ヶ作
20	珠師ヶ谷	下腰越	22	塩井戸	塩井戸
23	塩井戸	塩井戸	24	御子神	向井

資料編

25	御子神	形倉	26	石堂	久類
27	石堂	清名	28	石堂原	松ヶ石
29	石堂原	根方	30	石堂原	清水
31	川谷	矢田	32	川谷	矢田
33	川谷	矢田	34	川谷	畑
35	珠師ヶ谷	割田	36	小戸	種谷
37	珠師ヶ谷	種谷	38	珠師ヶ谷	笹
39	珠師ヶ谷	皆倉	40	珠師ヶ谷	松葉
41	杳見	柳作	42	杳見	柳作
43	杳見	柳作	44	前田	苗代
45	前田	苗代	46	丸本郷	清水
47	珠師ヶ谷	下腰越	48	珠師ヶ谷	全滝
49	西原	笹名	50	西原	釜滝
51	西原	長谷	52	珠師ヶ谷	大谷
53	珠師ヶ谷	大谷	54	小戸	洞田
55	小戸	内田	56	小戸	種谷
57	小戸	千束	58	小戸	千束
59	小戸	反田	60	岩糸	根切
61	岩糸	根切	62	小戸	堺田
63	小戸	堺田	64	小戸	堺田
65	岩糸	鍛冶屋	66	杳見	六ノ木
67	杳見	崩ヶ谷	68	杳見	崩ヶ谷
69	杳見	崩ヶ谷	70	杳見	崩ヶ谷
71	杳見	正木谷	72	杳見	正木谷
73	杳見	吹代	74	加茂	宮田
75	加茂	宮田	76	加茂	宮田
77	杳見	梅沢	78	杳見	辻吹代
79	杳見	辻吹代	80	杳見	梅沢
81	西原	池下	82	岩糸	久類
83	岩糸	久類	84	岩糸	根方
85	加茂	実成谷	86	加茂	実成谷
87	加茂	大坪	88	加茂	西ノ谷
89	加茂	丹房	90	加茂	丹房
91	加茂	丹房	92	加茂	梅田
93	加茂	梅田	94	加茂	梅田
95	安馬谷	大沼	96	安馬谷	大沼
97	安馬谷	鳥居前	98	安馬谷	笹神
99	安馬谷	下道	100	安馬谷	新田
101	安馬谷	下道	102	安馬谷	下道
103	安馬谷	高房	104	峯	北峯
105	安馬谷	和田	106	峯	堂平
107	宮下	高丸	-	-	-
和田地区(29箇所)					
1	上三原	山田	2	黒岩	別所
3	黒岩	観現	4	上三原	宮原
7	下三原	代田	10	黒岩	黒岩谷
11	布野	布野	13	上三原	谷
15	小川	筒井	16	上三原	滝尻
17	布野	柄井後	18	柄井後	三竹
19	黒岩	黒岩	20	平塚	平塚
21	黒岩	岩部	22	小川	矢田

23	中三原	寺谷	24	中三原	大庭
25	中三原	神田	26	中三原	唐ヶ作
27	中三原	小路ヶ谷	28	小川	駒場下
29	和田	返田	30	和田	小浦谷
31	和田	関ノ台	32	下三原	東小戸
33	礎森	ビタ	34	仁我浦	榎田
35	石堂	嶺岡柱木牧	-	-	-

出典：「千葉県地地域防災計画(令和2年度修正)資料編」

11-6 崩壊土砂流出危険地区

<資料 11-6 崩壊土砂流出危険地区-森林課>

地区番号	大	字	地区番号	大	字
富山地区(2箇所)					
1	吉沢	沼	3	犬掛	石塚
三芳地区(4箇所)					
1	山名	飯出	2	下滝田	御門
3	上滝田	西山	4	増間	奥野
丸山地区(5箇所)					
1	珠師ヶ谷	釜瀧	2	珠師ヶ谷	古宿
3	川谷	鯨岡	4	川谷	久類
5	宮下	塩井戸	-	-	-
和田地区(11箇所)					
1	上三原	別所	2	仁我浦	榎田
3	柴	大曲	4	五十蔵	鳥越
5	五十蔵	六三谷	6	上三原	打越
7	五十蔵	黒滝	8	礎森	台
9	上三原	鳥居畑	10	仁我浦	榎田
11	布野	柄井後	-	-	-

出典：「千葉県地域防災計画(令和2年度修正)資料編」

11-7 地すべり危険地区

＜資料 11-7 地すべり危険地区－森林課＞

地区番号	大	字	地区番号	大	字
富山地区(61箇所)					
1	二部	東沢	2	二部	諏訪越
3	二部	高畑	4	二部	篇奈田
5	二部	森ヶ谷	6	井野	箒坂
7	吉沢	境田	8	井野	森上
9	井野	滝沢	10	井野	棒登
11	吉沢	沼	12	井野	長谷
13	井野	香木	14	井野	谷
15	川上	井戸沢	16	川上	大森
17	川上	由松	18	川上	根上り
19	川上	岩森	20	川上	小塚沢
21	川上	岳	22	川上	石田
23	川上	光明時	24	川上	大芝
25	荒川	岩ノ森	26	荒川	関沢
27	荒川	玉ヶ沢	28	荒川	笹ヶ堀
29	荒川	笹ヶ森	30	荒川	関沢
31	荒川	関沢	32	荒川	奈婦里沢
33	平久里中	岳山	34	平塚	嶺岡西牧
35	平塚	嶺丘西牧	36	荒川	峠
37	荒川	淵田	38	荒川	淵田
39	荒川	淵田	40	荒川	広田
41	荒川	森脇	42	荒川	森前
43	荒川	楡形	44	荒川	花表裏
45	荒川	森前	46	荒川	楡形
47	山田	横道	48	山田	西田
49	平塚	上畑田	50	山田	百目
51	山田	菅の平	52	山田	片畑
53	山田	柿ノ木原	54	山田	峠塚
55	山田	大川	56	山田	峠塚
57	山田	岩塚	58	平塚	嶺岡西牧
59	山田	大川	60	平塚	嶺岡西牧
61	山田	前山	-	-	-
三芳地区(5箇所)					
1	山名	久井	2	山名	久井
3	山名	北下	4	山名	小種谷
5	山名	中田	-	-	-
丸山地区(31箇所)					
1	大井	神塚	2	大井	嶺岡西牧
3	大井	嶺岡西牧	4	大井	西沢
5	大井	嶺岡西牧	6	大井	嶺岡西牧
7	大井	嶺岡西牧	8	大井	嶺岡西牧
9	大井	嶺岡西牧	10	大井	嶺岡西牧
11	大井	嶺岡坪園	12	大井	嶺岡西牧
13	宮下	深田	14	宮下	登戸
15	宮下	岩下	16	宮下	天王山
17	宮下	畑	18	宮下	畑

資料編

19	宮下	畑	20	宮下	筒井
21	宮下	大沢	22	宮下	吉ヶ作
23	宮下	大作	24	御子神	長畑
25	御子神	長畑	26	御子神	向井
27	御子神	西久保	28	御子神	西久保
29	大井	久井	30	大井	久井
31	大井	久井	-	-	-
和田地区(39箇所)					
1	上三原	日向	2	礎森	奥根
3	礎森	太田平	4	布野	川崎
5	布野	引通	6	五十蔵	黒滝
7	布野	合戸	8	礎森	中ノ作
9	五十蔵	日ノ台	10	五十蔵	大作
11	五十蔵	宮地	12	五十蔵	六三谷
13	五十蔵	山田	14	五十蔵	山田
15	五十蔵	鳥越	16	五十蔵	中ノ内
17	上三原	日向	18	上三原	大沼田
19	上三原	日影	20	上三原	日影
21	布野	黒岩	22	上三原	打越
23	上三原	打越	24	上三原	中戸川
25	布野	布野	26	礎森	谷
27	上三原	五十蔵	28	上三原	五十蔵
29	上三原	久保	30	上三原	竹ノ中
31	礎森	ビタ	32	貝沢	貝沢
33	貝沢	貝沢	34	貝沢	下田
35	貝沢	下田	36	柴	谷
37	柴	柿ノ木沢	38	柴	石畑
39	柴	上ノ台	-	-	-

出典：「千葉県地域防災計画(令和2年度修正)資料編」

11-8 砂防指定地

＜資料 11-8 砂防指定地(南房総市)＞

水系名	幹川名	溪流名	延長 (km)	面積 (ha)	告示番号及び指定年月日
三原川	三原川	三原川	1.30	18.90	建 99 S31.1.24
三原川	三原川	今平川	2.30	0.12	建 2158 S34.10.29
三原川	三原川	倉吉川	0.36	0.82	建 805 S63.3.18
三原川	三原川	別所	0.90	21.23	建 2165 H9.12.22 国 1281 H22.11.2
丸山川	丸山川	丸山川	7.20	11.75	総 60 S23.4.13
丸山川	丸山川	本郷川	1.30	1.99	総 60 S23.4.13
丸山川	丸山川	愛宕川	1.10	7.50	総 60 S23.4.13
丸山川	丸山川	五反目川	1.25	2.49	建 109 H2.1.30 建 80 H元.1.21
丸山川	丸山川	塩井戸川	2.18	2.71	建 80 H元.1.21 建 101 H6.1.21
丸山川	丸山川	塩井戸川 支川	0.32	0.87	建 80 H元.1.21
岩井川	岩井川	岩井川	5.43	21.12	建 2855 S37.11.14 建 52 S56.1.21 建 1050 S62.5.2
岩井川	岩井川	大川	1.40	1.26	建 2855 S37.11.14
岩井川	岩井川	川谷堀川及 び川谷堀川 右支川	1.50	4.50	建 218 S57.2.20
岩井川	岩井川	馬場川	0.18	0.26	建 1050 S62.5.2
岩井川	大川	合戸	1.27	29.26	国 106 H19.2.6
平久里川	平久里川	平久里川	6.00	79.38	総 60 S23.4.13 建 99 S31.1.24 建 331 S55.3.19
平久里川	平久里川	増間川	4.60	6.46	建 1481 S28.12.11
平久里川	増間川	長沢川	1.12	2.58	建 109 H2.1.30 建 80 H元.1.21
平久里川	平久里川	外野川	3.70	3.24	建 1481 S28.12.11
平久里川	平久里川	荒川	4.20	10.10	建 1481 S28.12.11 建 926 S53.5.2
平久里川	平久里川	東星田川	0.90	4.07	建 331 S55.3.19
平久里川	平久里川	谷川	0.60	2.71	建 331 S55.3.19
平久里川	平久里川	大塚川	1.70	8.89	建 331 S55.3.19
平久里川	増間川	大日川及び 大日川左支 川	1.40	4.80	建 52 S56.1.21
24箇所		合計	52.21	247.01	

出典：「千葉県地域防災計画(令和2年度修正)資料編」

12. 市内の文化財

＜資料 12-1 市内の文化財＞

国指定文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所有者・伝承者	指 定 年 月 日	地区名
1	有彫	銅造十一面観音坐像	大貫 1057	小松寺	昭和 59 年 6 月 6 日	千 倉
2	民無	白間津オオマチ(大祭)行事	白間津日枝神社	白間津区/白間津 オオマチ(大祭) 行事保存会	平成 4 年 3 月 11 日	千 倉
3	有建	石堂寺本堂 附厨子・棟札 多宝塔 附棟札・庫裏	石堂 302	石堂寺	大正 5 年 5 月 24 日 平成 4 年 8 月 10 日	丸 山
4	有彫	木造十一面観音立像	石堂 302	石堂寺	大正 5 年 8 月 17 日	丸 山
5	有建	石堂寺薬師堂・附棟札	石堂 302	石堂寺	昭和 43 年 4 月 25 日	丸 山
6	有建	旧尾形家住宅	石堂 305-1	丸山町	昭和 44 年 6 月 20 日	丸 山
7	記史	里見氏城跡 岡本城跡	豊岡・原岡	南房総市他	平成 24 年 1 月 24 日	富 浦

千葉県指定文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所有者・伝承者	指 定 年 月 日	地区名
1	有歴	菱川師宣過去帳	二部 1344-2	勝善寺	昭和 33 年 4 月 23 日	富 山
2	有絵	紙本著色天神縁起絵巻	平久里中 202	天神社	昭和 37 年 5 月 1 日	富 山
3	記天	岩井ノ蘇鉄	竹内 234	個人	昭和 10 年 8 月 23 日	富 山
4	有考	延命寺板石塔婆(正安三年在銘)	本織 2014-1	延命寺	昭和 38 年 5 月 4 日	三 芳
5	民無	増間の御神の神事	増間	御神の神事保存会	昭和 38 年 5 月 4 日	三 芳
6	有彫	木造十一面観音立像	府中 687-1	宝珠院	昭和 39 年 4 月 28 日	三 芳
7	有工	繡字法華経陀羅尼品	府中 687-1	宝珠院	昭和 45 年 4 月 17 日	三 芳
8	有絵	絹本着色両界曼荼羅図	府中 687-1	宝珠院	平成 7 年 3 月 14 日	三 芳
9	記天	白浜の屏風岩	根本地先海岸	南房総市	昭和 30 年 12 月 15 日	白 浜
10	記天	白浜の鍾乳洞	白浜 14039-1	南房総市	昭和 29 年 3 月 31 日	白 浜
11	記天	白浜のシロウリガイ化石露頭	白浜 2783-4 地先	国	平成 8 年 3 月 22 日	白 浜
12	有建	めがね橋	滝口地先	南房総市	平成 1 年 3 月 10 日	白 浜
13	民無	安房やわたんまち	滝口 1728 沓見 253	下立松原神社 莫越山神社	平成 16 年 3 月 30 日	白 浜 丸 山
14	有工	梵鐘(応安七年在銘)	大貫 1057	小松寺	昭和 47 年 1 月 28 日	千 倉
15	有彫	木造薬師如来立像	大貫 1057	小松寺	平成 8 年 3 月 22 日	千 倉
16	民無	千倉の三番叟	荒磯魚見根神社 諏訪神社	忽戸三番叟保存会 平磯式三番叟保存会	昭和 45 年 1 月 30 日	千 倉
17	民有	豊田の人形芝居首及び衣裳	岩糸	谷頭区	昭和 29 年 12 月 12 日	丸 山
18	民無	加茂の三番叟	加茂 2070	賀茂神社民俗芸能保存会	昭和 37 年 5 月 1 日	丸 山
19	民無	加茂の花踊	加茂 2070	賀茂神社民俗芸能保存会	昭和 38 年 5 月 4 日	丸 山
20	記史	日本酪農発祥地	大井 686	千葉県嶺岡乳牛試験場	昭和 38 年 5 月 4 日	丸 山
21	有建	石堂寺山王宮	石堂 302	石堂寺	昭和 41 年 12 月 2 日	丸 山
22	有建	賀茂神社本殿	加茂 2070	賀茂神社	昭和 42 年 3 月 7 日	丸 山
23	記史	加茂遺跡	加茂 1094	個人	昭和 42 年 3 月 7 日	丸 山
24	有彫	木造千手観音立像附木造行道面	久保 587	真野寺	平成 4 年 2 月 28 日	丸 山
25	有彫	木造二十八部衆立像附風神・雷神	久保 587	真野寺	平成 4 年 2 月 28 日	丸 山
26	有彫	木造大黒天立像	久保 587	真野寺	平成 4 年 2 月 28 日	丸 山
27	有彫	木造千手観音坐像	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 2 月 28 日	丸 山
28	記天	上三原ノ大樟	上三原 1249-2	山神社	昭和 10 年 3 月 26 日	和 田
29	記天	南房総の地震隆起段丘	根本	三嶋神社	平成 19 年 3 月 16 日 平成 21 年 3 月 17 日	白 浜

資料編

南房総市指定文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所有者・伝承者	指 定 年 月 日	地区名
1	記史	逆柿	犬掛 501	個人	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
2	記史	加藤霞石翁の宅地跡	平久里中 552	個人	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
3	記史	頼朝の旗竿藪	高崎 916	個人	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
4	記史	郷倉・高札場跡	平久里下 1800	個人	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
5	記史	弁天様	小浦 481	神明神社	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
6	記史	古戦場と里見氏の墓	犬掛 663	個人	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
7	記天	吉井の大井戸	吉沢 1761	吉井地区	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
8	記天	大いちょう	久枝 629	蓮台寺	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
9	記天	平久里天神社くすの木	平久里中 208	天神社	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
10	民有	獅子頭	山田 1107	個人	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
11	民有	懸け仏・獅子頭	高崎 906	岩井神社	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
12	有絵	十王仏	平久里下 265	勝蔵寺	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
13	有彫	籠阿弥陀如来	検儀谷 668	大勝院	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
14	有彫	竹内屋台	竹内	竹内区	昭和 57 年 3 月 19 日	富 山
15	有建	福聚院山門及び駕籠置台	市部 343-1	福聚院	平成 3 年 2 月 26 日	富 山
16	有彫	高崎浜下屋台	高崎 906	浜下地区	平成 4 年 6 月 12 日	富 山
17	有建	双体道祖神	宮谷 471	個人	平成 14 年 4 月 1 日	富 山
18	有工	高照寺鰐口	山田 1162	高照寺	平成 18 年 3 月 6 日	富 山
19	記史	忍足佐内殉難の地	福澤字大白塚 390-1	福澤区	昭和 49 年 4 月 25 日	富 浦
20	記天	釈迦寺の槇	多田良 699-1	釈迦寺	昭和 51 年 4 月 20 日	富 浦
21	有彫	日蓮上人の裸像	南無谷 119	妙福寺	昭和 51 年 8 月 10 日	富 浦
22	有書	日蓮上人の真筆と証明書	南無谷 119	妙福寺	昭和 51 年 8 月 10 日	富 浦
23	有彫	長泉寺大黒天像	原岡 5	長泉寺	昭和 51 年 8 月 10 日	富 浦
24	有建	里見義頼の墓	青木 232-1	光巖寺	昭和 51 年 8 月 10 日	富 浦
25	有建	青岳尼供養塔	原岡 275	興禅寺	昭和 51 年 8 月 10 日	富 浦
26	民無	棒術・羯鼓舞・獅子神楽	多田良	多田良区	昭和 51 年 8 月 10 日	富 浦
27	有彫	木造薬師如来立像	深名 434	常光寺	昭和 60 年 3 月 19 日	富 浦
28	記史	宮本城址	大津字蛭田 570	個人	平成 9 年 11 月 25 日	富 浦
29	記史	大房岬要塞群	多田良字藤四郎台	千葉県	平成 13 年 7 月 17 日	富 浦
30	記史	幕末砲台跡	多田良字藤四郎台	千葉県	平成 13 年 7 月 17 日	富 浦
31	記天	宮本城址のホルトの木	大津字蛭田 573	個人	平成 14 年 3 月 28 日	富 浦
32	記天	丹生のチリツバキ	丹生字桑ヶ谷 359	個人	平成 14 年 3 月 28 日	富 浦
33	有彫	瀧淵神社の石造群	多田良 1193	瀧淵神社	平成 17 年 3 月 22 日	富 浦
34	有絵	曼荼羅他	府中 687-1	宝珠院	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
35	有絵	地獄極楽絵図	本織 2014-1	延命寺	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
36	有書	上堀区有文書	上堀	上堀区	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
37	有書	山名区有文書	山名	山名区	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
38	有書	上杉輝虎書状	明石 228	個人	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
39	記史	谷向貝塚	谷向字池ヶ谷 791	個人	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
40	記天	延命寺断層	本織字稻荷森 2031	個人	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
41	有彫	木造薬師如来立像	上滝田 1038	長福寺	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
42	有彫	木造阿弥陀如来坐像	上滝田 1038	長福寺	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
43	有彫	木造阿弥陀如来坐像	山名 1370	智光寺	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
44	有彫	木造不動明王坐像	府中 687-1	宝珠院	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
45	有彫	石造延命地藏尊坐像	本織字番場 652-1	普門院	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
46	有彫	欄間彫刻「波と竜」	山名 386	智蔵寺	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
47	有絵	二十五菩薩来迎図	府中 687-1	宝珠院	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
48	有絵	薬師三尊十二神将像	府中 687-1	宝珠院	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
49	有絵	渡唐天神画像	府中 687-1	宝珠院	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
50	有絵	花鳥画	府中 687-1	宝珠院	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
51	有書	源氏里見系図	本織 2014-1	延命寺	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
52	有彫	木造不動明王立像	山名 1370	智光寺	昭和 62 年 12 月 11 日	三 芳

資料編

53	有彫	聖徳太子孝養像	上滝田 1038	長福寺	昭和 62 年 12 月 11 日	三 芳
54	有彫	魚鼓	本織 2014-1	延命寺	昭和 62 年 12 月 11 日	三 芳
55	記史	滝田城址	上滝田 1531-1 他	上滝田区	昭和 62 年 12 月 11 日	三 芳
56	記史	平松城址	池之内 512 他	池之内区	昭和 62 年 12 月 11 日	三 芳
57	記史	増間廃寺址	増間 1072-1	増間区	昭和 62 年 12 月 11 日	三 芳
58	有彫	木造阿弥陀如来坐像他	下滝田 1372	知恩院	平成 2 年 7 月 9 日	三 芳
59	記史	元八幡神社	府中 665	府中区	平成 3 年 9 月 10 日	三 芳
60	民無	元八幡神社御清水送りの儀式	府中 665	府中区	平成 3 年 9 月 10 日	三 芳
61	有彫	木造金剛力士像	山名 1370	智光寺	平成 7 年 9 月 20 日	三 芳
62	記天	延命寺のビヤクシン	本織 2014-1	延命寺	平成 12 年 4 月 25 日	三 芳
63	無	日本刀の鍛錬	下滝田 1191	江澤利春	平成 12 年 10 月 10 日	三 芳
64	有絵	阿字観図	府中 687-1	宝珠院	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
65	有絵	不動明王二童子像	府中 687-1	宝珠院	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
66	有絵	不動明王二童子像	府中 687-1	宝珠院	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
67	有絵	不動明王二童子像	府中 687-1	宝珠院	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
68	有工	大壇具	府中 687-1	宝珠院	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
69	記天	宝珠院の大椿	府中 687-1	宝珠院	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
70	記天	滝田公民館のタブノキ	千代 4	南房総市	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
71	記天	増間日枝神社の大杉群	増間 552	日枝神社	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
72	有彫	武田石翁の七福神	白浜 629	巖島神社	昭和 50 年 4 月 25 日	白 浜
73	有彫	里見の木像	白浜 4295	杖珠院	昭和 63 年 8 月 1 日	白 浜
74	有彫	賓頭盧尊者坐像	白浜 1979	青木区	平成 10 年 4 月 1 日	白 浜
75	有彫	木造十一面観音立像	乙浜 51	正栄寺	平成 12 年 4 月 1 日	白 浜
76	有彫	木造菩薩形坐像	白浜 7927	大門院	平成 12 年 4 月 1 日	白 浜
77	有彫	銅造毘沙門天坐像	滝口 1728	下立松原神社	平成 12 年 4 月 1 日	白 浜
78	有彫	木造力士形立像	滝口 1728	下立松原神社	平成 12 年 4 月 1 日	白 浜
79	有彫	木造菩薩立像	根本 1879	海福寺	平成 12 年 4 月 1 日	白 浜
80	有書	里見文書	白浜 4295	杖珠院	平成 1 年 4 月 1 日	白 浜
81	民有	弘法大師の芋井戸	白浜 2148-2	青木区	昭和 50 年 4 月 25 日	白 浜
82	記史	西春法師の入定塚	滝口 7200	西横渚区	昭和 50 年 4 月 25 日	白 浜
83	記史	実浄入定塚	白浜 4129	原区	昭和 50 年 4 月 25 日	白 浜
84	記史	初代里見義實の墓	白浜 4295	杖珠院	昭和 63 年 8 月 1 日	白 浜
85	有彫	木造如来形坐像	滝口 1084	紫雲寺	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
86	有彫	銅造観音菩薩立像	滝口 1084	紫雲寺	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
87	有彫	木造地藏菩薩立像	滝口 1440	長福寺	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
88	有彫	木造毘沙門天立像	滝口 1728	下立松原神社	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
89	有彫	銅造毘沙門天立像	滝口 1728	下立松原神社	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
90	有彫	木造天部形坐像	滝口 1728	下立松原神社	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
91	有彫	銅造男神坐像	滝口 1728	下立松原神社	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
92	有彫	銅造如来立像	滝口 7290	石戸寺	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
93	有彫	木造天部立像	白浜 7927	大門院	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
94	有彫	木造金剛力士立像	白浜 7927	大門院	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
95	有彫	木造僧形坐像	白浜 7927	大門院	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
96	有彫	木造虚空菩薩立像	白浜 570	阿弥陀堂	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
97	有彫	木造釈迦如来坐像	白浜 2225	福寿院	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
98	有彫	銅造地藏菩薩坐像	白浜 2225	福寿院	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
99	有彫	木造聖徳太子立像	白浜 1735	青木太子堂	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
100	有彫	銅造聖観音坐像	白浜 4295	杖珠院	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
101	記史	白浜城跡	白浜 8423-1	南房総市	平成 17 年 4 月 1 日	白 浜
102	民無	小戸の初午祭り	小戸区	小戸区初午保存会	平成 17 年 4 月 1 日	白 浜
103	民無	下立松原神社のミカリ神事	滝口 1728	下立松原神社	平成 18 年 3 月 1 日	白 浜
104	有彫	銅造兜跋毘沙門天立像	滝口 1728	下立松原神社	平成 18 年 3 月 1 日	白 浜
105	有彫	天女と竜・牡丹と子連獅子・牡丹と唐獅子	北朝夷 2392	円蔵院	昭和 51 年 2 月 1 日	千 倉
106	有工	梵鐘(享保六年在銘)	北朝夷 2392	円蔵院	昭和 51 年 2 月 1 日	千 倉
107	有彫	不動明王立像	大貫 1057	小松寺	平成 4 年 12 月 1 日	千 倉
108	有彫	木造薬師如来坐像	北朝夷 2392	円乗院	平成 6 年 2 月 1 日	千 倉

資料編

109	有彫	波と竜・麒麟	大川 817	大聖院	平成 8 年 11 月 28 日	千 倉
110	有彫	大黒天立像	川合 725	愛宕神社	平成 8 年 11 月 28 日	千 倉
111	有彫	賓頭盧尊者立像	川合 725	愛宕神社	平成 8 年 11 月 28 日	千 倉
112	有彫	波と竜	川合 725	愛宕神社	平成 8 年 11 月 28 日	千 倉
113	有書	天孫降臨神話図	川合 725	愛宕神社	平成 8 年 11 月 28 日	千 倉
114	有書	富士巻狩図	川合 725	愛宕神社	平成 8 年 11 月 28 日	千 倉
115	有彫	石造地藏菩薩半跏像	北朝夷 861	西養寺	平成 10 年 9 月 29 日	千 倉
116	記史	後藤利兵衛橘義光の墓	北朝夷 861	西養寺	平成 10 年 9 月 29 日	千 倉
117	記史	土佐の与市の墓	南朝夷 1355	個人(東仙寺)	平成 16 年 11 月 25 日	千 倉
118	有建	円蔵院(本堂・玄関・庫裡・客殿)	北朝夷 2392	円蔵院	平成 17 年 8 月 29 日	千 倉
119	有建	円蔵院鐘楼	北朝夷 2392	円蔵院	平成 17 年 8 月 29 日	千 倉
120	記史	井上杉長の墓	久保 76	雲龍寺	平成 18 年 3 月 10 日	千 倉
121	民無	賀茂神社大火祭	加茂 2070	賀茂神社	昭和 50 年 11 月 1 日	丸 山
122	記史	日鑑上人入定窟と請雨塔	加茂 2124	日運寺	昭和 50 年 11 月 1 日	丸 山
123	記天	日運寺の榿	加茂 2124	日運寺	昭和 50 年 11 月 1 日	丸 山
124	有建	安楽寺中雀門	丸本郷 518-1	安楽寺	昭和 50 年 11 月 1 日	丸 山
125	有工	磬	丸本郷 518-1	安楽寺	昭和 50 年 11 月 1 日	丸 山
126	有工	铸造護摩釜	丸本郷 518-1	安楽寺	昭和 50 年 11 月 1 日	丸 山
127	有書	里見文書	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
128	有書	石堂寺再建文書	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
129	有書	輪王寺一品親王文書	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
130	有工	金剛盤	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
131	有工	磬	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
132	有工	梵鐘(元徳三年在銘)	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
133	有建	宝篋印塔	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
134	有建	鐘楼	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
135	有絵	出山の釈迦画像	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
136	有絵	不動明王画像	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
137	有絵	達磨画像	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
138	有建	宝篋印塔	珠師ヶ谷 526-1	善性寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
139	有建	日運寺仁王門	加茂 2124	日運寺	昭和 53 年 2 月 28 日	丸 山
140	有歴	飛雀の烙印	大井 686	千葉県	昭和 53 年 2 月 28 日	丸 山
141	民無	安馬谷八幡神社御神的	安馬谷 936	八幡神社	昭和 53 年 2 月 28 日	丸 山
142	有彫	八雲神社神輿彫刻	白子 2137	三嶋神社	昭和 53 年 6 月 1 日	丸 山
143	記史	正木時通・頼忠の墓	加茂 2124	日運寺	昭和 54 年 10 月 30 日	丸 山
144	記史	柱木牧馬捕場	嶺岡柱木牧乙 1-238	珠師ヶ谷愛林会	昭和 55 年 3 月 1 日	丸 山
145	有彫	珠師ヶ谷八雲神社神輿彫刻	珠師ヶ谷 546	八雲神社	昭和 55 年 3 月 1 日	丸 山
146	記天	丸郷神社の大杉	丸本郷 352	丸郷神社	昭和 56 年 10 月 29 日	丸 山
147	記史	永野台古墳	石堂 261-1	個人	昭和 57 年 10 月 28 日	丸 山
148	有書	白牛江戸往来助合人足割符帳	小戸	小戸区	昭和 59 年 4 月 12 日	丸 山
149	有彫	木造天王立像	久保 587	真野寺	平成 1 年 12 月 1 日	丸 山
150	有建	珠師ヶ谷八幡神社本殿	珠師ヶ谷 546	八幡神社	平成 4 年 4 月 1 日	丸 山
151	有彫	莫越山神社御神像	宮下 27	莫越山神社	平成 4 年 4 月 1 日	丸 山
152	有絵	里見義康御朱印附曼荼羅	宮下 27	莫越山神社	平成 4 年 4 月 1 日	丸 山
153	有書	足利頼氏公開連文書	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
154	有彫	木造持国天立像	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
155	有彫	木造廣目天立像	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
156	有彫	木造毘沙門天立像	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
157	有彫	木造元三大師坐像	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
158	有彫	木造足利頼氏坐像・付位牌	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
159	有工	刀剣	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
160	有彫	石造地藏菩薩坐像	大井 220	大徳院	平成 6 年 2 月 1 日	丸 山
161	有絵	絹本着色聖徳太子像	石堂 302	石堂寺	平成 6 年 4 月 1 日	丸 山
162	有彫	石造地藏菩薩像	安馬谷 935-1	福性院	平成 9 年 4 月 1 日	丸 山
163	民無	奏楽・猿田彦の舞	沓見 253	莫越山神社	平成 13 年 8 月 1 日	丸 山
164	民無	神酒造り神事	沓見 241	莫越山神社	平成 13 年 8 月 1 日	丸 山

資料編

165	記天	莫越山神社の椎	沓見 253	莫越山神社	平成 13 年 8 月 1 日	丸山
166	有彫	西原神社神輿彫刻	西原 207	西原神社	平成 17 年 8 月 25 日	丸山
167	有建	莫越山神社永夜灯	宮下 27	莫越山神社	平成 17 年 8 月 25 日	丸山
168	民有	八幡神社三番叟装束等	珠師ヶ谷 546	八幡神社	平成 17 年 8 月 25 日	丸山
169	有工	王泉私印	岩糸 2489	南房総市	平成 18 年 3 月 6 日	丸山
170	有歴	里見系図	五十蔵 374	個人	昭和 50 年 4 月 25 日	和田
171	有歴	黒滝哀史	五十蔵 374	個人	昭和 50 年 4 月 25 日	和田
172	有工	刀剣	五十蔵 374	個人	昭和 50 年 4 月 25 日	和田
173	記史	正木頼忠の墓	中三原 270	正文寺	昭和 50 年 4 月 25 日	和田
174	記史	三浦道寸の墓	中三原 202	正文寺	昭和 50 年 4 月 25 日	和田
175	記史	正木時忠の墓	中三原 202	正文寺	昭和 50 年 4 月 25 日	和田
176	記史	正木家累代の墓	中三原 202	正文寺	昭和 50 年 4 月 25 日	和田
177	記史	正木時通の墓	中三原 202	正文寺	昭和 50 年 4 月 25 日	和田
178	記史	向西坊入定窟	花園 1001-2	長香寺	昭和 50 年 4 月 25 日	和田
179	記史	五輪塔 磨崖	中三原 270	正文寺	昭和 56 年 10 月 29 日	和田
180	有建	虫神	上三原 1426	宝性院	昭和 56 年 10 月 29 日	和田
181	有絵	板絵箬色地獄極楽図	黒岩 767-2	真言院	平成 8 年 4 月 29 日	和田

資料：庁内資料

国による記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所有者・伝承者	指 定 年 月 日	地区名
1	民無	白間津ささら踊	白間津	白間津区／白間津オオマチ（大祭）行事保存会	昭和 46 年 4 月 21 日	千倉
2	民無	加茂の三番叟と花踊り	加茂 2070	賀茂神社民俗芸能保存会	昭和 47 年 8 月 5 日	丸山
3	民無	南房総地方のミノコオドリ	川口	川口区	昭和 19 年 3 月 7 日	千倉

国登録有形文化財（建造物）

番号	種別	名 称	所 在 地	所有者・伝承者	指 定 年 月 日	地区名
1	有建	須藤家住宅 主屋	大貫 543	個人	平成 18 年 10 月 18 日	千倉
2	有建	野島埼灯台	白浜 630	国（国土交通省）	平成 24 年 2 月 23 日	白浜

県による記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所有者・伝承者	指 定 年 月 日	地区名
1	民無	平群の花火	平久里	平久里煙火保存会	昭和 52 年 3 月 8 日	富山
2	民無	房総のミカリ習俗	滝口 1728	下立松原神社	平成 8 年 3 月 22 日	白浜

資料：庁内資料

13. 復旧計画

13-1 被災者の生活確保に関する計画

<13-1-① 災害見舞金等の支給額>

種 類	支給区分	支給額	対象者／備考
災害弔慰金	死亡	500万円	生計を維持していた者
		250万円	その他の者
災害障害見舞金	負傷又は疾病	250万円	生計を維持していた者
		150万円	その他の者
災害援護資金の貸付	世帯が1人であるとき	220万円	本援護資金については、各種の条件及び限度額が設定されている。
	〃 2人であるとき	430万円	
	〃 3人であるとき	620万円	
	〃 4人であるとき	730万円	
	〃 5人以上であるとき	730万円に、1人を増すごとに30万円を加えた額	

<13-1-② 対象世帯別支給限度額>

	定額①	住宅の再建の態様等に応じて定額加算②	合計③
全壊世帯	100万円	住宅を建設・購入する世帯 200万円	300万円
		住宅を補修する世帯 100万円	200万円
		住宅を賃借する世帯 50万円	150万円
大規模半壊世帯	50万円	住宅を建設・購入する世帯 200万円	250万円
		住宅を補修する世帯 100万円	150万円
		住宅を賃借する世帯 50万円	100万円
中規模半壊	—	住宅を建設・購入する世帯 100万円	100万円
		住宅を補修する世帯 50万円	50万円
		住宅を賃借する世帯 25万円	25万円

<13-1-③ 対象世帯別支給限度額（単身世帯）>

	定額①	住宅の再建の態様等に応じて定額加算②	合計③
全壊世帯	75万円	住宅を建設・購入する世帯 150万円	225万円
		住宅を補修する世帯 75万円	150万円
		住宅を賃借する世帯 37.5万円	112.5万円
大規模半壊世帯	37.5万円	住宅を建設・購入する世帯 150万円	187.5万円
		住宅を補修する世帯 75万円	112.5万円
		住宅を賃借する世帯 37.5万円	75万円
中規模半壊	—	住宅を建設・購入する世帯 75万円	75万円
		住宅を補修する世帯 37.5万円	37.5万円
		住宅を賃借する世帯 18.75万円	18.75万円

<13-1-④ 農林漁業者への融資>

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗・肥料・飼料、労賃、水利費、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金(農業共済又は漁業共済)の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円(600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円(250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※()内は激甚災害法による特例措置	3.0%以内	原則6年以内(果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)
	5.5%資金	〃	〃	5.5%以内	原則5年以内
	6.5%資金	〃	〃	6.5%以内	原則3年以内(果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)
県 単 農 業 災 害 資 金	経営安定資金	種苗・肥料・飼料、労賃、水利費、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例：0.5%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例：0.5%)	6年以内(据置2年以内)

資料編

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (令和元年の適用例：0%)	5年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (令和元年の適用例：0%)	6年以内 (据置2年以内)
日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)	変動 (毎月見直し)	10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80～90%以内	変動 (毎月見直し)	30年 (据置20年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		15年 (据置5年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内	変動 (毎月見直し)	20年 (据置3年以内)
漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり45,000万円(特認110,000万円)又は借入者負担額の80%以内のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	12年 (据置2年以内)	
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円(特認600万円、漁船1,000万円)又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年(据置10年)	
(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設等共同利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)	

令和3年4月1日現在

13-2 生活関連施設災害復旧計画

<13-2-① 回線の復旧順位>

		復 旧 回 線	
第 1 順 位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所(無人局含む)に公衆電話1個以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・電話受付用回線(INS1150)の10%以上 ・電報中継回線の各対地別1回線以上 ・電報配信用回線の各対地別1回線以上 	
	専用線サービスなど	専用回線	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関(第1順位)の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線(片方向)以上
		国際通信事業者回線	・対地別専用回線の10%以上
		国内通信事業者回線	・対地別専用回線の10%以上
	社内専用線	・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線	
加入電信サービス 回線交換サービス パケット交換サービス ファクシミリ通信網サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関(第1順位)の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継用回線数 		
総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関(第1順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上 ・システム利用のユーザー回線については各事業所に各1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 		
第 2 順 位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関(第2順位)の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人あたり公衆電話1個以上 	
	専用線サービス	・重要通信を確保する機関(第2順位)の専用回線各1回線以上	
	加入電信サービス 回線交換サービス パケット交換サービス ファクシミリ通信網サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関(第2順位)の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継用回線数 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要回線を確保する機関(第2順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上 ・システム利用のユーザー回線については各交換所に1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 	
第 3 順 位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

<13-2-② 機関の復旧順位>

順位	重要通信を確保する機関(契約約款に基づく)
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

13-3 激甚災害の指定に関する計画

<13-3 激甚法により財政援助等を受ける事業>

区 分	事 業 の 種 類
I	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑨ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑪ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑫ 堆積土砂排除事業 ⑬ 湛水排除事業
II	農林水産業に関する特別の助成 ① 農地等の災害復旧事業 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業 ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業 ⑦ 共同利用小型漁船の建造 ⑧ 森林災害復旧事業
III	中小企業に関する特別の助成 ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業 ③ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 ④ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付期間等の特例
IV	その他の財政援助及び助成 ① 公立社会教育施設災害復旧事業 ② 私立学校施設災害復旧事業 ③ 感染症予防事業に関する負担の特例 ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ⑤ 水防資材費の補助の特例 ⑥ り災者公営住宅建設等事業 ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額へ算入) ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

14. 放射性物質事故応急対策

表3 OILと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物接種制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

15. 災害報告様式

市は、災害における被害情報等を、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づいてその概要を県に報告するが、その報告は原則としてシステムを使用する。

市における県への報告一覧を資料14-1に示す。

＜資料 14-1 市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表＞

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 3 (交通規制・道路被害)
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 4 (その他の被害)
避難勧告等に関する情報	市町村	様式 5 (避難勧告等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)

南房総市防災会議条例

平成18年3月20日

条例第13号

改正 平成24年12月20日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、南房総市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南房総市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県の知事部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長が部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 南房総市教育委員会及び南房総市議会事務局の職員のうちから市長が任命する者
 - (7) 南房総市消防団長及び安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

南房総市防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、南房総市防災会議条例(平成18年南房総市条例第13号以下「条例」という。)第5条の規定により、南房総市防災会議の会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 条例第3条第4項に規定するあらかじめ指名する委員は、同条第5項第4号に規定する第4号委員のうち、副市長の職にあるものとする。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の招集は、開会の日前、7日までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第4条 会議は公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合で、会議において公開しないと決めたときは、この限りでない。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第5条 会議を開催したときは、次の各号に掲げる事項について会議録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、原則として公開する。ただし、前条第1項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(代理)

第6条 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

2 委員は、前項の規定により代理人を出席させるときは、代理人出席届出書(別記第1号様式)によりあらかじめ会長に届け出なければならない。

(異動の報告)

第7条 委員に異動があるときは、委員異動報告書(別記第2号様式)により速やかに会長に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成19年南房総市訓令第23号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日南房総市訓令第1号)

資 料 編

この訓令は、公示の日から施行する。

南房総市災害対策本部条例

平成18年3月20日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定により、南房総市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって当てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。